

伊丹市男女共同参画施策

市民オンボード報告

(平成 29(2017)年度事業内容)



男女共同参画

平成 30(2018)年 11 月

伊丹市男女共同参画施策市民オンボード



伊丹市男女共同参画計画基本理念

「男女(一人ひとり)が対等な存在として個性や能力を発揮でき、
まちづくりの主演としてつながりつつ共に輝く」

伊丹市総合計画(第5次)の体系から

将来像 「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」

基本目標 市民が主体となったまちづくりの実現

基本方針 2. 多様性を認め合う共生社会

基本施策 3) 男女共同参画の推進

日本国憲法第 14 条第 1 項

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

日本国憲法第 24 条第 2 項

「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」

男女共同参画社会基本法第 3 条

「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」

第4次男女共同参画基本計画「第 1 部基本的な方針」から

「このため、第4次男女共同参画基本計画(以下「4次計画」という。)では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」

「女性差別撤廃条約」第 1 条から

「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」

(写)

平成 30(2018)年 11 月 2 日

伊丹市長 藤 原 保 幸 様

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

西 尾 亜 希 子

中 田 亜 紀 子

星 野 郁 子

「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況に関して（報告）

伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは、「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱」第 11 条の規定に基づき、平成 29(2017)年度における「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況について、別紙のとおり報告します。

伊丹市においては、本報告書を踏まえて「計画」の実現へ向けた一層の努力を要請します。

目 次

体系表	1
-----	---

今年度の調査から（特集）

特集（１）女性の就業について	2
特集（２）男性の育児・介護への参画について	4
特集（３）ライフプランを含むキャリア教育・男女共生教育について	6

基本目標別具体的施策についてのオンブード評価

I 性別に関わりなくともに活躍できるまち

【基本目標１】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する	9
【基本目標２】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する	9

II だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

【基本目標３】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める	10
【基本目標４】性差に配慮した健康施策を推進する	10
【基本目標５】困難を有する女性などに対する施策を推進する	12

III 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

【基本目標６】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する	13
【基本目標７】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	14

IV 計画の着実な推進

【基本目標８】連携と協働により計画を推進する	15
------------------------	----

平成 29（2017）年度分各所属からの計画施策別事業報告

I 性別に関わりなくともに活躍できるまち

【基本目標１】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する	16
【基本目標２】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する	37

II だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

【基本目標３】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める	39
【基本目標４】性差に配慮した健康施策を推進する	46
【基本目標５】困難を有する女性などに対する施策を推進する	53

Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

【基本目標 6】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する・・・63

【基本目標 7】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する・・・67

Ⅳ 計画の着実な推進

【基本目標 8】連携と協働により計画を推進する・・・72

数値目標・・・79

平成 30（2018）年度ヒアリング実施経過等

平成 30（2018）年度伊丹市男女共同参画施策市民オンブード活動記録
・・・80

平成 30（2018）年度ヒアリング実施経過・・・81

資 料

伊丹市特定事業主行動計画・・・82

伊丹市公表情報（女性活躍推進法）・・・90

職業別求人・求職の状況 ハローワーク伊丹受理分・・・91

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱・・・93

体系表

★は重点項目

基本目標		施策の方向	
Ⅰ 性別に関わりなくともに活躍できるまち	1 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する	1 働く場における男女平等を推進する	★ ①男性中心型労働慣行等の見直しや女性の参画の必要性、仕事と生活の両立について啓発する
			②事業主に対し女性の登用や事業主行動計画の策定を支援する
			★ ③就業している・就業を希望する女性を支援する
			④性別に関係なく、生活の場における自立を支援する
			⑤家庭での性差に偏らない子育てを支援する
			⑥家庭での性差に偏らない介護を支援する
		3 地域社会における男女平等を推進する	★ ⑦地域活動・NPO・ボランティアなどの場において、それぞれの能力を生かした活躍を支援する
			⑧地域で活動する団体へ女性の参画や男女共同参画を啓発する
			⑨地域において性差に偏らない子育てや介護を支援する
	2 意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する		①審議会など意思決定の場を、性別に偏らない多様な意見交換の場とする
		★	②意思決定の場での発言の機会などを活用できる人材を育成する
Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつつけられるまち	3 男女共同参画社会を支える市民の意識を高める	1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める	①市民へ男女平等に関する啓発を行う
		2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる	★ ②ライフプランを含むキャリア教育・男女共生教育を支援する
			★ ③子どもを取り巻く大人への啓発を行う
	4 性差に配慮した健康施策を推進する	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する	①性・生殖に関する自己決定についての教育を行う
		2 性差にまつわる健康施策を推進する	②生涯を通じた健康支援を行う
			③妊娠・出産・産後に関する健康を支援する
			④自殺予防のための支援を行う
	5 困難を有する女性などに対する施策を推進する	1 ひとり親家庭に対する施策を推進する	①ひとり親家庭への支援を行う
		2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する	②障がい者・外国人に情報が届くよう支援する
			★ ③困難を有する女性への相談を実施する
		3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を推進する	④だれもが自分の性を生きることができるよう市民への啓発を実施する
			⑤セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための社会づくりを行う
Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち	6 女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する	1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する	★ ①「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画」を着実に実施する
			②「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画」に基づいた若年層からのデート DV 防止の教育・啓発を実施する
		2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する	③ハラスメントの被害者に対する支援を実施する
			★ ④ハラスメント防止の啓発を行う
		3 性暴力を防止する	⑤性暴力・リベンジポルノ・ストーカー行為などへの防止について啓発する
			★ ⑥子どもへの性暴力の防止のために啓発する
	7 男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する	①防災における政策・方針決定の場への性別による偏りをなくす
			②地域防災計画において男女共同参画に必要な施策を盛り込む
		2 災害時において女性に配慮した対策を充実する	③各種防災マニュアルに男女共同参画の視点が反映されるよう支援する
			④避難所運営時において男女共同参画の視点が反映されるよう支援する
			⑤男女共同参画の拠点施設において災害に対する支援を行う
		3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	⑥災害に携わる女性の割合を増やす
			★ ⑦災害時に必要な備えについて啓発する
			⑧職員に対し災害の取り組みにおける男女共同参画の視点の必要性を啓発する
Ⅳ 計画の着実な推進	8 連携と協働により計画を推進する	1 庁外と連携や協働により計画を推進する	★ ①市民や様々な団体などと連携・協働する
		2 庁内推進体制を充実する	★ ②事業主として「事業主行動計画」に基づく取組を実施する
			★ ③庁内の連携体制を強化する
			④計画の進捗状況を調査する
			⑤県や近隣自治体と連携する
		3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する	⑥男女共同参画の拠点機能の充実を図る

今年度の調査から (特集)

今年度の調査から（特集）

特集（１）女性の就業について

平成 27（2015）年度に実施した「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」より伊丹市は全国平均で見ても男性の就業時間が長い傾向にあります。また、「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分担について賛成する（もしくは「どちらかといえば賛成する」も含む）の割合が全体で 55.8%であり、全国調査（44.6%）と比べても高く、今の伊丹市の現状で子育て中の女性が就業したいと思っていなくても、育児や家事の両立が難しくなると想定されます。伊丹市が全国と比べても「女性は仕事をずっと続ける方が良い」のポイントが少ないのは、そういった実態もあるからではないでしょうか。

【就業支援について】

自立相談課が、「子育て中だが、短時間でも働きたい女性が多いのではないか」と考えに基づき、「9～14 時の仕事就職相談会」を開催したことは評価できます。時間の制約があっても働けないと思っていた女性が、同相談会に参加することによって、働くことができるかもしれないという最初の一步を踏み出すきっかけを提供されたことはよかったです。

従来の就職相談会より多くの方が来場されたことは、潜在的なニーズの発掘に成功したことを示していると思います。さらに参加企業・事業所についても「家庭の事情による急な休みでもとりやすい点」に配慮した企業などの参加協力と呼びかけた点も評価できます。

今後も相談会を実施することで市民がどの程度その時間帯で本気で働きたいか、来場者の反応などを見ることができると思いますので、今回うまくいかなかった部分は改善し、継続して開催してアンケートをとったり市民の声を聞いていただきたいです。

その他、自立をしたいが、仕事を離れて長い時間がたっている人の中で、仕事を探せない人や希望する時間帯に働きたい人へのサポートも必要です。

【女性の引きこもりについて】

自立相談課ヒアリングで明らかになったことですが、男性の引きこもりは就職しないことを親が心配する一方で、女性の引きこもりはあまり親が心配せず、相談に来ない状況に危機感を覚えます。学校を卒業したら男性は働かなくてはいけないという思い込みも、「家事手伝い」なので女性は働いていなくても大丈夫という考え方も変えていく必要があります。女性の引きこもりが問題視されなければ、何かの事情でご両親が亡くなったときに女性はどこに相談すればいいかわからず、適切なサポートを受けられない可能性も出てきます。現在どこに情報発信すれば必要とする人に情報が届くのかが見いだせていない状況とのことです。自治会や民生委員などと連携して情報を発信し、相談につなげていくようにしていただきたいです。

また、引きこもりの人たちの交流の場について、今はないようですが今後の実施を検討していると

のことですので、早急にそういう場を作っていただきたいと思います。

【就業している子育て中の保護者への配慮について】

平成 29（2017）年に発行された市民オンブード報告の中に、「園や学校での行事や入学説明会、乳幼児健診などの市が決定する公的な事業や市民へお願いしている協働事業も含め、平日昼間に行くことに対して配慮をする必要がある。」と書かれていますが、まだ目立った改善は見られていません。さらに小学校の参観でも同じようなことがいえます。平日昼間の指定された時間のみに参加するのは難しい保護者もいるでしょう。その上「低学年と高学年」や「低学年、中学年、高学年」と別日で参観日を指定し、その日でなければ参観できないというのは、複数の子どもを持つ保護者や非正規雇用におかれている保護者からするときょうだいの子どもの預け先や仕事を休むといった調整の負担も大きいです。その負担のある実態を認識していても、市側が「親の当然の努力」として動かなければ何も変わりません。

懇談の日は高学年と低学年で別日に設定したとしても、そのどちらの日でも参観に来ておかまわない、などすることはそう大変なことでしょうか。少し変更するだけで保護者の負担は減り、育児中の保護者も仕事しやすい環境にすることもできますので対処していただきたいと思います。

【女性の就業支援に対する課題】

女性の就業に関するヒアリング等で気になった点があります。公共施設等で実施する就職したい女性のための講座の多くが「パソコン関係」や「簿記」など事務に関するものが多いということです。開催した事務系の講座は多くの方に受けていただいて、実際に講座がきっかけで簿記検定に受かっている人もいることはすばらしいです。しかしハローワーク伊丹が出している、職種別求人・求職の状況の有効求人倍率を見ると、事務職の人気・倍率共に高くなっており、事務系のスキルを上げる講座を開催しても、実際就ける仕事があれば意味がありません。講座を受ける人が多いからと人気の講座を開くのではなく、ハローワークの有効求人倍率の情報を考慮して、少人数向けでもかまわないので就業したい女性と企業や事業所がマッチング出来るような講座も開催していただきたいと思います。

「実際に就ける仕事と開催している講座にミスマッチがあるのを認識していながら、ハローワークとの調整が難しく、29年度はマッチング出来るような講座が実現できなかった」というお話も聞きました。「この課は就職の斡旋ができない」ではなくて、もっと積極的に横のつながりをもって講座を開催するなり就職のサポートをする状況をつくらなければ女性の就業率を上げるのは難しいでしょう。

各課で連携したりプランを考えたりして、伊丹市がもっともっと暮らしやすく女性が働きやすい環境になることを期待します。

特集（２）男性の育児・介護への参画について

「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っている伊丹市

平成 27 年（2015 年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、女性の就業を後押しする機運が高まってきています。しかしながら、今まで家事・育児・介護を多く担っていた女性にとって社会に出ていくことは多くの困難があります。

同年、平成 27 年（2015 年）に実施した「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、性別役割分担意識についての質問、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に賛成かの回答は、賛成する（「賛成する」「どちらかといえば賛成する」の合計）の割合が全国調査と比べ、11.2 ポイント高くなっています。以前の調査(平成 22 年度)も同様の結果でした。

また、「男は仕事、女は家事・育児」に賛成する割合が、全体で 54.9%、男性では 60.0%、女性では 50.8%と、男性の方が性別役割分担意識を容認する傾向が伊丹市においては強いようです。

性別役割分担意識が強ければ、就業しようとする女性に対して、仕事をしながら、さらに家事・育児・介護を負担させることを強要することにもなりかねません。家事・育児・介護を男性もすることが当たり前であるという意識を、市民に持っていただくための施策がどのように伊丹市で行なわれているかを確認し、男性が育児・介護を積極的にすることが女性の社会進出を後押しすることになると思うので、男性の育児・介護への参画について特集としました。

【男性の育児参画を促す伊丹市の施策】

「イクメン」という言葉が話題になり、男性の育児参画は進んでいると思います。子育て支援課で実施している父親の育児参加事業「ととりば」において、年間 112 人、日曜むっくでは年間 374 人の男性保護者の利用者があったことは評価できます。男性保護者の集える場所を提供することにより、社会とのつながりが薄くなりがちな男性保護者への仲間づくりを助け、男女共同参画を啓発できるような場所作りや講座への参加を促してもらいたいです。

公民館において「0 歳児パパのワイワイトーク」、女性・児童センターにおいて「日曜日はパパとあそぼ！」のパパ向けの講座が行われています。公民館「0 歳児パパのワイワイトーク」では、自主グループが立ちあがったと、事業報告に記載がありました。女性・児童センター「日曜日はパパとあそぼ！」は、遊ぶことから育児の第一歩が始まるという意図はわかりますし、児童館併設なので、「パパはあそぼ」となったのかもしれません。内容はいいと思いますが、家事はママがして、「パパはあそべばよい」ととらえかねないので、「日曜日はパパとあそぼ！」という題を次年度は変えていただきたいです。

若い世代の男性が育児をすることはめずらしいことではなくなっていますが、まだまだ少なく、若い世代の、その上の父母の世代は男の育児に否定的な感情を持つような世代だと思います。身内からの否定的な意見はあっても、自分以外のパパ達が育児をする姿を見ることにより、育児をすることに抵抗がなくなるといいますので、このような場所作りや講座を増やしていただきたいです。

【男性の介護について】

介護も妻・嫁・娘がするものという固定的な性別役割分担意識が強いと女性が担うことが多くなります。固定的な性別役割分担意識の強い伊丹市では家事・育児・介護を女性が担うことが多くなり、それが女性の社会進出を遅らせている要因になると思いますので、できれば男性にももっと介護をしてもらいたいと思い、男性の介護者の現状を各課にヒアリングしました。また、直接介護者と面接する、地域・包括支援センターの認定調査員の方の声を聴きました。

在宅介護実態調査によると、男性介護者 30.6%、女性介護者 66.7%になったそうです。地域・包括支援センターを通じてケアマネジャーにアンケートをしたところ、認定調査員の調査でも同様の数字が出ています。すでに、3人のうち1人は男性が介護者になっている現実がありました。夫婦世帯などでは男性が妻の介護をすることも近年増えています。また、国立社会保障・人口問題研究所による『2018年版人口統計資料集』の「表6-23 性別、50歳時の未婚割合（生涯未婚率）、有配偶割合、死別割合および離別割合」によると、生涯単身者の割合は全国的に見ても高くなってきており、単身の息子・娘が介護することも多くなっていると考えられます。

介護者は、配偶者の次に娘、息子の割合が近年高くなっているようで、必ずしも「嫁」がするということは少なくなってきています。核家族化の影響もあるのでしょうか。

夫、息子など男性の介護者の場合、地域活動に参加の意思があっても、仕事の関係で参加できず、地域とのつながりが持てない、普段行わない家事を行うため介護の前に家事がストレスになる、このような事情から、虐待などが女性介護者よりも多くなる傾向があるようです。地域・高年福祉課で平成29（2017）年度高齢者虐待に関する相談通報件数を把握されていますが、夫による虐待が全体の35%、息子による虐待が26%となっており、介護者のみならず虐待する男性に対するケアも必要です。

ヒアリングの時に、男性だけの介護当事者のグループは参加者が少ないものの40年前から存在していると話を伺いましたし、平成29（2017）年度は公民館で中高年男性向けの介護に関する講座を行ったとの報告がありました。これらのことは評価できます。

しかしながら、ヒアリングや各課の事業報告を通じて、男性介護者への男女共同参画の視点を持った取り組みはまだ少ないと感じました。もう少し、男性介護者の実態を調べていただきたいです。地域で声を上げられないのであれば、さらに多くの介護者の会を作る場を提供する、家事、介護がストレスにならないよう家事や介護についての男性向けの講座を開催し、虐待などが起こらないように心のケアをするなどの対策をしていただきたいです。

特集（3）ライフプランを含むキャリア教育・男女共生教育について

【社会変化と伊丹市の現況】

人生100年時代といわれる今日、私たちは仕事について考える時、「就職」という短期的な視野ではなく、「キャリア(career)」の本来の意味である「生涯」という長期的な視点から捉える必要があります。さらに、生きていく上で起こりうる様々なライフイベント（例えば結婚、出産、子育て、住宅購入、老後）に備えるため、ライフプラン（それらのイベントを時間軸あるいは年齢で捉えるもの）を描いたり、さらにいえば資金計画について考える能力も必要です。

一方で、伊丹市は「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が全国に比べて強く、都道府県別に見ても、兵庫県は専業主婦率が高かったり、女性の生涯未婚率（50歳時未婚割合）が高いという特徴があります。[※] これまで多くの女性は結婚や出産をするまで働いて、退職後（または就業中断後）は「家計の管理」に勤しんできたかもしれません。けれども全国的に性別にかかわらず未婚率が上昇していることが示すように、人々の間では「結婚すること」が当たり前ではなく、離婚も珍しくなっています。したがって、女性であっても不測の事態に備えられるよう、生涯にわたって自らの稼得能力（就業により稼いで収入を得る能力）を持つことが必要になってきました。

【伊丹市独自の取り組み『キャリア学習ノート』の活用】

伊丹市は独自に小中学生向きに『キャリア学習ノート』を開発し、キャリア教育にあたっています。その中では、「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」などさまざまな能力を身につける重要性について述べられています。しかし、不思議なことに「生活の糧を得ること」あるいはその必要性についての記述がほとんどありません。ほぼ唯一「生活の糧を得なければならない」ことが明確に書かれているのは、中学1年生用のキャリアノート中の村上龍著『13歳のハローワーク』の一部抜粋の文章中のみです。この状態では、多くの子どもたちが抱くであろう（あるいは抱いているであろう）「なぜ人は（時にはいやでも）働かなければならないの？」という質問には答えられないでしょう。そのため、子どもたちはいくらキャリア教育を受けても、社会的・職業的自立の必要性について理解できない可能性があります。

『キャリア学習ノート』の中で生活の糧を得なければならないことに触れていない理由として、文部科学省がキャリア形成に必要な意欲や態度を育てる教育を重視してきたことがあると思います。また、自力で生活の糧を得ることが難しい可能性のある一部の障がい者に配慮された結果であることも予想されます。しかし、中央教育審議会による「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）では、勤労観や職業観の育成のみが強調され、社会的・職業的自立のために必要な能力の育成が軽視されてしまっていることを課題として指摘していることも事実です。いいかえれば、早くから社会的・職業的自立について考え、必要とされる力を養っておく必要があるという認識が強まっていると良いでしょう。

伊丹市は『キャリア学習ノート』を作成するだけでなく、2012（平成24）年に「消費者教育の推進に関する法律」が公布・施行されたことをきっかけに、2016（平成28）年に「伊丹市消費者教育推進

計画」を策定して、市を挙げて消費者教育に取り組んでいます。しかし、消費者教育は「すでに所有するお金を消費すること」が前提となっており、ここで重視しているキャリア教育は（お金を消費する以前に）まず稼得能力を持つことの重要性について子どもたちに認識させる教育のことという意味で、消費者教育とは大きく異なります。

『13歳のハローワーク』がミリオンセラーになったのは、職に就くことを通じて生活の糧を得なければならないという現実をしっかりと述べ、その上で個人の興味、関心、好きな教科に合った職業が存在するというもうひとつの現実があることを示したからであり、その斬新さと説得力が読者である子どもや親を惹きつけたのでしょう。

AIの登場やそれに伴う職業の変化、および少子高齢化の急速な進行など、社会はめまぐるしく変化しています。そのような現実も踏まえて、キャリアをどう描いていくかという視点を盛り込むことが必要であるように思います。

【学校指導課へのヒアリングを通して】

キャリア教育に限らず、お金の教育についてもでしたが、学校教育においては「学習指導要領」に沿って授業が行われるため、「学習指導要領」に書かれていないことに関しては、「教えていない」か「学校か教員の判断に委ねている」という回答が非常に多かったように思います。けれども、伊丹市独自の教材を開発し、使用しているのであれば、もっと工夫を凝らしても良いのではないのでしょうか。

教員の長時間労働による疲れやストレスが社会的な関心を集める中、教員に時間的・精神的余裕がないことも理解できます。しかし、まず教員がキャリア教育を行う上で、冒頭で述べたような社会変化や伊丹市の特徴をとらえ、少しことばを添えるだけでも、キャリア教育はより意味のあるものになっていくように思います。

注) 性別役割分担意識の強さ

伊丹市（2019）『第2期伊丹市男女共同参画計画—性別にかかわらず自分らしく生きられる社会を、次世代に引き継ぐ豊かなまちへ』、7頁。『『男は仕事、女は家庭・育児』という考え方に賛成か（単数回答）』という質問に対して、「賛成する」、「どちらかといえば賛成する」と回答した人の割合は、全国が44.6%だったのに対し、伊丹市は55.8%だった。

専業主婦率の高さ

内閣府男女共同参画局（2017）『男女共同参画白書 平成29年版』の「I-特-4 図 都道府県別 女性の就業率（25～44歳）の推移」によると、2015年現在の女性の就業率は全国都道府県のうち、神奈川県が最も低く、兵庫県、奈良県が次ぐことから、専業主婦が多いことが予測される。

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h29/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-04.html

女性の生涯未婚率の高さ

『人口統計資料集 2018』の「表 1 2－3 7 都道府県，性別 50 歳時未婚割合(生涯未婚率)：1920～2015 年」によると、2015 年現在、女性の場合、全国平均 14.06%に比して兵庫県は、14.26%であり、東京 (19.20%)、北海道 (17.20%)、大阪 (16.50%) などに続き、11 番目に高かった。男性については、全国平均 23.37% に比して兵庫県は 20.53%であり、奈良 (18.24%)、滋賀 (18.25%)、福井 (19.19%) などに続き、4 番目に低かった。高かったのは、沖縄 (26.20%)、岩手 (26.16%)、東京 (26.06%) である。

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Popular2018/T12-37.htm>

基本目標別
具体的施策についての
オンブード評価

I 性別に関わりなくともに活躍できるまち

【基本目標1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する→特集(1)(2)を参照

【基本目標2】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する

[審議会などに占める女性委員の割合について]

「平成30年度地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査」に関する伊丹市が2018年(平成30)年4月1日現在で報告した数値によると、地方自治法(第202条の3)に基づく「審議会等数」は43、うち女性委員のいる委員会数は40、委員総数551名、うち女性委員数は168名であり、女性割合は30.5%でした。さらに、地方自治法(第180条の5)に基づく「委員会等数」は6、うち女性委員のいる委員会数は4、委員総数31名、うち女性委員数は7名であり、女性割合は22.6%でした。

女性委員のいる審議会および委員会は増えてはいますが、「女性委員のいない審議会などをなくす」という目標はまだ達成できていませんし、「審議会などの委員は、男女いずれもが委員総数の40%以上60%以下となるようにする」という目標の達成はより難しい状況にあります。問題は数値上だけではありません。かねてから指摘されていることですが、女性割合が10.0%以下の「審議会等」も存在します。特に気になるのが、防災関連です。災害発生時に起こる女性特有の問題はすでにメディアなどで取り上げられていますし、対応が必要なことは明かです。さらに、予防という観点からも女性の視点を取り入れることは不可欠です。もし女性が少ない理由がすでに明らかなのであれば、解決策は見だしやすいでしょうし、場合によっては組織のあり方を抜本的に見直す必要があるかもしれません。ここ数年、災害はより頻繁に、より深刻になってきているように思います。一刻も早く適切な対応をお願いします。【危機管理室、他審議会等所管課】

Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

【基本目標 3】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める →特集（3）を参照

【基本目標 4】性差に配慮した健康施策を推進する

〔制服に関わる校則の見直しについて〕

今夏、『ブラック校則―理不尽な苦しみの現実』（荻上チキ・内田良著、東洋館出版、2018 年）が出版され、メディアが校則について取り上げることが増えています。校則についてさかんに議論されるようになった発端は、2017 年に生まれつき髪が茶色の高校生が学校から髪を黒く染めるよう強要され、精神的苦痛を受けて不登校になったことを理由に裁判を起こしたことにあります。同書の中でも女子生徒が肌着などの下着の色やデザインをチェックされ、没収されたり、体操着の内側に下着を着用することを禁止されたりしている状況が取り上げられています。生徒が不満を訴えたり、校則が存在する理由を尋ねても、教員側からは「校則は校則だから」という「校則ありき」の回答しか返ってこない現状が報告されています。

学校指導課にこのような状況を伝え、伊丹市の対応についてヒアリングしたところ、伊丹市の公立中学校では、冬、基本的には生徒にコートやタイツは着用させておらず、個人の申し出があれば対応するというかたちを取っていることがわかりました。（その後の市内 8 中学校への聞き取り調査で 3 校のみウィンドブレーカーなど制服の上から羽織るものを着用することを、1 校のみベージュのタイツを履くことを許可していることがわかりました。しかし、8 校ともコートはかさばるため保管場所がないという理由などにより許可していませんでした。）学校側が個別対応している時点で、生徒や保護者の多くは「禁止されている」と理解するでしょう。また、「個別対応を申し出て、自分だけが許可されたとしても、目立つから我慢する」と考える生徒がいたり、体の冷えを心配しながらも見ているしかない保護者が少なくないことも予想されます。

一般的に、人は寒い時期にはコートを着たり、タイツを履いたりします。理由は寒いからであり、体を冷やさないためです。東洋医学においても自律神経やホルモンバランスの乱れ、血行不良、免疫力の低下などの原因になるため、「冷えは万病の元」ととらえられています。女性の冷え性と不妊の関係に関する研究もあり、体の冷えには注意する必要があります。^{注)} それにもかかわらず、公教育機関が子どもの健康を害するような校則を設け、長年校則の見直しをしていないのは大きな問題です。特に女子中学生は生理が始まったり、始まって間もなかったりするため、ただでさえ腹痛を訴えやすい学齢期にあります。学校はむしろ生徒の健康を考えてコートやタイツの着用を促すべきではないでしょうか。ここで取り上げた校則に限らず、今ある校則が合理的なのかどうか、海外の事例なども参考にし、検証し、改善あるいは廃止していただきたいと思います。【学校指導課】

注) 全国健康保険協会および時事メディカル（時事通信社）の HP、白井 麻衣子、久下 浩史他（2016）「女性の冷え症状と不妊症との関係について」『全日本鍼灸学会雑誌』66 巻 3 号 p. 180-188 を参照。

[EPDS の導入および活用について]

日本産婦人科医会は、妊娠中のうつ病は約 10%、産後は 10 ～ 15% 前後にうつ病がみられ、妊産婦の自殺、母子心中、嬰兒殺しなどの問題に発展する可能性があることを報告しています（『妊産婦メンタルヘルスケアマニュアルー産後ケアへの切れ目のない支援に向けて』、2017 年刊行）。このような中、伊丹市では、前伊丹市オンブードが強く要望していた妊産婦のメンタルヘルスの把握とケアのための EPDS（Edinburgh Postnatal Depression Scale、エジンバラ産後うつ病質問票）の導入および活用について大きな成果があったことが見てとれます。まず平成 29（2017）年度には EPDS に関する職員研修の実施や、一部の褥婦に限定して EPDS が用いられました。そして平成 30（2018）年度からは出生を届出る「出生連絡票」に EPDS を組み入れ、多くの褥婦に対して迅速に必要なケアを提供できるようになりました。

伊丹市では特に子どもが小さいうちは専業主婦として子育てを行っている母親たちが多いことが予想されます（特集（3）の本文および注を参考）。その分、母親らは夫が仕事などにより不在の場合に子育てに関して孤独やストレスを感じたりすることが多いかもしれませんし、結果としてうつ病を発症したり、悪化させてしまう恐れがあります。今後は、このような伊丹市の特質とそれに伴う問題性に敏感になり、他の課や機関との連携を強めることを通じて、より一層母子の健康維持に尽力していただきたいと思います。【健康政策課】

【基本目標5】困難を有する女性などに対する施策を推進する

[セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策について]

昨年度、セクシュアルマイノリティとされる人や性の多様性について、理解を深めるための教職員対象の研修が実施されています。また、学校現場においてはセクシュアルマイノリティ当事者の話を聞く機会を提供されています。制服・トイレなどセクシュアルマイノリティの方々が教育現場で遭遇する困難に対する理解を深めるために大変良い取り組みです。

併せて、セクシュアルマイノリティ相談窓口の設置や、職員、市民を対象に研修を繰り返し実施した点も評価できます。

セクシュアルマイノリティの方たちが生きやすくなることが、ひいては、すべての人が共同参画できる社会に近づくことになると思いますので、性の多様性に関する啓発は今後も継続して実施してほしいです。【同和・人権推進課】【人権啓発センター】【人権教育室】

[性の多様性が尊重される学校生活を目指して]

心と身体の性が一致しないトランスジェンダー（性同一性障害といわれてきましたが、「障害」ということばの問題性から、今日ではトランスジェンダーや性別違和といわれています）の人々にとって、トイレや更衣室の使用、制服の着用などは常に大きな問題となっています。特にトイレの使用や制服の着用は毎日のことである上、圧倒的多数の人々は気づきにくい問題であるため、多くの人は無意識のうちに当事者たちを苦しめてしまっている可能性があります。

例えば、制服について「男子はズボン、女子はスカート」と決めている学校園は多いですが、合理的な理由はあるのでしょうか。単に「伝統」や「慣習」ということばのもとで、生徒らを傷つけ、悩ませ続けているのであれば、すぐに改善する必要があります。

「生徒や保護者に声を上げてもらえれば個別に対応します」という回答がありそうですが、そもそもトランスジェンダーの生徒やその保護者は声を上げにくい状況にあることを理解してください。制服の見直しの是非について、千葉県柏市立柏の葉中学校や福岡市の教育委員会などの事例^{注)}も参考に主体的に検討してください。【学校指導課】

注) 今春開校した柏市立柏の葉中学校は4タイプの「ジェンダーレス制服」を導入して話題となりました。福岡市教育委員会はセクシュアルマイノリティの生徒に配慮が必要があるとして、今年度より市立中学校の制服の見直しに入っており、生徒と保護者7,000名にアンケートを実施しました。外国では、生徒のジェンダーにかかわらずポロシャツ、セーター、ズボンを制服としている学校も少なくありません。洗濯しやすく、清潔に保ちやすいという衛生面から、そして成長に合わせて比較的安価に購入できるという経済面からの配慮でもあります。

Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

【基本目標6】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する

[デートDV防止の周知・啓発について]

デートDVに関しては、市立伊丹高校の生徒に講座を受けてもらった点は評価できます。しかし中学生やその他の高校生にもデートDVの知識を持ってもらう必要もあります。学校ではデートDVに関する授業もなく、市の関係者も現状を把握していないとのことでした。大学生でデートDVの話をすると、多くの女生徒がデートDVの被害に遭っていたとの話も聞きます。中学生や高校生でもスマホを持つのが当たり前になってきた時代ですので、デートDVだけでなく、リベンジポルノなどに対しても何かしら授業に組み込み、子どもたちに知識を持ってもらう必要があるのではないのでしょうか。

【同和・人権推進課（女性・児童センター）】【学校指導課】

[ハラスメント防止の啓発について]

男女雇用機会均等法の改正後、マタハラ・パタハラ^注の防止が改正されたことが広報伊丹に掲載され、それを受けて男女共同参画情報紙「com-com」にも取り上げられていた点はよかったです。さらに一定の場所に情報誌を設置するだけでなく、回覧板で多くの市民の目に触れるようにしていることも良い方法だと思いますので、これからも継続していただきたいです。【同和・人権推進課】

セクシュアル・ハラスメントの相談先はホームページでわかりやすいのですが、その他のハラスメントの相談先がわかりにくいので、ホームページや紙媒体でどこに相談すればいいのかわかりやすく周知していただきたいです。【同和・人権推進課】

注) パタハラ（パタニティハラスメント）とは、男性社員が育児休業・休暇の取得や育児のための短時間勤務を申告しても、上司や同僚からなかなか理解が得られないといった、男性が育児を通して父性を発揮する機会や権利を侵害する言動に及ぶことを言います。

こういった問題の根底にあるのは、「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識の考え方です。

しかし、男性と女性はどちらが仕事、どちら家事ということではなく、男性も女性も仕事をし、家事をするように男女の役割に対する社会の考え方が変わってきており、法律上も事業主が講ずべき措置等が義務付けられています。

【基本目標 7】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

〔女性の視点に立った防災計画と避難所運営について〕

小さな子をつれて避難所に行くのは、心理的なハードルが高いと思います。その中で平成 29 年度の伊丹市地域防災計画の修正において、妊産婦・乳児のための避難場所について明記した点は男女共同参画の視点が入っており、評価できます。さらに防災会議や避難所運営委員会などでも男女共同参画の視点から避難所運営について考えていただいていることは評価できます。今後も男女共同参画の視点を入れた避難所運営について市民・職員に周知・啓発を行っていただきたいです。【危機管理室】

女性防災リーダー養成講座を企画し、多くの方が参加して女性の視点で防災を考えてもらうきっかけになったことは評価できます。しかしタイトルと講座内容にギャップがあるように感じます。実際に震災などがあったときに、リーダーシップをとってくれるような女性を育成する講座内容も実施していただきたいです。【同和・人権推進課（女性・児童センター）】

平成 30(2018)年度の話になりますが、台風 21 号で多くの家が停電、断水したときに、すぐに市ホームページのトップが災害の情報提供について切り替わり、SNS でシェアしてくれたのはわかりやすかったです。しかし最初の情報では朝の 9 時までの開放とのことだったので、小さい子を育てている家庭には避難所に行くのが難しい時間帯でした。さらに充電やトイレを市内 6 施設開放すると Twitter で発信があったのが台風が来た日から二日後だったので、もう少し早く情報が欲しかったです。【危機管理室】

同じく台風 21 号の時ですが、近隣の市の学校が前日からの休校を決める中、伊丹市では「当日の警報の状況により判断」との対応でした。子どもの休みが事前に確定すると保護者の仕事の調整もしやすいので、大きな災害が来るとわかっているときは、家庭での対応のことも考え、できるだけ早くもつと危機感を持って休校などの決定をして欲しいです。【学校指導課】

IV 計画の着実な推進

【基本目標8】連携と協働により計画を推進する

【職員の介護休暇の取得について】

人事研修課のヒアリングより伊丹市役所内において、介護休暇をとる職員が増えていることは大変良いと思います。介護をするために仕事を辞めなければならないことが社会的に問題となってきました。介護をしながら仕事を続ける施策を市は積極的に行い、他の企業の見本になっていただきたいです。【人事研修課】

【伊丹市立女性・児童センターについて】

平成 29(2017)年度のオンブード報告で、平成 28(2016)年度女性交流サロンの事業内容が【基本課題 18】男女共同参画に向けた拠点の充実という項目の問題点として、「拠点施設として行っている事業において、男女共同参画の目的にそっていない事業が散見されることは問題である」となっています。また、平成 29(2017)年度の女性・児童センターの業務概要からは、男女共同参画の視点を持った講座が、一部開催されてはいますが、大きく変わったということはなく、課題がそのまま残っていると考えます。さらに、施設利用のすべての登録グループが分類されずに一覧になっているため、男女共同参画に関しての登録グループがあるのかないのか分かりません。テーマ別に並べ直すなど、改善を望みます。

男女共同参画の視点を持った講座を開催することにより、男女共同参画の啓発を促すとともに、人と人のつながりを広げることで、男女共同参画を推進するための人材育成をするという視点も持っていただきたいです。ただ、これはもともとあった働く女性の家・児童会館・児童プールを合わせた管理に平成 10 年に男女共同参画の拠点施設である女性交流サロンができたため、その機能が十分に発揮できず弊害となっていると考えられるので今後改善して欲しいです。

建物の老朽化により、平成 29(2017)年度に検討を重ねた結果、平成 30(2018)年度に男女共同参画拠点施設の移転が決まりました。課題となっている男女共同参画の視点を持った講座の開催、グループの育成など現在の問題点を解消できる良い機会であると思います。単独拠点となることにより、移転先の近隣の他の施設などと連携していろいろな講座を開催してもらいたいです。【同和・人権推進課（女性・児童センター）】

平成 29（2017）年度分
各所属からの計画施策別事業報告

基本目標1 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する

1 働く場における男女平等を推進する

①男性中心型労働慣行等の見直しや女性の参画の必要性、仕事と生活の両立について啓発する

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
111	事業主に対し、以下の 内容について情報提供 する ・男性中心型労働慣行 等の見直しやワーク・ ライフ・バランスの推 進 ・多様な働き方、多様 な働き手のモデル、ダ イバーシティ ・女性の参画の重要 性・必要性 ・男女平等に関する各 種法律など	事業主へ情報が 届くよう、関係機関 と連携し、情報提 供を行う。	商工労働課と連携し、 中小企業共済加入者 に配布する「労働に関 する情報コーナー」平 成29年6月号におい て、女性活躍推進法に 関する記事の作成・掲 載を行った。	事業主への継続的な 広報・啓発機会の確 保。	引き続き、 関係機関 と連携し、 情報提供 に努める。	921301	伊丹市男女 共同参画推 進事業	同和・ 人権推 進課
		関係課に対して、 ワーク・ライフ・バ ランス等に関する情 報提供の周知・啓 発を行う。	ワーク・ライフ・バ ランス等に関する情報提供の 周知・啓発を行った。	引き続き、ワーク・ライ フ・バランスに関する情 報提供を行ない、周 知・啓発に努める。	関係課に 対して、引 き続きワ ーク・ライ フ・バラン ス等に関 する情報 提供の周 知・啓発 を行う。			こども 若者企 画課
		市内の中小企業 及び事業所に対 して男女雇用機 会均等法の主旨 やワーク・ライ フ・バラン スのとれた働 き方、女性が活 躍できる職場 の実現などにつ いて具体的な啓 発を行う。	市内の中小企業・事業 所に対して、伊丹市 中小企業勤労者福祉共 済機関紙において、随 時啓発記事を掲載し、 WLB等についての周 知を図った。	浸透の度合いを深める ために、啓発記事の 内容や啓発手法につ いてさらに検討を要する。	伊丹市中 小企業勤 労者福祉 共済機関 紙におい て、年3回 以上の啓 発記事を 掲載する。		伊丹市中小 企業勤労者 福祉共済 機関紙発行 (市内約350 社、2450人)	商工 労働課
112	男女共同参画に積極的 に取り組む事業所につ いて、市民に広報する	事業所表彰の募 集・結果につい て、パネル展の 他、関係機関との 連携により広く周 知を行う。	2社の事業所表彰を 実施し、広報伊丹やホ ムページ、パネル展、 商工会議所発行の会 議所ジャーナルで紹 介した。募集にあつて は、公共施設へのチ ラシ配布に加え、中 小企業共済ニュース へのチラシ折込や会 議所ジャーナルで の記事掲載等関係 機関の協力を得 ながら行った。	事業所の規模に関わ らず、男女共同参画 の推進に積極的に 取り組む事業所の 応募につながる 制度の周知が十分 ではなかった。	関係機関 と連携し、 広報・啓 発機会の 確保に努 める。	212601	ワーク・ライ フ・バラン スの普及 及び推 進事業 (男女共同 参画推進 事業所表 彰事業)	同和・ 人権推 進課
		同和・人権推進課 と連携して男女共 同参画推進事業 所表彰の対象事 業所を推薦する。	同和・人権推進課に 対して事業所等 に関する情報提 供を行った。ま た、市内中小 企業・事業所 に対して事業所 表彰のチラシを 配付した。	事業に取り組むやす い環境づくりへの サポートの手法 や広報上のル ールについて検 討することが必要 。	伊丹市中 小企業勤 労者福祉 共済機関 紙におい て、受賞 事業所紹 介等の記 事を掲載 する。		伊丹市中小 企業勤労者 福祉共済 機関紙発行 (市内約350 社、2450人)	商工 労働課

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
113	市内の病児保育施設の 複数設置、事業所内保 育所の設置を支援する	企業主導型保育 事業の実施を希 望する事業者に向 けた支援策等の検 討を行う。	企業主導型保育事業 に係る課税標準の特例 措置により、設置支援 を行う制度を構築。	実施を希望する事業者 に向けた支援策の周知 に努める。	引き続き、 市ホーム ページな どにより、 企業主導 型保育事 業の周知 を行う。			保 育 政 策 課
		市内の病児保育 施設を2か所にする。	市内の病児保育施設 を2か所にした。	年度当初に開所が出 来ず、年度途中での開 設となったこと。	現状維持	211203	病児・病後児 保育委託事 業	保 育 課

②事業主に対し女性の登用や事業主行動計画の策定を支援する

121	女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する 法律、次世代育成支援 対策推進法について事 業主に情報提供し、そ れぞれについて事業主 行動計画の策定を支援 する	事業所へ情報が 届くよう、関係機関 と連携し、情報提 供を行う。	商工労働課と連携し、 中小企業共済加入者 に配布する「労働に関 する情報コーナー」平 成29年6月号におい て、女性活躍推進法 の一般事業主行動計 画に関する記事の作成・ 掲載を行った。	計画策定が努力義務 である常時雇用の労働 者数が300人以下の一 般事業主について、策 定につながるよう、より 積極的な情報提供が 必要。	より多くの 事業者の 計画策定 につながる よう、情報 提供を行 う。	921301	男女共同参 画計画推進 事業	同 和 ・ 人 権 推 進 課
		関係課に対して、 ワーク・ライフ・バ ランス等に関する情 報提供の周知・啓 発を行う。	ワーク・ライフ・バ ランス等に関する情報提供の 周知・啓発を行った。	引き続き、ワーク・ライ フ・バランスに関する情 報提供を行ない、周 知・啓発に努める。	関係課に 対して、引 き続きワ ーク・ライ フ・バラン ス等に関 する情報 提供の周 知・啓発 を行う。			こ ども 若 者 企 画 課
		市内の中小企業 及び事業所に対 して事業主行動計 画の策定を推進・ 支援する。	具体的な実施はしてい ない。	事業に取り組みやすい 環境づくりへのサポート の手法について検討す ることが必要。	伊丹市中 小企業勤 労者福祉 共済機関 紙におい て、啓発 記事を掲 載する。		伊丹市中小 企業勤労者 福祉共済 機関紙発行 (市内約350 社、2450人)	商 工 労 働 課

③就業している・就業を希望する女性を支援する

131	就業している・就業を 希望する女性のための 相談を行う	就職等にチャレン ジしようとする女性 のためのチャレン ジ相談を実施する。	女性のためのチャレン ジ相談を実施。年間利 用件数は40件(相談枠 全体の83.3%)で、前 年度より7件増加した。	利用率向上のための PRが必要。	相談案内 カードやチ ャレンジを、講 座時に配 布するなど、PRの強 化を図る。	921311	女性のチャ レンジ支援事業	同 和 ・ 人 権 推 進 課
-----	-----------------------------------	--	--	---------------------	---	--------	------------------	--------------------------------------

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		28年度に開催した就職相談会で得られた、育児中の女性の就労に関する意向のデータを活かした取り組みを実施する。	「9～14時の仕事就職相談会」を1回開催した。来場者51名中50名が女性だった。確認した限りで女性の就職者は2名だった。	短時間で働きたいという女性のニーズの掘り起こしには成功したが、職種とのマッチングが上手くいかなかった。	「9～14時の仕事就職相談会」を1回開催する予定である。9～11月頃の開催を予定している。			自立相談課
		就業している・就業を希望する女性のための相談を行う	労働相談事業および若者のための就労相談事業の中で女性の就労相談を受け付けた。	女性が相談しやすい環境について検討する必要がある。	毎月第1～3週土曜日の午後1時から午後4時まで労働相談を実施する。毎月第2・3水曜日の午後1時から5時まで若者のための就労相談を実施する。	324106 324103	労働相談事業 若者のための就労相談事業	商工労働課
132	就業している・就業を希望する女性のための相談窓口を周知する	チャレンジ相談について、PR先の開拓を行う。	チャレンジ相談について、広報伊丹、ホームページ、公共施設でのチラシ配架による周知の他、チャレンジ支援講座等にあわせてPRを行った。チャレンジ相談の年間利用件数は40件(相談枠全体の83.3%)で、28年度実績(33件、68.8%)より14.5%増加した。	利用率向上のためのPRが必要。	相談案内カードやチラシを、講座時に配布するなど、PRの強化を図る。	921311	女性のチャレンジ支援事業	同和・人権推進課
		就業している・就業を希望する女性のための相談窓口を周知する	労働相談事業の案内チラシに、女性のためのチャレンジ相談、セクハラ相談、連合伊丹なんでも労働相談を併せて掲載し、市内各施設に設置するとともに、6、9、12、2月に自治会回覧を実施した。	市内企業に就業する市外在住者への周知についても検討する必要がある。	引き続き、労働相談事業の案内チラシに各種相談事業の情報を掲載し、市内各施設への設置や自治会回覧の実施によって周知を図る。	324106 324103	労働相談事業 若者のための就労相談事業	商工労働課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
133	働く女性のキャリアア プランニングに関する学 習機会を提供する	再就職を考える女 性のキャリアプラン ニングや女性活躍 のヒントを提供でき る講座を実施し、 再就業に向けての 再考及び情報交 換の場の提供を行 う。	カラーボトルを使って 自己の内面を振り返り、 自分にあった働き方 を見つける講座を実施 し、再就職への第一歩 を踏み出すきっかけと した。その後「チャレン ジ相談会」につなげ た。	働く女性の再就職や能 力発揮に関する情報提 供の充実が必要。	引き続き、 働く女性の キャリアア プランニング のための 支援講座 を実施す るとともに、 「チャレン ジ相談」の 周知を行 う。再就職実 現に向け て情報提 供の充実 をはかる。	921311 921307	女性のための チャレンジ支 援事業 女性・児童セ ンター管理運 営 わたし発見！ 色で探る「今 とこれから」の 働き方	同和・人権推進課（※拠点施設）
134	再就職を希望する女性 に対し、学習機会を提 供する	就職等にチャレン ジしようとする女性 のためのチャレン ジ支援講座を実施 する。	2月と3月に女性・児童 センターと共催で、就 業を考える女性を対象 にチャレンジ支援講座 を実施した。就業意欲 の向上を図り、キャリア プランを考える講義と ハローワーク職員によ る再就職事情等に関す る講話を通じて、自分 にあった働き方を探す 講座内容とし、計31名 が参加した。	アンケートにより、ハ ローワークの利用方法 や仕事と生活の両立な どのニーズが高い傾向 にあることがわかった。	アンケート 結果から 講座内容 を精査のう え、チャレ ンジ支援 講座を実 施する。	921311	女性のチャレ ンジ支援事業	同和・人権推進課
		①自分の中のエン パワメントを改めて 見直すきっかけづ くりとなる講座を実 施する。 ②再就職・就労に むけて、エクセル （中級）を学習する 就職支援講座。 ③資格取得・キャ リアアップ講座を 定期的に開催。	どの講座も保育付で実施。 簿記講座は保育のニーズ が特に高かった。 ①「チャレンジ英語＆ブチ フランス語」の講座を実施。 国際化社会で少しでもア ピールできたらと集まった 参加者なので学ぶ意欲が 強かった。外国語を学び、 実際に使いたいという意識 を持つことが自身のエンパ ワメントに気づく機会となっ た。 ②仕事や生活の場で活用 でき、再就職や就労につな がるエクセル中級講座を実 施。キャンセル待ちがでる ほどたくさんの応募があっ た。 ③簿記検定3級を目指す講 座を実施。働きながら学べ る時間帯や保育ありの講座 で実施して、たくさんの応 募があった。合格者やその 後就職が決まったとの連絡 をもらっている。伊丹市内 の中小企業の社員対象に キャリアアップのためチラ ンを配布したので何名かの 参加があった。	①集客が難しかった。 ②申込みが多くてすべ ての人を受け入れるこ とができなかった。 ③簿記2級資格取得の ニーズもある。	①引き続き、 回数や定員 を検討して 実施。 ②③キャリア アップにつな がる資格や 学習機会の 提供を行う。 ストレスマネ ジメントを学 ぶ講座も開 催予定。今 後も伊丹市 内の中小企 業の社員対 象にチラシ 配布を依頼 予定。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営 ①チャレンジ 英語＆ブチフ ランス語 ②エクセル中 級講座 ③簿記講座	同和・人権推進課（※拠点施設）
	再就職を希望する女性 に対し、学習機会を提供する	再就職を希望する女性 に対し、学習機会を提供する	若年者就労サポート事業「いたみ就勝塾」を実施し、6名の女性が受講した。	女性の参加比率を高めるため、女性が参加しやすい環境について検討する必要がある。	前期を5月から6月、後期を9月から10月の期間で、「いたみ就勝塾」を実施する。	324104	若年者就労サポート事業「いたみ就勝塾」	商工労働課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
135	起業支援事業について 情報提供する	就職、起業等に チャレンジしようとする 女性のための チャレンジ相談を 実施する。関係情 報を収集し、拠点 施設において、資 料配架を行う。	女性のためのチャレ ンジ相談を実施し、年間 利用件数は40件(相談 枠全体の83.3%)で、 前年度より7件増加し た。	利用率向上のための PRと、起業に関する情 報の充実が必要。	相談案内 カードやチ ラシについ て、講座時 の配布を 徹底する など、PRの 強化を図 る。関係機 関と連携し 、起業に関 する情報 の収集・提 供に努め る。	921311	女性のチャレ ンジ支援事業	同和・人権推進課
		起業・在宅ワーク についての基礎的 な情報や学習の 場の提供を行う。	2015年に開催した講座 「マルシェ2015」の受講 者によるグループが、 2018年のイベント開催 に向けて、起業・在宅 ワークについての勉強 会を毎月開催するにあ たり、場の提供や情報 提供の支援を行った。 マルシェグループも経 験することでパワーア ップしていった。	より多くの方に情報提 供を行うための講座が 必要。 女性のための個別チャ レンジ相談者を増やす 工夫が必要。	在宅ワー ク・チャレ ンジセミ ナーを実 施。「はじ まりマル シェ」講座 として5回 開催予 定。女性 のための チャレ ンジ相談 のチラシ を、子育て 世代の女 性が起業 して働く きっかけに してもらう ため、学校 に配布す る。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営 グループマル シェ2015登録 グループ活 動	同和・人権推進課（※拠点施設）
		起業支援事業に ついて情報提供 する	商工会議所や産業・情 報センターと協働で実 施する起業支援事業に おいて、女性創業塾や 託児付女性支援セミ ナーを開催することで、 女性向けに創業・起業 に関する情報を提供し た。	起業支援事業登録者 の女性比率を高めるた め、事業そのものをより 広く周知する必要がある。	引き続き創 業支援事 業を実施 する他、他 機関の実 施するセ ミナー等 に参加し、 起業支援 事業につ いて情報 提供を行 う。	321103	創業支援事 業	商工労働課
136	男女平等に関する各種 法律などを知らせる	パネル展におい て、女性活躍推進 法に関する情報提 供を行う。	男女共同参画パネル 展や商工労働課発行 の「労働に関する情報 コーナー」において女 性活躍推進法の一般 事業主行動計画に関 する記事の展示・掲載 を行った。 「com-com」において、 いわゆる育児・介護休 業法を紹介した記事を 掲載し自治会回覧を 行った。	周知方法の工夫によ る、周知先の拡大が必 要。	引き続き、 パネル展 において、 女性活躍 推進法に 関する情 報提供を 行う。	921301	男女共同参 画計画推進 事業	同和・人権推進課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		女性のための法律 セミナーの開催 や、女性の職業生 活における活躍の 推進に関する法 律、配偶者からの 暴力の防止及び 被害者の保護に 関する法律のポス ター等の掲示によ り、男女共同参画 に関する啓発を行 う。	女性のための法律セ ミナーを実施した。また、 啓発を目的として「女 性に対する暴力をなく す運動」に関するポス ター等の掲示を行った ほか、センターの登録 団体に依頼して作成し たパープルリボン(女性 に対する暴力根絶のシ ンボル)を常時女性交 流サロンに配置し、利 用者にパープルリボン の意義に興味をもっ てもらうことができた。	パープルリボン活動の 継続。	引き続き男 女共同参 画を理解 する法律 講座を実 施すると ともに、男女 共同参画 に関する 各種法律 制度に関 する周知 啓発を実 施する。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 女性のための 法律セミナー	同和・人 権推進課 (※拠点施設)
		男女平等に関する 各種法律などを知 らせる	市内の中小企業・事業 所に対して、伊丹市中 小企業勤労者福祉共 済機関紙において、随 時啓発記事を掲載し、 周知を図った。	浸透の度合いを深める ために、啓発記事の内 容や啓発手法につい てさらに検討を要する。	伊丹市中 小企業勤 労者福祉 共済機関 紙におい て、年3回 以上の啓 発記事を 掲載する。		伊丹市中 小企業勤 労者福祉 共済機関 紙発行 (市内約350 社、2450人)	商工労働課
137	女性の職業生活にお ける活躍についての推 進計画における協議会 の設置について検討す る	近隣市の情報収 集を行う。	県内市町の情報収集 に努めたが、これまでの 設置状況から変動は なかった。	既存の組織との役割分 担の整理が必要。	引き続き、 近隣市の 情報収集 を行う。			同和・人 権推進課

2 生活の場における男女平等を推進する

④ 性別に関係なく、生活の場における自立を支援する

141	男性を対象に、家事な ど生活面での自立に必 要な知識・技術の情報 提供を行う	男性が家庭や地域で 生活力を高め、心豊か に過ごし、人生の生き 方に役立つための講 座を実施する。	料理を通して、男性 の生活力向上や生きる 術を身につけることが できた。にちようパ パ講座では男性の料理 教室も組み込んで実 施している。	男性料理教室は参加 者全員に目が行き届く 実習にするために定員 を5名にした。そのため 希望者全てを受け入れ ることができなかった。	子育て世代 やシニア世 代に男の料理 教室を開 催。男性講 師のスウィ ーツづくり講座を 実施予定。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 男性料理教 室 にちようびは パパとあそ ぼ！	同和・人 権推進課 (※拠点施設)
		・生涯学習施設として 利用者ニーズの反映と 参画と協働のまちづく りの推進に対応した講 座・イベント等の多 様な学びの機会を提 供	・文化・実技講座、展 示事業の開設 ・コンサート、映画会 など芸術鑑賞の機会 の提供 ・市民の文化・学習活 動等に関する情報資 料の収集及び提供並 びに相談事業、関係 団体の育成 ・フィットネス事業の 実施 ・児童の健全な育成に 必要な事業の実施	・市民の文化・学習活 動等に関する情報資 料を収集し、提供する サービスの充実	・市民の参 画と協働を ベースにした 講座、イベ ント等の実施 などによる利 用者ニーズに 沿った多様 な学習機会 の提供 ・地域との連 携事業等によ る市民の集 いの場として の利用促進	231202 231203	生涯学習セ ンター管理運 営委託事業 北部学習セ ンター管理運 営委託事業	社会教育課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		中高年男性をター ゲットにした講座 の企画。	市民講座「オヤジさん みがき塾」、人権講座 「中高年男性が親・妻 の介護を担う時」を実 施し、家事、介護への 参画意識を高めた。	中高年男性が気軽に 集うことができる場づく り。	より中高年 男性が参 加しやす い講座の 企画。	231105	講座等生涯 学習活動支 援事業	公民館
142	家事や地域活動での役 割が偏らないよう、固 定的性別役割分担意識 について市民へ啓発す る	パネル展等におい て、固定的性別 役割分担意識に ついての周知・啓 発を行う。	男女共同参画啓発パ ネル展と出前講座にお いて、固定的性別役割 分担意識に関する周知・啓 発を行った他、 「com-com」において、 いわゆる「パタハラ」と 固定的性別役割分担 意識に関する記事を掲 載し自治会回覧を行っ た。	市民に情報を届けるた めに効果的な啓発先の 開拓。	パネル展 における 周知・啓 発を工夫して 実施する。	921301	男女共同参 画計画推進 事業	同和・人権 推進課
		①乳幼児といっしょに 親子のふれあいを楽 しみながら、子育ての 知恵や知識を学び、 育児の疑問や不安の 解消の一助とする。家 庭・地域に参画する 男性の居場所を提供 する講座を実施する。 ②親が参加しやすい イベントを活用して、 不安を語れる居場所 づくりや、産後うつな どを緩和できるように 支援の場を提供。仲 間づくりを目指す。 (年間10回開催) ③多胎児親子の仲間 づくり、これから多胎 児親になる人の不安 解消を図る講座を実 施する。 ④家事、育児、仕事 のバランスをうまく保 ち、ストレスをかかえ こまない生活を手に入 れるための講座を実 施する。 ⑤妊娠・出産期・更 年期など男性とは異 なる女性のこころか らだの基礎知識を学 び、他者に依存せず 、人に振り回されず、 成熟した人生を見つ けるためのヒントを 得る講座を実施す る。 ⑥家庭、職場、地 域の中で、性別によ る固定的役割分担意 識にとらわれず、い きいきと輝いている 一コマをとらえたフ ォトコンテストを 開催し、市民啓発 の機会とする。	①年間8回開催。子 育てや軽食作りなど パパにもできる家 庭での役割とその必 要性を少しずつ理 解。 ②毎回キャンセル待 ちがでるほど申込 みが多くあった。 リンパマッサージな どのママの産後ケア 、ママ同士の仲間 グループができた。 ③保健センターと 連携して年間12回 開催。同じ悩みを シェアできる仲間 づくりと、先輩マ マとの交流で子育 ての不安の緩和、 リラックスできる ひとときの提供に つながった。 ④片付けからワー クライフバランスを 保つ方法を学ぶ講 座を実施。ものと 向き合う前にこ ころと向き合うポ イントを学び、自 分とものとの関 係に気付いたとの 感想があった。希 望者が多くてキャ ンセル待ちになっ た。 ⑤女性のこころか らだの基礎知識を 学び、アールヴェ ダから予防医学と 生活健康法を学 習してもらうこ とができた。 ⑥写真の中から、 日常の自然な子育 ての様子や、固 定的役割を超えて 生活している様 子をうかがうこ とができた。	①地域でパパ同士の つながりを持つた めの工夫が必要。 ②テーマを工夫した 開催の継続が必要。 ③多胎児がツイ ンズひろばに出 やすい環境づく りが必要。 ④⑤⑥親しみやす い講座テーマで 男女共同参画の 視点を伝えるた めの工夫が必要。	①年間8回開催。 パパ同士の仲間 づくりと家事・子 育てへの参画を目 標に講座実施。 (男性料理教室に もつなげる) ②年間10回開 催。ママの産後 ケアをしながら 子育ての楽しさ を伝える。絵本 に隠されたメッ セージをジェ ンダーの視点 から読み解き、 子育ての中 から多様な生 き方を伝える 回も実施する。 ③保健セン ターと連携し、 ママ・パパが 少しでもリラ ックスできる 時間づくり、仲 間に、土曜日に 開催する回も 設けて年間12 回実施する。 ④男性参加が 少なかったた め、今後男性 が参加しやす い講座の開 催を検討す る。 ⑤親しみやす い講座の企 画を実施し ながら、男 女共同参 画の視点を 伝える。 ⑥気軽に 応募して いただける ようにメ ールでの 受付も実 施する。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 ①にちようび はパパとあそ ぼ！ ②0歳ベビー のHAPPY子 育て ③ツイ ンズひろば ④お片付け はじめのい っぱい ⑤これからの わたしを整 えるシンプ ルな人生の 見つけ方 ⑥フォトコ ンテスト	同和・人権 推進課（※ 拠点施設）

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
	⑤ 家庭での性差に偏らない子育てを支援する							
151	男女がともに子育てに 関する知識や技能を得 る機会を提供する	「もうすぐパパ・マ マ教室」の開催に より、妊婦とパート ナーがともに参加 し、父母両者が知 識・技術を得られ る機会を提供す る。また、母子手 帳交付時に積極 的に周知を図る。	「もうすぐパパ・ママ教室」を毎月開催。 年間の参加者数(実 数)は、妊婦161人、 パートナー92人であ った。	子育ての最初となる母 子手帳交付の機会 の有効活用を検討。	・「もうすぐ パパ・ママ 教室」の継 続実施。 ・平成30年 度当初よ り、母子手 帳交付時 に、父親向 けの小冊 子を配布 する。	212309 212312	もうすぐパパ・ ママ教室 子育て世代 包括支援セン ター(利用者 支援事業母 子保健型)	健康 政策 課
		常に母親しか懇談 等に参加しない家 庭に対して、母親 だけでなく、父親 にもできる限り参 加するよう呼びか けた。	少しずつであるが、父 親も含めて参加する家 庭が広がった。	今もなお母親しか子育 てに関わっていない家 庭もあること。	父も母もそ ろって子育 てに関わる よう引き続 き呼びか ける。			保 育 課
	男女を問わず参 加できる子育てに 関する知識や技 能を得る講座を開 催する。	「親子で楽しむ3B体 操」や「お父さんがコ ックさん、家族で試食会」 「絵本で子育て～年齢 にあった絵本選び」と いった子育てに関する 講座を25回開催し、そ のうち74人の男性参加 があった。		男女が参加しやすいよ うに、土日の開催を増 やすこと。	引き続き、 男女を問 わず参加 しやすい 子育て講 座を企画 し実施す る。	212206	子育て支援 センター事業	子 育 て 支 援 課
	より分かり易い内 容にパンフレットを 見直し、家庭教育 啓発の充実を図 る。	・4か月および3歳児健 診時に、パンフレットの 配布等による家庭教育 の啓発 ・小学校および中学校 の入学説明会時に、腹 話術の上演、講話、パ ンフレットの配布		・4か月および3歳児健 診時に、パンフレットの 内容を見直す	保護者に対 して、家 庭教育の 重要性を 啓発し、理 解を深め てもらえ るように、 配布パン フレット を見直す	212102	草の根家庭 教育推進事 業	社 会 教 育 課
	0歳児を持つ父親 を対象にした講座 の企画。	家庭教育支援事業「0 歳児パパのワイワイト ーク」を実施し、子育て の知識を高めるとともに、 友達づくりの場とした。		参加者の確保。	市民講座 「0歳児マ マ(時々パ パ)のワイ ワイト ーク」を5・6月に 実施予 定。	212110	公民館家庭 教育支援事 業	公 民 館

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		マタニティクラスや 育児相談などで子 育に関する知識や 技能を得る機会を 提供する。	マタニティクラス:24回/ 年 育児相談:44回/年	マタニティクラスは平日 に開催しているため、 夫が参加しやすい曜日 の設定が必要	少ない職 員で継続 できるよう、 計画的に 行ってい く。		市立伊丹病 院	伊 丹 病 院
152	保育所・認定こども園 などを整備し、待機児 童を解消する	引き続き民間認可 保育所の開設支 援等を行う。	民間認可保育所の開 設支援などを実施し、 72名の定員増を行っ た。	年度途中の待機児童 解消のために、更なる 定員増が必要。	引き続き民 間認可保 育所の開 設支援等 を行い、平 成31年4月 に214名の 定員増を 行う。	211202	民間活力によ る保育所等の 整備	保 育 政 策 課
		新たな保育所・認 定こども園などの 整備については保 育政策課で担い、 保育課では待機 児童ゼロを目指し て、保護者の希望 と施設側ニーズの マッチングに努め る。	平成30年4月1日時点 の待機児童ゼロとなっ た。	年度途中での待機児 童は発生したこと。	年度途中 も待機児 童をゼロを 目指す。			保 育 課
153	育児ファミリー・サ ポート・センター事業 が活用されるよう情報 提供する	協力会員向けの 必須講座及びスキ ルアップ講座を実 施することにより、 依頼会員が安心し て事業を活用でき る体制づくりをおこ なう。また、様々な 情報媒体を活用し、 事業の周知を行 う。	協力会員向けの必須 講座及びスキルアップ 講座を年20回実施し、 延べ284名の会員に参 加いただくことで、安 全・安心な援助活動に つなげることができ た。また、市HPや子育 て情報誌等を通して事 業の周知を行った。	全体の会員数が前年 度と比較して15人減と なった。引き続き、周知 方法の検討を行う。	引き続き、 協力会員 向けの必 須講座及 びスキル アップ講 座を実施 すること で、安全 ・安心な 援助活動 へつなげ るとともに、 様々な情 報媒体を 活用し事 業の周知 を図ること で新規の 会員登録 へとつな げる。	212214	育児ファミ リ・サポー ト・センター 事業	子 育 て 支 援 課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
154	児童くらすの開設場 所・時間・時期などの 改善に取り組む	全児童くらす19時 延長保育開始 指導員の資質向 上	・全児童くらすで19時ま での延長保育を開始し た。 ・新人指導員を対象と した研修を実施した (全3回) ・全指導員を対象とし た研修において、配慮 を要する児童への関わ り方、こどもの怒りとイ ライラについて、保護者 対応について等個別 研修を計11回実施し た。	指導員の資質の更なる 向上が必要である。	・4月1日～ 全児童くらす 19時延長保 育実施 ・新人研修 5月・10月・2 月 ・全体研修 5月普通救 命救急 6月子ども との関係作 り 7月学童保 育の役割 9月シェア リングネ チャー 10月遊びに ついて 残りの研修 内容につい ては、随時 プロ研で検 討する。	211401	放課後児童く らす事業	こども家庭課
155	多様な保育サービスの 充実を図るため、親の 就職活動や行事などに よる一時預かりについ て引き続き実施する	一時預かりを実施 する保育所は、親の 就職活動や行事など も含めて引き続き柔軟な受け 入れを実施する。	一時預かりを実施する 保育所に対する指導お よび支援	全ての一時預かりニー ズに対し、万全な受け 入れができているとは 言い難い。	一時預かり を実施す る保育所 が引き続 き一時預 かりニー ズに 対応でき るよう指 導および 支援を強 化してい く。			保育課
156	むっくむっくルームな ど、親子で参加する場 所において、保護者の 性別に関わらず訪れや すい環境を整える	性別に関わらず全 ての人々がいきい きと安心して暮ら すことができる社 会の実現に向け、 数々の講座・イベ ントでサポート体 制の充実を目指す。	性別に関わらず自分 らしく過ごすことが できることを目指 し、講座を開催。 また、育児中の男 性のおむつ交換が 気軽にできるよう 配慮している。	ユニバーサルトイレ や授乳・おむつ交換 のできる場の存在を 掲示などとしてア ピールする。	今後もセン ターの中 で環境の 整備充実 を図ると ともに、 引き続 き情報 提供を進 める。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業	同和・人権推進課 (設) ※拠点施
		育児に関する講座 など、誰でも参加 したくなるような 内容を企画すると ともに、働く保護 者が参加しやすい ように土・日も参 加できる場を増やす。	とりばや男性対象 の講座等を行い、 男性も参加しやす い事業に取り組 んだ。むっくむっ くルームへの男 性参加者は1,231 人(平成29年度) で前年度比で1.3 倍の増加となっ た。	土日に出勤できる 職員が限定される ことが課題であ る。	父親がむっくむっ くルームに参加 するきっかけと して母親からの 声かけが大きい ため、母親から も勧め、父親が 参加しやすい 雰囲気づくりに 取り組む。	212206 212214	子育て支援 センター事業 育児ファミ リー・サポー ト・センター 事業	子育て支援課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		0歳児を持つ父親 を対象にした講座 の企画。	家庭教育支援事業「0 歳児パパのワイワイト ーク」を実施し、講座終了 後、自主グループが立 ち上がった。	自主グループの活動の 定着。	父親、母 親ともに参 加しやすい講座の 企画。	212110	公民館家庭 教育支援事 業	公民館
157	育児に関する事業の実 施にあたっては、育児 における固定的性別役 割分担にならないよ う、男女共同参画の視 点を盛り込む	「もうすぐパパ・マ マ教室」では、妊 婦とパートナーが 一緒に赤ちゃん人 形を使用して沐 浴、おむつ交換 、着替えを体験で きる講座メニュー を提供する。また 、男性が妊婦体験 ができるスーツを 活用して、動きにく さや重さなどを体 感して理解できる 内容を提供する。	父親へのアンケートの 結果、教室に参加した ことによる変化を尋ねる 項目では、参加者の 30%が「育児について 自信がついた」と回答 し、58%が「父親の役 割について考えるきつ かけになった」と回答し ており、両親で一緒に 子育てに取り組むこと について考えていただく 機会となっている。	子育ての最初となる母 子手帳交付の機会の 有効活用を検討	・「もうすぐ パパ・ママ 教室」の継 続実施。 ・平成30年 度当初よ り、母子手 帳交付時 に、父親向 けの小冊 子を配布 する。	212309 212312	もうすぐパパ・ ママ教室 子育て世代 包括支援セン ター(利用者 支援事業母 子保健型)	健康政策課
		既に事業を実施し ている所属以外の 事業実施状況を 把握していく。	子育てWebサイト・子 育てアプリ「いたみすく すく」および子育て情報 誌「いたみすくすくぶ っく・いたみすくすくマ ップ」により、所属以外 の事業実施状況を把握 できた。	引き続き、既に事業を 実施している所属以外 の事業実施状況を把握 していく。	引き続き、 既に事業 を実施して いる所属 以外の事 業実施状 況を把握 していく。	212216	子育て情報 誌「いたみ すくすくぶ っく」及び 「いたみ すくすくマ ップ」の発行事 業	子ども若者企画課
		研修だけでなく、 日々の業務や会 話から、職員一人 ひとりが男女の固 定観念にとらわれ ない行動・考え方 ができるように指 導を継続してい く。	業務分担や休日出勤 等について、性差によ る配分、指導を行わ ないよう留意した。	職員のみならず、子 育て支援センターの利 用者の方に対して、知 識の提供をしていく必要 がある。	研修だけ でなく、 日々の業 務や会 話から、職員 一人ひと りが男女の 固定観念 にとらわ れない行 動・考え 方ができ るように 指導を 継続して いく。	212206	子育て支援 センター事業	子育て支援課
		児童の養育に係る 支援が必要である にもかかわらず、 自ら支援を求める ことが困難な家庭 に対し、訪問によ る支援を実施す る。	育児支援家庭訪問事 業8件	引き続き、関係機関と の連携を図る。	児童の養 育に係る 支援が必 要である にもか かわらず、 自ら支 援を求 めるこ とが困 難な家 庭に対 し、訪 問によ る支 援を実 施す る。	212202	子育て支援 ヘルパー派 遣事業	子ども家庭課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		0歳児を持つ父親 を対象にした講座 の企画。	家庭教育支援事業「0 歳児パパのワイワイト ーク」を実施し、男女共 同参画の視点の子育て 情報を提供した。	参加者の確保。	市民講座 「0歳児マ マ(時々パ パ)のワイ ワイトーク」 を5・6月に 実施予 定。	212110	公民館家庭 教育支援事 業	公民館
158	就業している子育て中 の家族が市の事業や学 校行事に参加・出席で きるよう配慮する	伊丹市医師会と調 整の場を設ける	伊丹市医師会と実行性 について検討の場を設 けた。	事業の効果と公平性を 担保することも重要で あるため、実施は容易 ではない。	関係機関 との協議を 継続する。			健康 政策課
		就業している子育 て中の家族が参 加しやすいよう に配慮した事業展開 を行う。	子育て支援に関する講 座を平日開催のみでの 開催ではなく、土・日 にも年8回実施すること で、就業している子育 て中の家族が参加でき る環境を整えた。	土日に出勤できる職員 が限定されることが課 題である。	講座の土・ 日開催を 計画すると ともに、就 業している 子育て中 の家族が 子育て支 援センター の事業を 円滑に利 用していた くために、 様々な 情報媒体 を利用し、 情報提供 を行う。	212206	子育て支援 センター事業	子育 て支 援課
		様々な家庭が学 校行事に参加しや すいように、オー プンスクールを含 む授業参観を複 数回実施する。 学校行事が同じ時 期、同じ曜日に偏 らないように調整 する。 学校行事に参加 できなかった家庭 に学校HPを通じて 活動内容につい て発信する。	年間を通じて複数回授 業参観を実施した。 学校行事が偏らないよ うに調整した。 学校HPを通じて学校 行事の内容を発信し た。	継続して取り組んでい く。	引き続き、 学校行事 の実施時 期や回数、 曜日の調 整に努め る。また、 学校だ よりやホ ームペー ジ等を通 じて活動 内容の発 信を行う。			学 校 指 導 課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
159	男性が子どもを連れて 外出しても困らない環 境を整える	女性ばかりの場には 参加しにくいとい った男性側の意 識に考慮して、男 性が子育てに参 加しやすい場を提 供する。	「とりば」では、年間11 2人、日曜むくくでは年 間374人の男性保護 者に利用していただ き、子どもとのふれあ いの場の提供や子育てに 関する情報提供を図 ることができた。 その他、料理教室やカ プラなど、父親を対象 とした講座を実施した。	男性利用者が固定化し てきており、もっと幅広 くPRすることが課題で ある。	「とりば」の開 催場所を1カ所(昨 年度までは2カ 所で各月実施) とすることで、事 業の定着を図ると ともに、子育て 支援センターに 近い広畑セン ターで実施す ることにより、 子育て支援 センターむく むくルーム(土・ 日開設)の利 用促進を図る。	212206 212218	子育て支援 センター事業 父親の育児 参加事業	子育て支援課
		多目的トイレを整 備するなどし、男 性という理由で入 りにくい部分を解 消する。	観光物産ギャラリーの1 階男性トイレにもベ ンチアを設置した。	施設管理者等の施設 の現状を把握した方 にヒアリングを行い、 整備を行う必要があ る。	設計、監 理の際に 施設の利 用状況を ヒアリン グし、性 別により 利用しに くいとい う利用者 の声があ る部分を 改修する。			営繕課
		男女共用の多機 能トイレを整備し 、性別にかかわら ず、トイレを利用 しやすい環境を整 える。	笹原中学校の格技棟 に多機能トイレを新 設した。	既存の建物の改修とな るため、多機能トイレ の設置スペースの確保 が難しい。	大規模改 造工事、 プール整 備の設計 の際に、 多機能ト イレの導 入を検討 する。	211218 223207	幼稚園大規 模改造等事 業 学校施設 の大規模改 造等事業	施設課

⑥ 家庭での性差に偏らない介護を支援する

161	介護サービスの利用な どの相談の際に、ケア 役割が偏らないよう男 女共同参画の視点や固 定的性別役割分担意識 について支援者に啓発 する	男女共同参画の 視点を意識しながら、 認知症高齢者 等と介護する家族 の支援を行う。	男女を問わず介護し やすい環境を整えるた め、認知症の方が行方 不明になられた際にス マートフォンを利用し て探索する「まちなかミ マモルメ」事業と、介 護していることを周囲 にアピールできる介護 マーク配布事業を実施 した。 ・まちなかミマモルメ 利用支援 29年度末 55 人 ・介護マーク配布 29 年度末 54人	事業の効果的なPR	男女共同 参画の視 点を意識 しながら、 認知症高 齢者等と 介護する 家族を支 援するた め、事業 の効果的 なPRを検 討する。	132218	家族介護者 支援事業	地域・高年福祉課
-----	--	--	---	-----------	--	--------	---------------	----------

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		介護保険サービス 従事者である介護 保険事業者に対 し、様々な観点か ら人権尊重及び男 女共同参画に関 する情報提供・研 修等を行っていく 必要がある。	事業者へ向けて男女 協同参画に関するパン フレットを配布し、事業 者に対する啓発を行っ た。	引き続き、事業者に向 けて、男女行動参画の 視点等について情報 提供等を行っていく必 要がある。	介護保険 事業者に対 し、様々 な機会を 通じて、男 女行動参 画の視点 や意識に 関するパ ンフレット 配布等啓 発を行う。			介護保 険課
		相談の中で啓発 する機会を逃さない よう職員の意識 を高め、必要な支 援や啓発を行う。	妻が障がい者の場合に 公的ヘルパー等の利 用だけでなく妻も就労 できるという選択肢を提 示する等、固定的な性 別役割分担意識にとら われないよう啓発した。	支援者へ啓発できるよ う職員の男女共同参画 意識を高める必要があ る。	相談の中 で啓発す る機会を 逃さない よう職員 の意識を 高め、必 要な支援 や啓発を 行う。			障 害 福 祉 課
		基幹型地域包括 支援センターとし て、各事業別会議 を継続的に開催 し、定期的に情報 共有を図る。	各種会議や勉強会を 実施する。	—	他機関とも 協働して基 幹的機能(地 域包括の後 方支援)の強 化を図る。	—	基幹型地域 包括支援セ ンター	伊 丹 市 社 会 福 祉 協 議 会
162	介護に関する総合的な 相談体制の充実に取り 組む	地域包括支援セ ンターとの連携を 密にした支援を実 施する。	地域包括支援センター の提案を受け、各種 サービス利用申請の簡 素化を図り、市民にと って利用しやすい体制 を整えた。	地域包括支援センター 以外の関係機関との連 携体制	高齢者虐 待防止 ネットワ ークを構 築し、連 携体制の 充実を図 る。	131315	高齢者虐待 防止ネット ワーク事業	地 域 ・ 高 年 福 祉 課
		介護保険各種手 引き等において介 護に関する相談窓 口を掲載し、周知 に努める。	介護保険サービス利用 のてびき等、介護保険 関連各パンフレットに おいて高齢者の総合 相談窓口である地域包 括支援センターの業 務・所在地等について 周知を行った。	引き続き、地域包括支 援センターに関する周 知をよりすすめる必要 がある。	介護保険 各種手引 き等にお いて、介 護に関す る総合相 談窓口の 周知を図 る。	130401	地域包括支 援センター事 業	介 護 保 険 課
		地域包括支援セ ンターについて、実 態把握訪問等を通じ て、市民に対する 相談窓口周知を図 る。	市地域・高年福祉課、 民生委員児童委員、地 域包括支援センターと協 働した高齢者実態調査 後の一人暮らし高齢 者、要援護高齢者に対 する実態把握のための 訪問を実施するととも に民生委員児童委員と の情報共有を図る。	高齢者実態調査にお ける民生委員の負担が 大きいと、多少年齢 の引き上げ、調査項目 の見直し等検討する。	29年度同 様に。相談 窓口の周 知を図る。	—	基幹型地域 包括支援セ ンター 高齢者実 態調査	伊 丹 市 社 会 福 祉 協 議 会

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
-----------	-------	-------------------------	-----------------------------	---	---------------------------------	-----------------	-----	----

⑦地域活動・NPO・ボランティアなどの場において、それぞれの能力を生かした活躍を支援する

171	様々な形の社会貢献や、活動の場などの情報提供を行う	市民まちづくりプラザや共同利用施設等において様々な活動の場を提供し、性別に関わらない活動の場として利用していただく。	市民まちづくりプラザでは、NPO、ボランティアについて活動紹介し、活躍できることを周知した。また、地域コミュニティの基盤強化の取り組みの中で誰もが参画し、活躍できる地域づくりを進めてきた。	周知、啓発を行ってはいるが、引き続き継続的なフォローが必要である。	引き続き、活動の支援と周知を適宜実施する。			まちづくり推進課
		情報提供に必要な情報の収集に努める。	具体的な場の情報提供には至らなかったが、国の通知「持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について」の情報を庁内関係課へ提供した。	情報提供に十分な情報量の不足が課題。	関係機関と連携して情報収集に努める。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
		保育付き講座を実施時に保育サポートをしていた方々を対象に研修会を実施。	サポーターの技能・知識の向上を目的。1歳からの保育実施検討にあたり保育サポートに体験保育実施。すべての講座を保育付で実施して特に女性就業支援講座では大いに活用できている。	保育年齢を1歳にさせることにより親は安心して学習できるが、たくさんの方の人数のサポートが必要になる。	支援を円滑に行うための研修や支援スキルの向上を目指し、毎年1回研修会や実習を実施する。	921307	女性・児童センター管理運営事業 保育サポート研修会	同和・人権推進課（※拠点施設）
		ボランティア体験などでは、児童生徒が男女の固定的な役割意識にとらわれず、自己選択自己決定ができるよう啓発した。	生徒会やボランティア体験などで、一人ひとりの適性等に応じた活動の選択ができるよう活動場所の情報提供をした。	本人の主体的な自己選択、自己決定ができるよう情報提供や啓発が今後も必要である。	引き続き、ボランティア体験などでは固定的な男女の役割意識ではなく、社会貢献の価値を考慮して参加できるように啓発する。		伊丹市生徒会活性化推進事業	学校指導課
		公民館グループの地域派遣事業についての、公民館グループへのPRの充実。	窓口で積極的な情報提供の結果、年間47件（前年度は26件）の派遣を実施した。	参画グループの拡大。	市内の公共施設と連携した参画グループの拡大。	231107	まちなか公民館事業	公民館
		機関紙や情報誌、SNSなどで情報提供を行う。 地域福祉講座を実施する。	社協機関紙：年4回 アイ愛センター情報誌：年11回 ボランティア情報紙：年22回 当会メールニュース：年41回 ブログ：随時 上記の方法で情報を提供する。 地域福祉講座：11団体で延べ465人に実施する。	より多くの市民に、よりわかりやすく情報を届けるかである。	機関紙等は、前年同様に発行。当会機関紙については、発行部数や方法等検討する。 地域福祉講座について、継続して実施する。	—	広報活動 地域福祉講座	伊丹市社会福祉協議会

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
172	地域活動での女性の ネットワークづくりを 支援する	サロンの開催運営 にあたり、効果的 に男女共同参画 社会の意義と必要 性を参加者に伝え る。	男女共同参画に関する 市民意識を高めるため に、センターの基本的 役割をリーフレットを作 成し、利用者に配布。 利用者が参加しやすい 内容のサロンを実施。 シニアの居場所づくり や仲間づくり役立て る。	登録グループなどの利 用者や団体に対し、幅 広く男女共同参画の視 点を学ぶ機会を提供し ていく必要がある。	今後も親し みやすい 講座やイ ベントを 実施しな がら男女 共同参画 の視点を 伝える。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 歌声サロン	同和・人 権推進課 (※拠点 施設)
173	国の交付金などをはじ めとする有益な情報を 収集し、情報提供する	情報提供に必要な情 報の収集に努める。	国の通知「持続可能な 自治会活動に向けた 男女共同参画の推進 について」の情報を庁 内関係課へ提供した。	情報提供に十分な情 報量の不足が課題。	関係機関 と連携し て情報収 集に努め る。	921301	男女共同参 画計画推進 事業	同和・ 課人権推 進
174	PTA活動やボランティア 活動の経験者が、年齢 や立場を超えて、能力 を生かせるよう支援す る	市民まちづくりブラ ザや地域等で性 別や年齢に関わら ず活動できること を周知し、担い手 となってもらえるよ うにしていくな。	市民まちづくりブラザ では、NPO、ボラン ティアについて活動 紹介し、活躍でき ることを周知した。 また、地域コミュニ ティの基盤強化の取 組みの中で誰もが 参画し、活躍でき る地域づくりを 進めてきた。	周知、啓発を行って はいるが、引き続 き継続的な フォローが 必要であ る。	引き続き、 活動の支 援と周知 を適宜実 施する。			まちづ くり推 進課
		登録グループや ボーイスカウト 等の団体が定 期的にセン ターを利用 して活動し 、センター の各種イベ ントにボラン ティアとし て活躍でき るよう支援 を行う。ま た、定期的 (月1回程度) 多くの子 どもたちに 手作りおも ちゃの指 導の場を提 供する。	登録グループ等 の利用者がイ ベントや研修 会等に積極 的に参加し た。イベン トでの自主 的なボラン ティア活動 で、グルー プ活動の力 を発揮して もらうこと ができた。 様々な構 成員がと もに助けあ い、グルー プ間の交流 もできた。	学びを通 して地域活 動への参 画促進の 目的や豊 かな生き 方を示す ヒントを 考える時 間を共有 する必要 がある。	引き続き各 団体に研 修や活動 の機会を 提供する。	921307	女性・児童 センター 管理運営 事業 Gセンこ どもまつ り なつのゆ うべ登 録グルー プ活動 発表会 冬のG センま つり 国際女 性デー in伊丹 いたみ ミモザ の日 わくわ くこ ども 教室	同和・ 人権推 進課 (※拠点 施設)
		児童生徒会やボ ランティア活動 では、学年 や性別など の固定的な 価値観にと らわれず に、児童生 徒、一人 ひとりの 希望や適 正に基づ いて活動 選択がで きるよう 啓発する。	ボランティア活 動での活動 先の選択に ては、男女 の固定的な 役割分担 にとられ ずに自己 選択でき るよう指 導した。	引き続き、 固定的な 役割意識 にとられ ないよう 啓発して いく必要 がある。	児童生徒 の興味や 関心に基づ いた活動 選択がで きるよう 啓発や支 援を行う。			学 校指 導課
		公民館グルー プの地域 派遣事業 の充実。	年間で47 件(前年度 は26件)の 派遣を実 施した。	参画グルー プの拡大。	市内の公 共施設と 連携した 参画グル ープの 拡大。	231107	まちなか 公民館 事業	公 民館

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		地域住民や担当 教諭を対象とした 福祉学習担当者 等研修会を開催 する。 ボランティアの横のつ ながりや活動啓 発、ボランティアや福 祉を身近に感じて もらうために、いき いきプラザロビー を活用したイベン トや講座の実施 (たみとものわ)す る。	福祉学習担当者研修 会に28人参加(学校関 係者5人、地域関係者 23人)する。 たみとものわ:年5回開 催する。 ロビーイベント:年13回 開催する。	福祉学習担当者研修 会については、学校関 係者の参加が少なかつ た。	前年度同 様に事業 を実施す る。	—	福祉学習担 当者研修会 たみとものわ ロビーイベン ト	伊丹市社会福祉協議会
175	地域活動・ボランティ ア活動に男性が参加す る機会を積極的に提供 する	市民まちづくりブラ ザや地域等で性 別や年齢に関わら ず活動できること を周知し、担い手 となってもらえるよ うにしていくな。	市民まちづくりブラザ では、NPO、ボランティ アについて活動紹介し 、活躍できることを周知し た。また、地域コミュニ ティの基盤強化の取組 みの中で誰もが参画 し、活躍できる地域づく りを進めてきた。	周知、啓発を行って はいるが、引き続き継 続的なフォローが必要 である。	引き続き、 活動の支 援と周知を 適宜実施 する。			まちづくり推進課
		仕事中心になりが ちな男性に充実感 のある自立した社 会参加の機会を 提供する。	様々な団体等の協働 によるイベント運営で男 性の参加があった。「に ちよう日はパパとあそ ぼ!」の講座では、核 家族化や地域との希薄 化などの社会現象を解 消するためにパパ同志 が気取らず話せる仲間 づくりを支援した。	子育て中の男性のた めのプログラムは参加 者が少ない。男性の子 育てについて経験や意 見を語り合うことの必 要性がある。	引き続き各 団体を通 じて、男 性が参加 する機会 を提供す る。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 Gセンこどもま つり なつのゆうべ 登録グルー プ活動発表 会 冬のGセンま つり 国際女性 デーin伊丹 いたみミモザ の日	同和・人権推進課 (※拠点施設)
		公民館グループの 地域派遣事業の 充実。	年間で47件(前年度は 26件)の派遣を実施し た。	参画グループの拡大。	市内の公 共施設と 連携した 参画グ ループの 拡大。	231107	まちなか公民 館事業	公民館
		定年を迎える男性 を対象としたボラ ンティア講座やイ ベントを実施す る。	農園サポーター養成講 座:年7回延べ54人が 参加する。 親父の料理教室:年1 回11名が参加する。 「定年後のやりがい探 し」をテーマとした第21 回ボランティアまつりの 開催支援をする。(約3 00人参加)	今後も参画する機会が 必要。	定年退職 者を対象 にボラン ティア養 成講座を 実施す る。	—	ボランティア 養成講座 いたみボラン ティアまつり の開催支援	伊丹市社会福祉協議会

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
-----------	-------	-------------------------	-----------------------------	--	---------------------------------	-----------------	-----	----

⑧地域で活動する団体へ女性の参画や男女共同参画を啓発する

181	女性の地域活動への参画の重要性・必要性について市民へ啓発する	地域で女性の地域活動への参画の重要性、必要性を周知し、担い手となってもらえるようにしていく。	市民まちづくりプラザでは、NPO、ボランティアについて活動紹介し、活躍できることを周知した。また、地域コミュニティの基盤強化の取り組みの中で誰もが参画し、活躍できる地域づくりを進めてきた。	周知、啓発を行ってはいるが、引き続き継続的なフォローが必要である。	引き続き、活動の支援と周知を適宜実施する。			まちづくり推進課
		地域で防災活動に取り組む女性リーダーの必要性について市民に啓発を行う。	災害時に女性たちが数々の困難を抱えたことから、避難所の運営等、意思決定の場における女性の参画に関する啓発講座を開催した。	男女共同参画の視点を学びながら活動を推進できるよう、学びの機会を提供する必要がある。	女性を対象に地域活動への参画に関する講座を引き続き開催するとともに、講座内容を男性も含め広く利用者等に広報する。	921307	男女共同参画 女性防災リーダー養成講座	同和・人権推進課（※拠点施設）
		公民館登録グループへの学習機会の提供。	公民館登録グループに人権講座等案内をし、ご参加いただいた。	公民館講座への参加意識の高揚。	積極的な学習情報の提供。			公民館
		地域住民が身近な福祉課題を話し合う地域福祉ネット会議の運営支援をはじめ、地区社協等との連携・支援、地区ボランティアセンターの実施を行う。	ネット会議：16小学校区で実施し延べ82回1829人が参画する。 地区社協等との連携支援：地域の特性を活かしながら、住民参加の福祉のまちづくり活動を展開できるように、勉強会や先進地視察などを実施する。 地区ボランティアセンターの実施：11小学校区に設置。それぞれ連絡会を実施する。	地区ボランティアセンターについては、設置校区の拡大と利用啓発、促進である。	地区社協等との連携支援については、地域自治組織における地域ビジョンづくり等の取組みに対して支援を行う。	—	地域福祉ネット会議 地区社協等との連携 地区ボランティアセンター	伊丹市社会福祉協議会
182	地域で活動する団体などへ女性のリーダーとしての女性の参画や委員の性別が極端に偏らないよう配慮することを啓発する	地域等で性別や年齢に関わらず活動できることを周知し、担い手となってもらえるようにしていく。	市民まちづくりプラザでは、NPO、ボランティアについて活動紹介し、活躍できることを周知した。また、地域コミュニティの基盤強化の取り組みの中で誰もが参画し、活躍できる地域づくりを進めてきた。	周知、啓発を行ってはいるが、引き続き継続的なフォローが必要である。	引き続き、活動の支援と周知を適宜実施する。			まちづくり推進課
		パネル展において、周知・啓発を行う。	男女共同参画啓発パネル展において、意思決定の場への性差に偏らない参画を基本目標に含む、第2期男女共同参画計画の概要について展示を行った。	各地域団体へ直接、周知・啓発を働きかけるまでには至らなかった。	関係機関や推進委員の選出団体と連携し、啓発機会の確保に努める。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		地域で防災活動に取り組む女性リーダーの必要性について市民に啓発を行う。	災害時に女性たちが数々の困難を抱えたことから、避難所の運営等、意思決定の場における女性の参画に関する啓発講座を開催した。	男女共同参画の視点を学びながら活動を推進できるよう、学びの機会を提供する必要がある。	女性を対象にリーダー養成講座を引き続き開催するとともに、講座内容を男性も含め広く利用者等に広報する。	921307	女性・児童センター管理運営事業 女性防災リーダー養成講座	同和・人権推進課（※拠点施設）
		公民館登録グループへの学習機会の提供。	公民館登録グループに人権講座等案内をし、参加していただいた。	公民館講座への参加意識の高揚。	積極的な学習情報の提供。			公民館
		地域住民が身近な福祉課題を話し合う地域福祉ネット会議の運営支援をはじめ、地区社協等との連携・支援、地区ボランティアセンターの実施を行う。	ネット会議:16小学校区で実施し延べ82回1829人が参画する。 地区社協との連携支援:地域の特性を活かしながら、住民参加の福祉のまちづくり活動を展開できるように、勉強会や先進地視察などを実施する。 地区ボランティアセンターの実施:11小学校区に設置。それぞれ連絡会を実施する。	地区ボランティアセンターについては、設置校区の拡大と利用啓発、促進である。	地区社協との連携支援については、地域自治組織における地域ビジョンづくり等の取り組みに対して支援を行う。	—	地域福祉ネット会議 地区社協等との連携 地区ボランティアセンター	伊丹市社会福祉協議会
183	地域活動における慣行などで固定的な役割分担によるものについて、広くその見直しを呼びかける	地域等において、固定的な役割分担から転換した体制を構築いただけるように呼びかける。	市民まちづくりプラザでは、NPO、ボランティアについて活動紹介し、活躍できることを周知した。また、地域コミュニティの基盤強化の取り組みの中で誰もが参画し、活躍できる地域づくりを進めてきた。	周知、啓発を行ってはいるが、引き続き継続的なフォローが必要である。	引き続き、活動の支援と周知を適宜実施する。			まちづくり推進課
		パネル展において、周知・啓発を行う。	男女共同参画啓発パネル展において、固定的な性別役割分担意識に関する啓発パネルの展示を行った。	閲覧者に興味を持ってもらえるような展示が必要。	パネル展における周知・啓発を工夫して実施する。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
		地域で防災活動に取り組む女性リーダーの必要性について市民に啓発を行う。	災害時に女性たちが数々の困難を抱えたことから、避難所の運営等、意思決定の場における女性の参画に関する啓発講座を開催した。	男女共同参画の視点を学びながら活動を推進できるよう、学びの機会を提供する必要がある。	固定的な性別役割分担に関する啓発の講座や資料の展示を引き続き実施するとともに、講座内容を男性も含め広く利用者等に広報する。	921307	女性・児童センター管理運営事業 女性防災リーダー養成講座	同和・人権推進課（※拠点施設）

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		公民館登録グループへの学習 機会の提供。	公民館登録グループ に人権講座等案内を し、参加していただ いた。	公民館講座への参加 意識の高揚。	積極的な 学習情報 の提供。			公民館
		地域住民が身近 な福祉課題を話し 合う地域福祉ネット 会議の運営支援 をはじめ、地区社 協等との連携・支 援、地区ボラン ティアセンターの 実施を行う。	ネット会議:16小学校 区で実施し延べ82回1 829人が参画する。 地区社協との連携支 援:地域の特性を活か しながら、住民参加の 福祉のまちづくり活動 を展開できるように、勉 強会や先進地視察など を実施する。 地区ボランティアセン ターの実施:11小学校 区に設置。それぞれ連 絡会を実施する。	地区ボランティアセン ターについては、設置 校区の拡大と利用啓 発、促進である。	地区社協 との連携 支援につ いては、地 域自治組 織におけ る地域ビ ジョンづ くり等の取 組みに対 して支援 を行う。	—	地域福祉ネッ ト会議 地区社協等 との連携 地区ボラン ティアセン ター	伊丹市社会福祉協 議会

⑨地域において性差に偏らない子育てや介護を支援する

191	子どもが安全に安心して過ごせる居場所の情報提供など、世代を超えた市民・地域ぐるみでの子育て活動を支援する	「地域子育て支援拠点事業」、「地域のみんなのひろば」や「幼稚園のみんなのひろば」事業を開催し、子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供するとともに、事業実施にあたり、子育てサポーターや一時保育者の協力を得ることで、地域ぐるみでの子育て活動を実施する。また、子どもが安全に安心して過ごせる居場所の情報提供を適時適切に実施する。	事業実施にあたり、子育てサポーターに年262回、一時保育者に年10回参画いただいた。平成29年度7月から子育て支援センター利用者支援事業を開始し、適時適切な情報提供を実施した。	地域で子育て活動を支援してくれている子育てサポーターが高齢化している。サポーターの確保が課題である。	引き続き、子育てサポーターや一時保育者を含めた地域ぐるみでの子育て事業を実施するとともに、子育てコンシェルジュを中心に、市民ニーズにそった適時適切な情報提供を行う。	212210 212219	地域における子育て支援ひろば事業 子育て支援センター利用者支援事業	子育て支援課
		家庭・学校園・地域・行政が連携して、共同実践・交流連携事業のさらなる充実を図る。	・しつけなどの家庭における教育や子育て支援活動 ・子どもの健やかな成長のための体験・交流活動 ・子どもの安全安心のためのセーフティネットづくり ・地域における交流事業の実施	社会総がかりで子どもを育成する意識の向上を図る必要がある	地域の子どもの地域で育むことを目的に、協議会で取り組む活動を支援する	212109	家庭・子ども支援地域ネットワーク事業(すこやかネット事業)	社会教育課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
192	育児や介護におけるケ ア役割が偏らないよう 男女共同参画の視点や 固定的性別役割分担意 識について市民へ啓発 する	パネル展等におい て、固定的性別 役割分担意識に ついての周知・啓 発を行う。 「com-com」にお いて固定的性別 役割分担意識に 関する記事を掲載 する。	男女共同参画啓発パ ネル展において、固定 的性別役割分担意識 に関する周知・啓発を 行った他、「com-com」 において、いわゆる「パ タハラ」と固定的性別 役割分担意識に関する記 事を掲載し自治会回覧 を行った。 関係機関による、男性 の介護問題の講座の 実施にあたり、担当者 間で協議を行った。	閲覧者に興味を持って もらえるような展示が必 要。	パネル展 における 周知・啓発 を工夫して 実施する。	921301 921305	男女共同参 画計画推進 事業 男女共同参 画情報紙発 行事業	同和・人権推 進課
		乳幼児といっしょ に親子のふれあい を楽しみながら、 子育ての知恵や 知識を学び、育児 の疑問や不安の 解消の一助とす る。家庭・地域に 参画する男性の居 場所を提供する講 座を実施する。	講座を年間8回開催。 子育てや軽食作りなど パパにもできる家庭で の役割とその必要性を 少しずつ理解できるよう に支援している。	地域でパパ同士のつな がりを持つための工夫 が必要。	年間8回開 催。パパ同 士の仲間 づくりと家 事・子育て への参画 を目標に 講座実 施。(男性 料理教室 にもつなげ る)	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 にちようびは パパとあそ ぼ！	同和・人権推 進課 (※拠点 施設)
		介護家族に必要な 情報が伝わるよう 、地域包括支援 センター・ケアマネ ジャーを含め、広 く介護教室実施に 関する情報提供を 行う。	男性向けの教室も開催 され、男女共同参画の 視点が盛り込まれた事 業実施が行われた。	引き続き、家族介護者 に必要な情報が伝わる よう市民への啓発を行 う必要がある。	ひろく家族 介護者教室 について、情報提 供を行い、家族介護 者教室において、市 民への啓 発を行う。	130604	家族介護教 室事業	介護保 険課
		むっくむっくルー ムの職員から日 頃、男女の役割分 担意識を持たない ように、子育て中 の保護者に話かけ てもらうよう会議等 で意識づけする。	毎月1回のセンター会 議において、保護者へ の関わり方について話 し合い、職員同士で支 援の質の向上を図れ た。	役割分担意識の強い 保護者に対する関わり 方が難しい。	講座という 形をとらず にむっく むっくルー ムに参加し ている保 護者に紙 芝居や絵 本等でわ かりやす く触れら れるよう 啓発の仕 方を工夫 する。	212206	子育て支援 センター事業	子育 て支 援課

基本目標2 意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する

①審議会など意思決定の場を、性別に偏らない多様な意見交換の場とする

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の目標・プラン	平成29(2017)年度の主な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取り組みを振り返り、課題と思われること。	平成30(2018)年度の目標・プラン	行政評価コード	事業名	担当
211	審議会などの委員は、男女いずれもが委員総数の40%以上60%以下となるようにし、女性委員のいない審議会などをなくす	各担当課への働きかけを行っていく。	審議会情報の共有や、委員委嘱の合議の際には、目標値を上回るよう促した。	審議会には充職の委員も多く、やむを得ない場合がある。	引続き、各担当課への働きかけを行っていく。			人事研修課
		第2期計画の施策について、職員への周知を図る。	計画担当の所属長を対象に計画の説明会を実施した。審議会等に占める女性委員の割合は、平成30年4月1日現在で30.1%で、前年に比べ+0.3となった。	女性委員の少ない審議会所管の所属において、女性委員割合を上昇するために効果的な方策が不足していること。	女性委員の少ない審議会所管の所属において、女性委員割合を上昇するために関係所属に周知を図る。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
212	審議会など委員の市民公募委員については、男女の構成比を考慮した選任を行う	公募委員選定に係る指針にも可能な限り男女比が均等な状態に近付けられる様に明記し、各課に理解を求めていく。	庁内に対し、指針に基づいた形での公募委員の男女比率の考慮について理解を求めていく。	活動の担い手が減少している中でどのようにして減少を止めるのかが課題。	引き続き、庁内に対して公募委員の男女比率について理解を求めていく。			まちづくり推進課
213	審議会などの開催時には一時保育を行うなど出席しやすい環境づくりに取り組む	会議開催時の一時保育の対応を行う。	審議会の開催はなかったが、推進委員会開催時の一時保育を実施した。	一時保育予算化の継続。	推進委員会やオンブード調査活動時等の一時保育を継続して実施する。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課

②意思決定の場での発言の機会などを活用できる人材を育成する

221	地域活動における女性リーダーの育成を支援する	地域等でリーダーの役割を見える化して女性リーダーが育成される様に促す。	市民まちづくりプラザでは、NPO、ボランティアについて活動紹介し、活躍できることを周知した。また、地域コミュニティの基盤強化の取組みの中で誰もが参画し、活躍できる地域づくりを進めてきた。	周知、啓発を行ってはいくが、引き続き継続的なフォローが必要である。	引き続き、活動の支援と周知を適宜実施する。			まちづくり推進課
		地域で防災活動に取り組む女性リーダーの必要性について市民に啓発を行う。	災害時に女性たちが数々の困難を抱えたことから、避難所の運営等、意思決定の場における女性の参画に関する啓発講座を開催した。	男女共同参画について考えるグループの拡充が必要。	男女共同参画の視点に立った女性リーダー養成講座を開催し、女性がリーダー力を身につけて、地域活動の担い手となり力を発揮できる講座を実施する。	921307	女性・児童センター管理運営事業 女性防災リーダー養成講座	同和・人権推進課（※拠点施設）

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
222	男女共同参画の視点をもち、市政やまちづくりに関わる人材を育てるための講座を行う	地域で防災活動に取り組む女性リーダーの必要性について市民に啓発を行う。	災害時に女性たちが数々の困難を抱えたことから、避難所の運営等、意思決定の場における女性の参画に関する啓発講座を開催した。	市民企画講座を実施して伊丹市で活動するグループ団体からの企画を実現させる。	女性を対象にリーダー養成講座を引き続き開催するとともに、講座内容を男性も含め広く利用者等に広報する。	921307	女性・児童センター管理運営事業 女性防災リーダー養成講座	同和・人権推進課（※拠点施設）

基本目標3 男女共同参画社会を支える市民の意識を高める

1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める

①市民へ男女平等に関する啓発を行う

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
311	固定的な性別役割分担意識の存在、男女共同参画に関する国内外の状況などについて啓発する	「広報伊丹」やケーブルテレビ、市ホームページを利用し、分かりやすい啓発に努める。	【広報紙】 ・4月1日号に第8回男女共同参画川柳募集記事・男女共同参画情報紙編集委員募集記事を掲載 ・4月15日号に男女共同参画推進委員募集記事を掲載 ・5月1日号に男女共同参画推進事業所表彰と男女共同参画推進のための事業企画記事に掲載 ・6月15日号に段居共同参画週間パネル展開催記事を掲載 ・8月15日号に男女共同参画を推進するための基礎講座開催記事を掲載 ・9月15日号に男女共同参画研修開催記事を掲載 ・11月1日号の特集に男女共同参画川柳パネル展開催記事を掲載 ・12月15日号に男女共同参画施策市民オンブード調査報告に関する記事を掲載 ・2月1日号に男女共同参画センターの相談窓口に関する記事を掲載 ・2月15日号に国際女性デーinミモザの日開催に係る男女共同参画施策市民オンブードの講演記事を掲載	「広報伊丹」だけでなく多様な広報媒体で即時性・広域性に優れた情報提供を行う必要がある	「広報伊丹」やケーブルテレビ、市ホームページを利用し、分かりやすい啓発に努める。			広報課
		パネル展等において、固定的性別役割分担意識についての周知・啓発を行う。	男女共同参画啓発パネル展と「国際女性デーin伊丹 いたみミモザの日」において、固定的性別役割分担意識やGGI等国内外の状況に関する展示を行った。	市民に情報を届けるために効果的な啓発先の開拓。	パネル展の他、市民への周知・啓発方法を工夫して実施する。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
312	市民に対し、書籍や出 前講座など、男女共同 参画に関する学習機会 の情報提供を行う	女性交流サロン所蔵の貸出図書目録の冊子を作成し、配布を行う。 女性・児童センターで開催する講座の情報提供を行う。	女性交流サロン所蔵の貸出図書目録の冊子を作成し、学校等へ配布を行った。 女性・児童センターで開催する講座として、以下①～④等の情報提供を行った。 ①やさしい心理学 ②呼称から考える男女共同参画 ③DVD上映会(タイプスト) ④暮らしに活かすハーブのちから&アロマストーン	より多くの市民や拠点施設の登録グループに必要な男女共同参画の視点を学んでもらうために、親しみを持てるような題材とテーマ選定の工夫、男性も活用できる講座の検討を行った上で、いかに広報するかが課題。	女性交流サロン所蔵の貸出図書目録の冊子を継続して作成し、配布を行う。 より多くの市民が関心をもてるよう講座の題材とテーマの選定を工夫し、登録グループ研修会としても広く情報提供を行う。	921307	女性・児童センター管理運営事業 ①やさしい心理学 ②呼称から考える男女共同参画 ③DVD上映会(タイプスト) ④暮らしに活かすハーブのちから&アロマストーン	同和・人権推進課(※拠点施設)
		貸出用ライブラリ 啓発図書、DVDの購入	DVD6本書籍1冊購入	資料について周知すること。	啓発図書・DVDの購入 館内に資料の展示など	921110	人権情報の収集・提供事業	人権啓発センター
		男女共同参画に関する事業(展示やイベント等)を実施する。	特別展示を人権週間と男女共同参画週間に実施。 男女共同参画に関する図書をテーマに話し合うイベント「気になる本で話そう」を2回(7月「女の子は本当にピンクが好きなのか」、11月「女の子が生きていくときに、覚えていてほしいこと」)実施した。	幅広い世代の男女が参加され、様々な意見を交換できる機会となった。	特別展示を6月の人権週間、12月の男女共同参画週間に実施するなど、男女共同参画に関する事業(展示やイベント等)を継続していく。			図書館
		地域や学校園での視聴覚教材、図書教材を活用した研修を支援するため、目録を配付の上、研修の企画運営についての周知を行う。	セクシュアルマイノリティをテーマとして、学校における研修を実施。	地域での研修での不足	目録を5月上旬に配付し、視聴覚教材を活用した研修実施の支援		視聴覚教材貸出事務	人権教育室

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
313	市民に対し、ジェン ダーに関するメディ ア・リテラシーについ ての啓発を実施する	ジェンダーに関す るメディア・リテラ シーについての講 座を実施する。	メディアから発信される 性別の役割分担のかた よりに気づく体験をし、 メディアがつくる「当たり 前」や「ジェンダー」を 読み解く講座を実施し た。	メディア・リテラシーとい う固いイメージを無理な く楽しめて学ぶ工夫が 必要。	男女共同 参画の基 礎知識講 座として今 後も実施 する。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 男らしさ・女ら しさの心理学 ～メディアが 及ぼす影響 ～	同和・人権推進課 (※拠点施設)
		市民参加の事業 を機会にして啓発 を実施する。	人権啓発センター事業 等の機会を利用して正 しい情報、知識を得て もらう。	職員のジェンダー、メ ディアリテラシーにつ いての知識を増やすこと	センター事 業の機会 を利用して、正しい 情報や知識につ いて啓発す る。	921112	人権文化市 民講座・啓発 事業	人権啓発セン ター
		市民講座におい てジェンダーに関 するメディア・リテ ラシーをテーマに した講座の実施。	今年度はジェンダーに 関するメディア・リテ ラシーをテーマにした講 座を実施できなかった。	館内の講座企画会議 の充実。	ジェンダー に関するメ ディア・リテ ラシーの テーマを 盛り込んだ 講座の企 画。			公民館
314	女性の権利や男女共同 参画に関連の深い法律 や制度について、啓発 用資料を作成する	パネル展や男女 共同参画情報紙 「com-com」にお いて、関連の深い 法律や制度につ いての情報提供を 行う。	男女共同参画パネル 展や商工労働課発行 の「労働に関する情報 コーナー」において女 性活躍推進法の一般 事業主行動計画に関 する記事の展示・掲載 を行った。 「com-com」において、 育児・介護休業法を紹 介した記事を掲載し自 治会回覧を行った。	周知方法の工夫によ る、周知先の拡大が必 要。	ホーム ページの 情報の掲 載・リンク の工夫を 行う。	921301 921305	男女共同参 画計画推進 事業 男女共同参 画情報紙発 行事業	同和・人権推進課
	女性の権利や男女共同 参画に関連の深い法律 や制度について、啓発 用資料を作成する	女性の権利や男 女共同参画に関 連の深い法律や 制度についての啓 発資料の展示を 行う。	啓発資料について、女 性交流サロンに配架を 行った。 また、離婚の不安や悩 みについて、事前に 知っておくべき知識を 解説する法律セミナー を実施する中で、資料 を配付した。	今後も女性が法律を自 分らしく生きていくた めの法律の知識を幅広く 学ぶ機会を提供する必 要がある。	男女共同 参画の推 進をはか るためさ まざまな 視点から 法律・制 度を周知 する機 会を提供 していく。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 ①女性のた めの法律セ ミナー（離婚 編）	同和・人権推進課 (※拠点施設)

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
315	性別による偏りがないか、セクシュアルマイノリティとされる人への配慮をしつつ、施策や事業などのニーズを調査する	セクシュアルマイノリティとされる人々の相談窓口を開設し、ニーズの把握に努める。	平成29年8月にセクシュアルマイノリティ相談窓口を開設したが、ニーズ判断に十分な相談件数には至らなかった。 セクシュアルマイノリティとされる人々に配慮した施策事業について、近隣市の状況把握に努めた。	ニーズに関する情報の不足。	関係機関や関係団体と連携し、ニーズの把握に努める。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
		性の多様性について、教職員が学校の教育現場で指導できるよう、理解を深めるための情報提供を行う。高校生にLGBT当事者の話を聞く機会を提供する。	LGBTとされる人や性の多様性について、理解を深める教職員対象の研修会実施にあたり、講師派遣の情報提供を行った。また、高校生にLGBT当事者の話を聞く機会を提供した。「親や教師に本当のことが言えずに悩んでいる生徒や、性の多様性について理解でき、今後生徒とのかかわり方を勉強できるいい機会だった」との感想があった。	今後、アンケート調査の結果分析を踏まえた、事業計画の検討が必要。	市内の高校や高校生と連携した事業実施を検討する。	921307	女性・児童センター管理運営事業 市立伊丹高校連携LGBT教職員研修会・講演会	同和・人権推進課（※拠点施設）

2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる

②ライフプランを含むキャリア教育・男女共生教育を支援する

321	学童や若者に対し、男女共同参画意識を高めるための啓発をする	青少年育成団体の指導者を通じて、各団員へチラシ配布による啓発を行う。	青少年育成団体の指導者を通じて、各団員へチラシ配布による啓発を行なった。	引き続き、チラシ配布による啓発が必要である。	引き続き、チラシ配布による啓発を行う。			こども若者 企画課
		男女にとらわれず若者が乳幼児とふれあうことで愛着心が芽生え、ひいては男女共同参画意識の向上を目指す。	県立伊丹高校および市立伊丹高校の生徒が、学校の授業の一環として乳幼児と交流する機会を設けたり(北保育所・西保育所)、伊丹市立北中学校の生徒と乳幼児の交流会を行った。(神津こども園)	ただ単なるふれあいや交流で終わることなく、交流によって生まれる成果や課題を互いに共有していくこと。	引き続き継続していく。			保育課
		学校教育全体で男女共同参画の意識が高まるよう、人権担当者やあらゆる場面を通じて、啓発を行う。	人権教育担当者会で、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」や「伊丹市人権教育基本方針」に基づいた人権課題に関する学習機会の充実について啓発を行った。	引き続き、周知徹底が必要である。	教育課程全体を通じて、男女共同参画の意識が高まるようあらゆる場面を通じて、啓発する。			学校指導課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
322	学童や若者に対し、男女の固定的な役割分担にとらわれず、働くことの意味や、様々な働き方などを選択できるキャリア教育を実施する	青少年育成団体の指導者を通じて、各団員へチラシ配布による啓発を行う。 「キャリア学習ノート」を活用して、児童生徒が働くことについて幅広い考え方ができるよう教員への啓発を行う。	青少年育成団体の指導者を通じて、各団員へチラシ配布による啓発を行なった。	引き続き、チラシ配布による啓発が必要である。	引き続き、チラシ配布による啓発を行う。			こども若者企 画課
					「キャリア学習ノート」の担当者会や改訂委員会などを通じて、教員への啓発を行う。	222111	キャリア教育推進事業	学校指導課
323	学童や若者に対し、ジェンダーに関するメディア・リテラシー教育を実施する	ジェンダーに関するメディア・リテラシーの講座を実施する。	メディアから発信される性別の役割分担のかたよりに気づく体験をし、メディアがつくる「当たり前」や「ジェンダー」を読み解く講座を実施した。	学童や若者対象の啓発機会の開拓が必要。	協同保育と連携して講座を実施する。学校等で講座を実施する際に、あわせて資料配布を行う。	921307	女性・児童センター管理運営事業	同和・人権推進課（※拠点施設）
		①ジョイントクラブ（地域に学ぶ体験学習支援事業）での取り組み ②子どもを取り巻く大人を啓発することにより、子どもへ間接的に啓発する。 ③夏休み親子クッキングの開催	①クラブ活動でLGBTについて学習する。 ②学習交流育成事業において、インターネットと人権について講演会を開催する。 ③父親（祖父）参加の親子クッキングを開催する。	この課題に対して、日頃から意識を持ってもらうようにする。	子どもだけに啓発をするのではなく、子どもに影響がある保護者等への啓発も引き続き行う。	① 921117 ② 921118 ③ 211414	①地域に学ぶ体験学習支援事業 ②学習交流育成事業 ③子どもの居場所づくり事業	人権啓発センター
		青少年育成団体の指導者を通じて、各団員へチラシ配布による啓発を行う。	青少年育成団体の指導者を通じて、各団員へチラシ配布による啓発を行なった。	引き続き、チラシ配布による啓発が必要である。	引き続き、チラシ配布による啓発を行う。			こども若者企 画課
		教科学習等を通じて、必要な情報を引き出し、活用できる能力の育成に努める。	教科指導等を中心に通じて、情報活用能力の指導を行った。	より適切な指導ができるよう年間指導計画の見直しを行う。	男女のらしさや固定的な価値観にとらわれない情報活用能力の育成が今後必要である。			学校指導課

③子どもを取り巻く大人への啓発を行う

331	保護者に対してジェンダーにとらわれない子育てや男女平等について啓発する	保護者に対し配布する書類などを工夫し、ジェンダーにとらわれない子育てや男女平等について啓発する	園だよりには母親だけが育児をしているようなイラストカットはやめるなど、育児は母親の仕事ではなく男女参画が必要なことを啓発している。	随時、見直しや点検を行う。	引き続き継続していく。			保育課
-----	-------------------------------------	---	---	---------------	-------------	--	--	-----

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		男女の性差にとら われない名簿や 氏名の敬称の使 い方など、教育現 場で行っている取 組の理由を様々な 場面で保護者に 対して説明し、啓 発に努める。	学校教育の様々な場 面において、男女共生 教育を推進し、保護者 の啓発に努めた。	敬称の使い方につい て、よりよく理解できるよ う引き続き啓発が必要 である。	男女平等 の理解に 基づいた 取組につ いて、啓発 に努める。			学校指導課
		伊同教のPTA 部会の研修会や 事前研修におい て啓発を行う。	伊同教の研究大会の 分科会において、デー トDVをテーマに報告を 実施し、討議を行った。	なし	PTA部会 の事前研 修等を通 じて啓発を 行う。	921102	伊丹市人権・ 同和教育研 究協議会	人権 教育 室
332	教職員や保育士に対 して、固定的性別役割分 担に基づかない意識づ くり、男女共生教育や 男女共同参画について 啓発する	保育士に対して、 固定的性別役割分 担に基づかない 意識づくりを啓発 する。	保育所はまだまだ女性 が多い職場であるが、 男性保育士も女性保 育士と同等の働きを行 い、男女共同参画を啓 発していく。	随時、見直しや点検を 行うこと。	引き続き継 続してい く。			保育課
		担当者会での啓 発などを通じて、 男女共生教育に ついての啓発に努 める。	人権教育担当者会や 様々な教育場面を通じ て、男女共生教育につ いて啓発した。	引き続き担当者会等 を通じて啓発を続けてい く。	引き続き、 担当者会 などを通じ て、教員に 男女共生 教育の啓 発をする。			学校指導課
		人による見守り活 動を継続すること で、子どもへの犯 罪を防ぐ。	青色回転灯装備公用 車による防犯パトロー ルを定期的の実施し (102回)、街頭犯罪・侵 入犯罪の認知件数が 減少した。(H28年12 月末1,488件→H29年 12月末1,152件)	安全・安心見守りネッ トワークが整備され、街 頭犯罪・侵入犯罪の認 知件数が減少傾向に あることから、事業形態 の見直しが必要であ る。	青色回転 灯装備公 用車によ る防犯パ トロール を随時(月2回 程度)実施 する。			総合 教育セ ンター
333	教職員や保育士に対 し、性の多様性に対す る正しい知識の習得の ため、研修を行う	保育士が性の多 様性に対する正し い知識の習得する よう努める。	全体人権研修会、伊同 教研修会を通して、 ジェンダー、LGBT等を 学んだ。	従前からの業務内容等 に対して疑問を思った ことなどを職員間で共 有する環境づくりを行う こと。	引き続き継 続してい く。			保育課
		総合教育センター の性的マイノリティ に関する研修会と 人権教育担当者 会を合同開催し、 教職員の啓発を 図る。	LGBTや男女共生教育 について教職員の研修 の場となった。	学校現場の喫緊の課 題であるLGBT等の研 修を今後も実施してい く必要がある。	引き続き、 性の多様 性に関する 研修を行 い、教職 員への啓 発に努め る。			学校指導課
		10月頃に教職員 対象のLGBTに 関する研修会を行 う。	教職員対象の人権教 育研修会を行い、LGB Tを含む児童・生徒理 解について学んだ。	引き続き男女共生教育 等の研修を実施してい く必要がある。	教職員対 象の男女 共生教育 に関する 研修会を 行う。			総合 教育セ ン

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
334	ジェンダーに影響する 教育教材や慣習などを 自己点検できるよう支 援する	関連する教材につ いて、関係課との 情報共有に努め る。	キャリア学習ノートや家 庭教育に関する資料に ついて、オンブードから の指摘事項を反映でき るよう、関係課との連絡 調整や情報共有を行っ た。	連絡調整や情報共有 の継続。	関連する 教材につ いて、引き 続き関係 課との情 報共有に 努める。			同和・ 人権推 進課
		日々の保育を通じ て、男だから・女だ からといった固定 概念にとらわれな いように配慮する。	乳幼児に対し、男の子 は青、女の子はピンク などといった固定概念 にとらわれないよう配 慮すると共にその方針 を保護者にも伝え理解 に努めている。	従前からの業務内容等 に対して疑問を思った ことなどを職員間で共 有する環境づくりを行う こと。	引き続き継 続してい く。			保育課
		道徳の時間や各 教科等において、 年間計画を見直し を促し、男女共生 教育の充実を図 る。	各学校や担当者会等 において、年間計画の 見直しを行い、男女共 同参画教育の推進を 図った。また、性的マイ ノリティ教材等作成委 員会等での検討を行っ た。	各種担当者会を通じ て、適切な教材となるよ う啓発していく必要があ る。	年間計画を 見直しを通じ て、男女共 生教育を促 す自己点検 の支援を各 種担当者会 などで啓発 する。			学校指 導課
		男女に係る表現指 針の周知を図る。	人権週間ポスターの募 集において、男女の表 現指針について周知し た。	さらなる周知を図る必 要がある	ポスター募 集の際の 表現指針 に係る説 明を学校 園に持ち 帰り周知 を図る。		人権作文・ポ スター募集事 業	人権 教育室

基本目標4 性差に配慮した健康施策を推進する

1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する

①性・生殖に関する自己決定についての教育を行う

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
411	子どもの発達段階をふ まえた体系的な性教育を 実施する	児童生徒が適切 な性に関する知識 理解ができるよう、 子どもの発達や時 機に応じた指導を 行う。	性にまつわる適切な理 解が促されるよう指導 を行った。	引き続き、学習指導要 領に即した体系的指導 と、発達段階に応じた 指導が必要である。	学習指導 要領に即 した指導と 時機に応 じた適切な 性に関する 指導を行 う。			学校 指導課
		課内において、子 どもたちや各校の 実態をふまえたカリ キュラムの検討 と、教育的ニーズ に応じた性教育の 充実を図るための 方策を検討する	課内において、検討会 議を行った、	発達段階をふまえた体 系的な性教育を実施 するためには、学習指 導要領の改訂に伴うカリ キュラムの見直し等が 必要になる。	新学習指 導要領に 基づいて、 発達段階 をふまえた 体系的な 性教育を 実施する ためのカリ キュラムの 見直し等 について、 担当者会 などにお いて協議 する。			保健 体育課
412	保護者へリプロダク ティブ・ヘルス／ライ ツについて啓発する	学習指導要領に 則した性教育の指 導を行い、参観日 等を通じて保護者 へ性や生殖に関 する啓発を行う。	児童生徒の発達に即し た性教育を実施した。	リプロダクティブ・ヘル ス／ライツに関する啓 発は今後も課題であ る。	担当者会 や「キャリ ア学習ノー ト改訂委員 会」などを 通して、理 解啓発を 推進する。			学校 指導課
		課内において、保 護者への啓発の 方法及び内容に ついて検討する。	課内において、検討会 議を行った。	保護者への啓発方法 等について、どのような ものが適当であるか、 継続して検討する必要 がある。	課内にお いて保護 者への啓 発方法及 び内容に ついて継 続して検 討を行う。			保健 体育課
413	若年の思いがけない妊 娠予防・性感染症予防 の方法を啓発する	県が配布する「思 いがけない妊娠S OS」を周知する カードを、教育委 員会を通じて市内 中学校、特別支援 学校に配布。	平成29年6月に、教育 委員会に配布。	今後も継続的に実施す る。	継続実施			健康 政策課
		既に事業を実施し ている所属以外の 事業実施状況を 把握していく。	子育てWebサイト・子育 てアプリ「いたみすく く」および子育て情報 誌「いたみすくくぶっ く・いたみすくくマッ プ」により、所属以外 の事業実施状況を把握 できた。	引き続き、既に事業を 実施している所属以外 の事業実施状況を把 握していく。	引き続き、 既に事業 を実施し ている所 属以外の 事業実施 状況を把 握してい く。	212216	子育て情報 誌「いたみ すくくぶっ く」及び「 いたみす くくマッ プ」の発行 事業	こども 若者企 画課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		出前講座等を実施することで若年層へ啓発活動を実施していく。 中学生対象:「産まれる奇跡・命の尊さ」 「産まれえた命」「生殖能力を身につけたあなたへ」 高校生対象:命を作り出す能力があるということ、親となる覚悟、自分や相手を考えた行動ができるかどうか、女性の生涯を通じての性と生殖の視点に立ち、生殖年齢と人生設計等について	市内学校からの教育の要請・出前講座2回 中学校1回高校1回	命の大切さから自分を大切にできる自尊感情を高め、他人も大切な存在として認識できるよう、現状の把握も含めた教育現場との連携と継続性が必要である。	学校と連携を取り、継続していく。		市立伊丹病院	伊丹病院
414	子どもたちに命の大切さに関する教育を行う	乳幼児に対し、命の大切さに関する教育を行う	栽培飼育活動や生き物の飼育を通して生命の不思議さ、大切さを感じるように努めた。	特になし	引き続き継続していく。			保育課
		道徳の時間をはじめ、教育課程全体を通じて生命尊重の教育を積極的に取り上げる。	道徳の時間を中心に教育課程全体を通じて生命尊重の教育を積極的に推進した。	引き続き取り組んでいく必要がある。	教育課程全体を通して生命尊重の教育を推進する。			学校指導課
		課内において、現在、各小・中・高等学校における命の大切さに関する教育の実態把握の方法について検討する。	課内において、検討会議を行った。 また、モデル校として中1校、小2校において、外部講師を招聘したがん教育講演会を実施した。	命の大切さに関する教育の周知及び啓発。	継続してモデル校を設定し、外部講師を招聘したがん教育講演会を実施するとともに周知を図る。			保健体育課

2 性差にまつわる健康施策を推進する

②生涯を通じた健康支援を行う

421	女性の生涯を通じておこる特徴的な疾患や兆候に関する予防・早期発見・相談先の情報を提供する	・健診べんり帳を全戸配布し、子宮頸がん検診・乳がん検診等の周知を図る。 ・20歳には子宮頸がん検診、40歳には乳がん検診の無料クーポン券を配布。 ・子宮頸がん検診結果には乳がんの自己触診方法を周知するチラシを同封。 ・イオンイベントでは乳がんモデルを展示。実際に触れて、乳がんの感触を体験できるようにし、女性の健康に関するリーフレットも展示した。	・4月15日号広報と共に全戸に健診べんり帳を配布した。 ・20歳には子宮頸がん検診、40歳には乳がん検診の無料クーポン券を5月末に送付。 ・子宮頸がん検診結果に乳がん自己触診方法の周知チラシを同封。 ・イベントでの啓発を実施	引き続き周知に努める。	継続実施	121208	子宮頸がん検診 乳がん検診 がん検診推進事業 健康フェア事業	健康政策課
-----	--	--	---	-------------	------	--------	---	-------

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		外来において、助産師による聞き取りや相談に応じて、女性のライフサイクル中で起こりえる更年期などについてアドバイスを行う。出前講座や市民講座を通じて啓発を行う。「更年期へようこそ、更年期をいきいき過ごすために」	外来診察時中学生の保護者に対して出前講座1回	更年期女性の保健指導を行う場所人員確保が必要	外来病棟の看護師体制一元化により充実させていく。		市立伊丹病院	伊丹病院
422	更年期・高齢期・小さな子どもがいる女性が受診しやすい健（検）診環境をつくる	・30歳代の健診、集団健診、乳がん・胃がん・肺がん検診は、土日の開催日を設定。 ・30歳代の健診では、保育ボランティアの協力により子連れ受診も可能な環境を維持。 ・各種がん検診、特定健診、後期高齢者健診については、多数の市内医療機関で実施しており、かかりつけ医での受診が可能な環境の維持。	・30歳代の健診、集団健診、乳がん・胃がん・肺がん検診は、土日の開催日を設定。 ・30歳代の健診では、保育ボランティアの協力により子連れ受診も可能な環境を維持できた。 ・各種がん検診、特定健診、後期高齢者健診については、多数の市内医療機関で実施しており、かかりつけ医での受診が可能な環境を維持できた。	今後も継続的に実施する。	継続実施		30歳代の健診 集団健診 各種がん検診 特定健診 後期高齢者健診	健康政策課
423	飲酒・喫煙・薬物乱用・過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について啓発を行う	喫煙の害について、保健センターの常設展示や、イベントで啓発し、イベントではスモーカーライザーを活用した啓発を実施する。	保健センターの常設展示や、イベントで喫煙の害について啓発を実施できた。	今後も継続的に実施する。	継続実施	121208	健康フェア事業	健康政策課
		課内において、現在、各小・中・高等学校における健康教育の実態把握の方法について検討する。	担当者会等において、実態把握に努めるとともに、健康教育の推進に向けた感染症予防に関する研修会を実施した。	小学校における薬物乱用防止教育の実施についての検討。	担当者会等を通じて、新学習指導要領に基づき、各小・中・高等学校における健康教育の推進を図る。			保健体育課
		DVDを活用するなど、危険ドラッグや大麻の危険性について啓発していく。	所有する関連DVD等の貸し出しを実施し、啓発した。 貸し出し回数:51回 延べ視聴者数:7,416人	時代背景を注視し、薬物乱用について情報収集していく必要がある。	年間を通じて、関連DVD等を貸し出し啓発する。	213106	青少年健全育成関係広報啓発事業	少年愛護センター

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		出前講座や市民講座を通じて啓発を行う。	呼吸器系疾患市民公開講座2回(全市民公開講座15回)	より効率的な啓発方法の検討。	現在の人員体制で出来る講座を実施していく。		市立伊丹病院	伊丹病院

③妊娠・出産・産後に関する健康を支援する

431	妊娠から育児までの切れ目のない支援をする	保健センターでの母子手帳交付時に専門職が面接相談を実施し、継続した支援が必要な方は地区担当保健師や助産師が周産期から子育て期にわたって、医療機関や関係機関と連携しながら支援を実施する。	・6月より、保健センターでの母子手帳交付時に必ず専門職が面接相談を開始。 ・継続した支援が必要な方は地区担当保健師や助産師が周産期から子育て期にわたって、関係機関と連携しながら支援を実施した。 ・養育支援ネットにより医療機関との連携を継続。市立伊丹病院とは月1回の定例会議により支援の必要な妊婦について情報を共有し、連携した支援を実施できた。	支所や分室で母子手帳交付を受ける方には、その場で専門職による面接や相談を受け体制が整っていない。	・母子手帳の交付場所を保健センターに一元化し、交付時の面接相談を全員に実施できる体制を整える。 ・子育て世代包括支援センターとして、関係部署で年間3回程度の連携会議を開催し、連携を強化する。	212312 212310 212311 212307	子育て世代包括支援センター(利用者支援事業母子保健型) 訪問保健指導事業(母子) 養育支援家庭訪問事業 新生児訪問指導事業	健康政策課
		出産予定日の前後8週目の属する月を産前・産後期間として、既に在籍している児童を保育所で引き続き預けることができる。	切れ目のない継続した支援を行えた。	特になし	引き続き継続していく。			保育課
		子育て支援センター利用者支援事業を開設し、子育てコンシェルジュを配置する。	平成29年度7月から子育て支援センター利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)を開始し461件の相談に応じるとともに、関係機関へと随時連携をとり対応を行った。	①母子保健型との連携 ②子育てコンシェルジュの質の向上	①母子保健型・特定型との連携会議の開催(6・9・1月予定) ②子育て支援員研修(8・11月予定)	212219	子育て支援センター利用者支援事業	子育て支援課
		家庭で子どもを養育していくうえでのさまざまな悩み、心配ごとについて相談に応じる。	要保護児童対策地域協議会実務者会議にて進行管理台帳を利用しての情報共有を行った。	引き続き、関係機関との連携を図る。	家庭で子どもを養育していくうえでのさまざまな悩み、心配ごとについて相談に応じる。	211102	家庭児童相談室事業	こども家庭課
432	思いがけない妊娠の相談窓口の広報を行う	県が配布する「思いがけない妊娠SOS」を周知するカードを、教育委員会を通じて市内中学校、特別支援学校に配布。	平成29年6月に、教育委員会に配布。	今後も継続的に実施する。	継続実施			健康政策課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
433	産後うつに対する早期 発見・相談・ケアなど の支援を行う	・周産期メンタルヘルスに関する職員研修の実施 ・産後の不安が高い方に対して、新生児訪問等でEPDSを活用し、適切な支援を提供できるように実施。 ・保健センターでの母子手帳交付時に専門職が面接し、産後の育児支援の状況や不安などの相談を受け、必要に応じて継続支援を実施する。(利用者支援事業) ・産後の不安が高い方に対しては、地区担当保健師や助産師が医療機関と連携して継続支援を実施	・10月に職員研修を実施した。 ・新生児訪問で、必要なケースにはEPDSを活用してアセスメントし、ケース支援実施。 ・6月から保健センターで母子手帳交付時の専門職面接を開始。 ・地区担当保健師や助産師がハイリスク者に対しては継続して支援を実施した。	・支所や分室で母子手帳交付を受ける方には、その場で専門職による面接や相談を受け体制が整っていない。 ・産後うつの指標を活用したスクリーニングが実施できていない。	・利用者支援事業の継続実施。 ・母子手帳交場所を支所分室での交付を廃止し、保健センターに一元化することで、全届出者との専門職による面接が可能な環境を整え、リスクの早期発見と継続支援に努める。 ・出生連絡票にEPDSを追加し、産後うつのスクリーニングを実施。高得点者には迅速に支援開始する。 ・訪問保健指導事業(母子)の継続実施	212312 212310 212311 212307	子育て世代 包括支援セン ター(利用者 支援事業母 子保健型) 訪問保健指 導事業(母 子) 養育支援家 庭訪問事業 新生児訪問 指導事業	健康 政策 課
		子育て支援セン ターに配置した子 育てコンシェル ジュが4か月健診 時に出向いて、子 育てに関する情報 提供を行なった り、産後うつの恐 れのある方に対 し、専門機関につ なげる。	4か月健診に子育て コンシェルジュが出 向いていき、紙芝居 等で地域子育て支 援拠点(8カ所)の 周知を行い、遊び 場の紹介を行なっ た。	むっくむっくルー ムに來れない保護 者への支援が課題 である。	引き続き、子育 てコンシェルジュ による4か月健診 時の派遣を継続し 、気軽に子育て相 談ができる場の紹 介を行う。	212219	子育て支援 センター利用 者支援事業	子育 て支 援課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		妊娠期に3回ルーチンの保健指導を行い、メンタルに問題のある妊婦がおられた場合は、医師に報告し、心療内科や精神科の受診を検討している。その妊婦の情報は、医師、MSW、看護師、助産師が養育支援カンファレンスを行い情報共有し、必要時保健師への報告を行い、妊娠産後に継続したケアを行っている。エジンバラが高得点の場合は、産後育児相談に来院させ、メンタル面のチェックを実施している。月1回は地域の保健師と産婦人科医師、小児科医師、看護師、助産師、MSWを含めて情報交換の場を設けている。	妊婦健診時3回(対象妊婦422人)	現在助産師が気づいた妊婦に対して実施しているが、今後全妊婦対象にエジンバラの調査を行いメンタルケアシステムを構築していく。また特定妊婦フローチャートを作成し、社会的支援が必要な妊婦に対して適切な時期に支援が入るようにしていく。	外来病棟の看護師体制一元化により充実させていく。		市立伊丹病院	伊丹病院
434	妊娠・出産期の女性の家族や周囲の人に対して、妊娠や育児にまつわる知識を得る機会を提供する	「もうすぐパパ・ママ教室」への参加資格を、パートナー及び祖父母も可として実施することで、家族も知識を得られる機会を提供する。	参加者実数は、妊婦161人、パートナー92人、祖母11人であった。	今後も継続的に実施する。	・「もうすぐパパ・ママ教室」に家族が参加できる条件を継続。 ・母子手帳交付時に、市が作成した情報誌とパパ向け情報誌を配布し、知識を得られように取り組む	212309 212312	もうすぐパパ・ママ教室 子育て世代包括支援センター(利用者支援事業母子保健型)	健康政策課
		妊娠期指導での家族や周囲の人々への知識を得る機会を提供する。	妊婦健診時3回(対象妊婦422人)	夫や家族が参加しやすい曜日の設定が必要	妊娠期指導の内容充実。		市立伊丹病院	伊丹病院

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
435	妊産婦の飲酒や喫煙、 周囲の喫煙が与える影 響について啓発する	保健センターにお いて母子手帳交 付する際には、飲 酒・喫煙習慣のある妊婦に対して資 料を使って保健指 導を実施する。支 所・分室で交付さ れた者について は、助産師が電話 訪問により保健指 導を実施する。	子育て世代包括支援 センター(利用者支援 事業母子保健型)の開 始により、担当助産師 が実施。	支所や分室で母子手 帳交付を受ける方 には、その場で専門職に よる面接や相談を受け る体制が整っていない。	母子手帳 の交付場 所を、支 所・分室で の交付を 廃止して 保健セン ターに一 元化するこ とで、担当 助産師から資料を使 って保 健指導を 実施する。	212312	子育て世代 包括支援セン ター(利用者 支援事業母 子保健型)	健康政策課
		出前講座や市民 講座を通じて啓 発を行う。 妊婦保健指導時 に必ず指導啓蒙し ていく。	呼吸器系疾患市民公 開講座2回(全市民公 開講座15回)	指導を受けたことにより 行動変容できるかが課 題	現在の人 員体制で 出来る講 座を実施 していく。		市立伊丹病 院	伊丹病院

④自殺予防のための支援を行う

441	男性・思春期・更年期 女性の自殺防止の取 組みについて支援する	・職員を対象とした ゲートキーパー養 成研修を実施し、 各部から参加して もらうことで、様々 な年齢や対象者 へのゲートキー パー機能を向上さ せる。 ・24時間ダイヤル の周知に努める	・3月にゲートキーパー 研修を実施。 ・広報特集号、健診ベ ンリ帳に掲載し全戸配 布により周知した。	今後も継続的に実施す る。	・自殺予防 対策の計 画を策定 ・24時間健 康医療相 談ダイヤル の継続	122103	24時間健康・ 医療相談事 業	健康政策課
-----	---------------------------------------	---	--	------------------	---	--------	-----------------------	-------

基本目標5 困難を有する女性などに対する施策を推進する

1 ひとり親家庭に対する施策を推進する

①ひとり親家庭への支援を行う

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
511	ひとり親家庭の不安や 孤立感を軽減するた めの相談事業を行う	関係機関窓口へ 同行するなどの寄 り添い相談を積極 的に実施する。	必要に応じて、適宜同 行支援を実施した。		同行支援 を随時実 施してい く。			自立 相談 課
		妊娠届出書から対 象者を把握し、地 区担当保健師が 継続して支援する 体制の継続・維 持。	保健センターで母子手 帳を交付する場合に は、妊娠届出時の面接 から対象者を把握し、 地区担当保健師が継 続して支援する体制を 継続・維持できた。	支所や分室で母子手 帳交付を受ける方 には、その場で専門職 による面接や相談を受け る体制が整っていない。	母子手帳 の交付場 所を、支 所・分室 での交付を 廃止して 保健セン ターに一 元化する ことで、専門 職が交付 時から把 握・支援で きる体制を 整える。	212312 212310 212311 212307	子育て世代 包括支援セン ター(利用者 支援事業母 子保健型) 訪問保健指 導事業(母 子) 養育支援家 庭訪問事業 新生児訪問 指導事業	健康 政策 課
		地域在宅子育て 支援の一環とし て、保育所に入っ ていないひとり親 家庭も含め、広く 育児相談にのる 「もしも育児相 談」を行っている。	公立保育施設8か所 で実施した。	相談内容に関する職員 間の共有化を図ること。	引き続き継 続してい く。			保 育 課
		ひとり親家庭へ児 童扶養手当を給 付し、経済的支援 を行うとともに、相 談等にのりなが ら、他に必要と思 われる事業があれば、関係機関に本 人の同意を得てつ なげる。	ひとり親家庭への助成 制度の確認や子育て に関しての悩みがあれ ばこども家庭課の児童 相談員につないだ。	限られた受付時間の中 で、的確に悩みや不安 を引き出すことが課題 である。	引き続き、 ひとり親家 庭へ児童 扶養手当 を給付し、 経済的支 援を行うと ともに、相 談等にのり ながら、他 に必要と思 われる事 業があれば、関係機 関に本人の同 意を得てつ なげる。	212512	児童扶養手 当給付事務	子 育 て 支 援 課
		ひとり親家庭から の相談に応じる。	ひとり親家庭の生活相 談、離婚相談などにつ いて、母子・父子自立 支援員等が相談に応じ た。	引き続き、関係機関と の連携を図る。	ひとり親家 庭からの 相談に応 じる。	212403	母子・父子相 談事業	こ ど も 家 庭 課
		定期的にホーム ページ等で周知を 図る。	ホームページや機関誌 を通して、児童生徒へ の相談窓口の周知と保 護者への情報提供を 行った。	引き続きホームペー ジや機関誌等で相談窓 口の周知を図る必要が ある。	定期的に ホーム ページ等 で周知を 図る。			総 合 教 育 セ ン ター

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		電話・来所・メール 相談を行う。	該当する相談内容はな し。	特になし。	今年度同 様に、電 話・来所・ メール相 談を行う。	211501	青少年問題 相談事業	少年 タ― 愛護
512	相談にあたる職務関係 者の資質向上に取り組 む	国が指定する生活 困窮者自立相談 支援事業従事者 研修に職員を参 加させることで、ひ とり親家庭の支援 に必要な資質を身 に着けさせる。	国が指定する生活困窮 者自立相談支援事業 従事者研修に職員を1 名派遣し、ひとり親家 庭への支援について、 理解を深めた。		国が指定 する生活 困窮者自 立相談支 援事業従 事者研修 に職員を1 名派遣す る。(時期 は未案内)			自立相 談課
		妊娠届出により把 握した方の支援方 針について係内の 保健師で共有し、 受理会議によって 事例検討を行い、 職員の相談対応 力の向上をめざ す。	7月より、第3火曜日に 母子保健担当保健師 により受理会議を開 始。	今後も継続的に実施す る。	継続実施	212312	子育て世代 包括支援セン ター(利用者 支援事業 母 子保健型)	健康 政策課
		経験の浅い保育 士は、支援が必要 な家庭とどう向き 合うかを上司およ び保育士に常に 相談し、資質の向 上に取り組む。	個別の相談だけでな く、必要に応じて適宜 ミーティングなども行っ た。	必要な支援ができてい るか随時見直しを行う こと。	引き続き継 続してい く。			保育課
		相談にあたる職務 関係者の会議を 定期的開催する とともに、子育て支 援に関連する様々 な研修に積極的な 受講を勧め、研修 受講後は研修内 容を他の職員にも 伝達し、情報共有 を図る。	・子育て支援センター 会議(年12回) ・子育て支援員研修 ・接遇研修(2月) ・発達障がい児の理解 と支援(9月) など	メンバーが29年度に大 幅に変わったため、新 人アドバイザーの養成 に努める。	職務関係 者による会 議を定期的 に開催し情報共 有を図ると ともに、子 育て支援 に関連する研修の 受講を勧めること で、職員の 資質向上に 取り組む。 ・子育て支 援員研修 を受講予定(8・11 月)等	212206 212210 212214 212219	子育て支援 センター事業 地域における 子育て支援 ひろば事業 育児ファミ リー・サポー ト・センター事 業 子育て支援 センター利用 者支援事業	子育 て支 援課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		相談を受けるにあたって社会的固定概念にとらわれないことは大切であり、引き続き研修などを通して意識を磨いていく。	育児や家庭での性別による役割分担など社会的固定概念にとらわれないよう、職場人権研修を1回実施した。	引き続き、研修を実施し意識の醸成に努めていく必要がある。	相談を受けるにあたって社会的固定概念にとらわれないことは大切であり、引き続き研修などを通して意識を磨いていく。			こども家庭課
		相談担当者の資質向上に関する研修を5月から12月頃に年間6回実施する。	性的マイノリティの理解に関する内容を含めた研修を5月から12月までに6回実施した。	複雑な相談ケースが増えており、相談員の資質向上のため、カンファレンスを含む研修を行う必要がある。	人権課題に関する研修を含めた研修を5月から12月頃に6回実施する。			総合教育センター
		相談対応をする職員のスキルアップを目指す。	・関係機関と連携し、相談に対して適切な対応に努めた。 ・職員間で情報共有し、相談に対する対応の統一化に努めた。	職員のさらなるスキルアップ。	積極的に研修会に参加するなど、引き続き職員のスキルアップに努める。	211501	青少年問題 相談事業	少年愛護センター
513	子育てや生活に関する情報について、発信方法を工夫し、提供する	妊娠届出時の面接から対象者を把握し、地区担当保健師が継続して支援する体制の継続・維持。	妊娠届出時の面接から対象者を把握し、地区担当保健師が継続して支援する体制を継続・維持できた。	支所や分室で母子手帳交付を受ける方には、その場で専門職による面接や相談を受けられる体制が整っていない。	母子手帳の交付場所を、支所・分室での交付を廃止して保健センターに一元化することで、専門職が交付時から把握・支援できる体制を整える。	212312 212310 212311 212307	子育て世代 包括支援セン ター(利用者 支援事業母 子保健型) 訪問保健指 導事業(母 子) 養育支援家 庭訪問事業 新生児訪問 指導事業	健康政策課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		子育てWebサイト・子育てアプリ「いたみすくすく」および子育て情報誌「いたみすくすくぶっく・いたみすくすくマップ」により、必要な情報を発信する。	子育てWebサイト・子育てアプリ「いたみすくすく」および子育て情報誌「いたみすくすくぶっく・いたみすくすくマップ」により、必要な情報を発信した。	引き続き、子育てWebサイト・子育てアプリ「いたみすくすく」および子育て情報誌「いたみすくすくぶっく・いたみすくすくマップ」により、必要な情報を発信に努める。	引き続き、子育てWebサイト・子育てアプリ「いたみすくすく」および子育て情報誌「いたみすくすくぶっく・いたみすくすくマップ」により、情報提供を充実させる。			こども若者企画課
		発信ツールとして、広報だけでなく保育課のホームページも活用して広く情報を提供する	Q&Aなども設けてわかりやすいホームページづくりを行った。	随時、見直しや点検を行うこと。	引き続き継続していく。			保育課
		広報、ホームページ、すくすくぶっく、いたみすくすくサイトなどへの掲載、市内各施設への案内チラシの設置等を行う。	子育てコンシェルジュが各地域子育て支援拠点や4か月健診へ出向いて情報提供を行った。(年24回)	子育て中の家庭がよく利用されているSNSでの発信に取り組む。	29年度に実施した場所に加え、地域のみんなのひろばにも出向き情報提供を行う。	212219	子育て支援センター利用者支援事業	子育て支援課
		こんにちは赤ちゃん事業を実施することで子育て支援に関する情報提供を行う。	伊丹市に居住し、生後4か月までの乳児を養育している保護者がいるすべての家庭を訪問した。	引き続き、社会福祉協議会と連携する必要がある。	こんにちは赤ちゃん事業を実施することで子育て支援に関する情報提供を行う。			こども家庭課
514	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	自立相談支援事業による就労支援をはじめ、教育的支援として「子どもの学習支援事業」、経済的支援として「住居確保給付金支給事業」、「家計相談支援事業」を実施する。	就労支援による就職達成:5件、住居確保給付金の支給:2件、家計相談支援事業による家計の立て直し:2件、子どもの学習支援事業による教育・心理支援:8件。		各種事業を随時実施していく。			自立相談課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		兵庫県の福祉医療費助成事業を基本とした医療費助成事業を適正に実施する。	医療費助成事業において該当者に医療費の一部を助成。	医療費助成事業を適正に実施。	引き続き、医療費助成事業を適正に実施する。	—	母子家庭等医療の助成	後期医療福祉課
		ひとり親家庭へ児童扶養手当を給付し、経済的支援を行うとともに、相談等によりながら、他に必要と思われる事業があれば、関係機関に本人の同意を得てつなげる。	就職希望の一人親家庭が就職相談がしやすいように、児童扶養手当の現況届の時期にあわせて、子育て支援課でハローワークが出張窓口を設置した。	ハローワーク出張日の周知期間が限られていることが課題である。	引き続き、ひとり親家庭へ児童扶養手当を給付し、経済的支援を行うとともに、相談等によりながら、他に必要と思われる事業があれば、関係機関に本人の同意を得てつなげる。	212512	児童扶養手当給付事務	子育て支援課
		高等職業訓練促進給付金等支給事業18件 自立支援教育訓練給付金支給事業4件 母子及び父子自立支援プログラム策定事業20件	高等職業訓練促進給付金等支給事業18件 自立支援教育訓練給付金支給事業3件 母子及び父子自立支援プログラム策定事業3件	引き続き、ハローワークと連携する必要がある。	母子及び父子自立支援プログラム策定事業の周知に努め、ハローワークとの連携を充実させる。	212401 212405	母子家庭自立支援給付 母子自立支援プログラム策定事業	こども家庭課
		継続して世帯枠を設ける。	市営住宅空家入居者募集時に母子・父子世帯枠を設けて募集し、一定の成果を得られた。	申込状況を勘案し、優先枠の拡充について検討する必要がある。	母子・父子世帯枠を市営住宅の募集時に設け、ひとり親世帯への住宅支援を行っていく。	431301	市営住宅空家入居者募集	住宅政策課
		学校問題解決支援チーム、スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に学校へ派遣し、必要に応じて関係機関と連携し対応する。また、保護者、児童生徒等に相談窓口の周知を行う。	それぞれの家庭の実情に応じた対応に努め、相談窓口の周知を図った。	必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の派遣回数の増加を図る必要がある。	引き続き、学校問題解決支援チーム、スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に学校へ派遣する。	222201 222202	・スクールサポート事業 ・伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業	学校指導課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		ひとり親家庭への経済的支援を行うため、子どもの就(修)学・就園に係る経済的負担の軽減を図る。	就学援助事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業等により、ひとり親家庭への経済的支援を行った。	なし	就学援助事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業等により、就(修)学・就園に係るひとり親家庭の経済的負担の軽減を図る。	2125	就学援助事業 私立幼稚園就園奨励費補助事業	学事課
		定期的にホームページ等で周知を図る。	ホームページや機関誌を通して、児童生徒への相談窓口の周知と保護者への情報提供を行った。	引き続きホームページや機関誌等で相談窓口の周知を図る必要がある。	定期的にホームページ等で周知を図る。			総合教育センター

2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する

②障がい者・外国人に情報が届くよう支援する

521	広報紙やホームページなど、様々な方法での情報提供を行う	外国人市民に情報が届くよう、市ホームページの自動翻訳や「外国人市民生活情報紙」の発行、通訳・翻訳を行う。	通訳・翻訳という手段を通して、情報が届くよう支援した。 ①市ホームページの内容を自動翻訳した。 ②「外国人市民生活情報紙」を作成した。	現在伊丹市では、40ヵ国以上の外国人市民が在住しているが、すべての言語通訳の確保は困難である。	通訳人材を探し、対応できる言語の増加に努める。	921401 921410 921412	自動翻訳システムの運営 外国人市民生活情報紙提供事業 外国人生活相談支援事業	国際・平和課
	広報紙やホームページなど、様々な方法での情報提供を行う	障がい者への男女共同参画に関する情報提供のあり方について検討する。	同和・人権推進課と協働し、3月20日～27日に市役所1階にてパネル展を行った。	効果的な情報提供方法についての検討が必要である。	同和・人権推進課等と連携し、障がい者への今後の男女共同参画に関する情報提供のあり方について検討する。			障害福祉課

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
522	公共施設・住宅・道 路・公園・市バスなど のバリアフリー化、ユニ バーサルデザイン化 を実施する	引き続きバリアフ リー化されていない公園について、 対策を講じ、高齢 者や障害者等あら ゆる利用者の利便 性を向上させる。 平成29(2017)年 度は沢公園、鋳物 師公園でバリアフ リー化を進める。	沢公園、鋳物師公園で バリアフリー化工事を 実施した。	子育て中の女性等、ベ ビーカー利用等に支障 とならないよう、バリアフ リー化されていない公園を、今後とも計画的 に対策工事を行い、バ リアフリー化整備率を 向上させる。	引き続き、子育て中 の女性等、ベビー カー利用等に支障 となっている、バリア フリー化されてい ない公園について、対 策を講じ、高齢者や 障害者等あらゆる利 用者の利便性を向 上させる。 平成30 (2018)年 度は千僧 アザレア児 童遊園 地、池ノ阪 児童遊園 地でバリア フリー化を 進める。	421106	公園緑地等 の維持管理	公園課
	施設所管課や管 理者と打ち合わせ を行い、バリアフ リー化やユニバー サルデザインの採 用等を提案し、取 り入れること。	観光物産ギャラリーのト イレサイン(標識)は、男 性トイレにもベビーチェ アが設置されていること が誰でも分かるものを 採用した。	施設管理者の目線で 考えることが課題であ り、また、導入したが使 用頻度が少ないものも あるため、設計、監理 時に施設管理者の ニーズを十分確認して おく必要がある。	設計・監理 時に施設 管理者と 利用者の ニーズに あったユニ バーサル デザインを 取り入れて いき、誰も が使用し やすい施設 の整備を 実現する。				営繕課
	引き続き、制度の 周知を行う。	平成29年度取組内容 ①広報紙の掲載 ②市ホームページの掲 載	事業の周知方法につ いて、効果的な手法に かえていく必要がある。	効果的な 周知が図 れるよう に、マン ション管理 セミナー等 で周知を 行う。ま た、他の手 法も検討 する。	431303	分譲マンシ ョン共用部バ リアフリー化助 成事業	住宅政策課	

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		道路新設改良に 合わせて、交差点 や乗合自動車停 留所等、視覚障害 者の移動の円滑 化のために必要で あると認められる 箇所に視覚障害 者用誘導ブロック を敷設する。	目標通り道路整備工事 を完了した。	景観と視認性の確保を 両立する視覚障害者 用誘導ブロックの色彩 の決定	ブロックの 色彩や連 続誘導の 決定に際 しては、福 祉関係者 との連携を 図る。	433202	都市計画道 路の整備 道路改良	道路 建設課
		大規模改修工事 の際に、バリアフ リー化、ユニバー サルデザイン化を 実施する。	笹原小学校の正面玄 関、南小学校のプール にスロープを設置した。	スロープの夜間利用の 際に、安全に使用する ために、照明の設置も 検討する必要がある。	大規模改 造工事の 設計の際 に、廊下と 教室間の 段差解 消、スロー プ設置を 検討する。	211218 223207	幼稚園大規 模改造等事 業 学校施設の 大規模改造 等事業	施設 課
		交通局では、「公 共交通機関にお けるベビーカーの 利用に関する協議 会」が進める「子育 てしやすい環境づ くり」の一環とし て、ベビーカーに お子様を乗せたま まご利用できるこ とを車内掲示ポス ターやステッカー でお知らせすると ともに、バス車両 の前面上部に車 いす及びベビー カーのイラスト標 示を標準装備し、 お客様への認知 度を高める。	ベビーカー及び車い すのイラスト標示によりお 客様への認知度を高 める車両を4両更新し た。	車いすやベビーカー利 用の認知度が高まる一 方で、車内混雑時の対 応が課題。	8月に3 両、翌年1 月に2両、 車両更新 予定。			交通 局

③困難を有する女性への相談を実施する

531	フェミニストカウンセ ラーによる女性相談を 実施する	フェミニストカウ ンセラーによる女性 のためのカウンセ リングを実施する。	フェミニストカウ ンセラーによる女性のための カウンセリングを実施 し、年間延べ186件(年 間コマ数264件の 70.5%)の相談があっ た。	キャンセル数が前年度 (40件)より23件増加 (63件)しており、対応 策の検討が必要。	相談事業 を継続す るとともに、 必要な方 がより多く 相談を受け られるよう、 受付担当 の指定管 理者とは 対応策の 検討を行 う。	921303	女性のための カウンセリ ング事業	同 和・ 人権 推進 課
-----	----------------------------------	--	--	--	--	--------	-------------------------	--------------------------

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
532	女性弁護士による女性 のための法律相談を実施する	女性弁護士による 女性のための法律 相談を実施する。	女性弁護士による女性 のための法律相談を実施し、年間延べ54件 (年間コマ数72件の 75%)の相談があった。	実施件数の減少(前年 度61件)について、現 状の分析と対応策の検 討が必要。	相談事業を継続する とともに、必要な方 がより多く相談を受け られるよう、受付担当 の指定管理者と対応策 の検討を行う。	921306	女性のための 法律相談事業	同和・人権推進課

3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を推進する

④だれもが自分の性を生きることができるよう市民への啓発を実施する

541	市民に対して、性の多 様性について啓発する	性の多様性をテーマ とした研修会を実施 する。	性の多様性をテーマと した研修会「様々なセ クシュアリティについて 知る、考える」を実施 し、民生委員・児童委 員を含む市民等93名 が参加した。	市民への啓発機会の 確保と継続。	性の多様 性について の研修会 を実施する。	921301 921125	男女共同参 画計画推進 事業 セクシュアル マイノリティ相 談事業	同和・人権推進課
		LGBTに関する講 演会等を実施	人権講演会「仲間しゅ ん」 参加者40名	より多くの市民の参加 を促す	LGBT当 事者による 講演会 31.1.19 「(仮)母さ んがどんな に僕を嫌い でも」 歌川 たい じ	921112	人権文化市 民講座・啓 発事業	人権啓発セン ター
		各種研修会にお いて、性の多様性 をテーマに研修を 行う。	伊同教の全体研修会 において、セクシュアル マイノリティをテーマに 講演会を実施。	なし	継続して 研修会を 企画する。	921102	伊丹市人権・ 同和教育研 究協議会	人権教育室

⑤セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための社会づくりを行う

551	セクシュアルマイノリ ティと感じている人々 や取り巻く人たちが適 切な相談先につながる よう支援する	相談窓口を開設 する。	平成29年8月より、週1 回電話相談窓口及び メール相談受付を開 始。広報、ホームペー ジ、ポスター掲示を行 い、年間の相談延べ件 数は3件あったが、専門 相談員に引き継ぐまで には至らなかった。	相談を必要とする方に 窓口の情報が届くよう、 周知先や周知方法の 検討が必要。	相談を必 要とする方 に窓口の 情報が届く よう、周知 先や周知 方法の検 討を行う。	921125	セクシュアル マイノリティ相 談事業	同和・人権推進課
-----	--	----------------	--	--	--	--------	--------------------------	----------

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		多種多様な相談 に対応し、問題解 決の支援を行う		関係機関とのネットワ ーク強化	多種多様 な相談に 対応し問 題解決の 支援を行 う。	921109	生活福祉等 相談事業	人 権 啓 発 セ ン タ ー
		セクシュアルマイノ リティに係る研修 機会を設け、機会 ごとに相談窓口の 周知を行う。	教員、市民向けにセク シュアルマイノリティを テーマにした研修会を 実施し、機会ごとに相 談窓口の周知	なし	学校での 研修を継 続して実 施。			人 権 教 育 室
552	だれもが利用しやす い、「だれもが使える トイレ」を整備するな ど、性差に関する場所 について見直す	セクシュアルマイノ リティとされる方が利 用しやすいような、 多目的トイレの配 備を進める。	伊丹市交通局庁舎耐 震補強他工事の設計 委託にて、一般の方々 が利用する1Fトイレに 多目的トイレを導入し た。	限られたスペースの中 で、多目的トイレ設置 の必要性の判断が難し い。	設計・監理 を行う際に 施設管理 者と共に 必要性の 判断を行 い、誰もが 使用しや すいトイレ の設置を 進める。	212206 212214		営 繕 課
		セクシュアルマイノ リティの方も利用し やすい、男女共用 の多機能トイレを 整備する。	笹原中学校の格技棟 に多機能トイレを新設 した。	既存の建物の改修とな るため、多機能トイレの 設置スペースの確保が 難しい。	現在のところ、具体的 な整備方 針がない ため、先進 事例等の 情報収集 を行う。	211218 223207	幼稚園大規 模改造等事 業 学校施設 の大規模改造 等事業	施 設 課
553	公文書等の不必要な性 別表記の見直しを行う	性別表記の動向 について、情報収 集を行う。	他課からの性別表記に 関する照会について、 課内で協議のうえ回答 を行った。	性別表記のある公文書 が多数存在することは 想定されるが、量に関 して全庁的な現状把握 ができていない。	文書管理 担当課と 連携し、現 状把握及 び今後の 方策につ いて、検討 を行う。	921301	男女共同参 画計画推進 事業	同 和 ・ 人 権 推 進 課

基本目標6 女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する

1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する

①「伊丹市DV防止・被害者支援計画」を着実に実施する

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
611	「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に準ずる	国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、啓発活動を実施する。市民、保育士等を対象に、DV防止セミナーを開催する。健康政策課に対し、母子手帳へのDV相談案内カードの挟み込みを依頼する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、市役所等でのDV防止啓発パネル展、パープルリボンツリーキャンペーン、JR伊丹駅前での街頭啓発キャンペーンを実施した。市民、保育士等を対象に、DVの基本的な知識や面談DV、児童虐待への対応等を学ぶDV防止セミナーを開催し、268名が参加した。健康政策課に対し、平成30年度からの母子手帳カバーの内ポケットに、DV相談案内カードの挟み込みを依頼した。健康政策課を通じて、市内の歯科医療機関にDV相談案内ポスターの掲示を依頼した。	相談案内ポスターとカードについて、市民がより情報を得られるよう、配置による周知をさらに進める必要がある。	引き続き、相談案内ポスターとカードの配置を進める。市民、職員等へDV防止セミナーを実施する。	921302	DV対策事業	同和・人権推進課

②「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に基づいた若年層からのデートDV防止の教育・啓発を実施する

621	「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に準ずる	国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、啓発活動を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、市役所等でのDV防止啓発パネル展、関係団体と連携したJR伊丹駅前での街頭啓発キャンペーンを実施した。デートDV防止啓発の出前講座を実施した。	関係団体との連携による啓発の継続が必要。	引き続き啓発機会の拡大に努める。	921302	DV対策事業	同和・人権推進課
-----	-----------------------	--	--	----------------------	------------------	--------	--------	----------

2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する

③ハラスメントの被害者に対する支援を実施する

631	ハラスメントに関するカウンセリングを実施する	セクハラ等ハラスメントの相談も対象に含む、女性のためのカウンセリングを実施する。	フェミニストカウンセラーによる女性のためのカウンセリングを実施。年間相談件数延べ186件のうち、暴力を主訴とする相談は延べ85件であった。DVや家族親族からの暴力の主題が多く、それ以外のハラスメントを主訴とする相談は1件であった。	相談を必要とする方に窓口の情報が届くよう、周知先や周知方法の検討が必要。	相談事業を継続するとともに、必要な方がより多く相談を受けられるよう、周知方法の検討を行う。	921303	女性のためのカウンセリング事業	同和・人権推進課
632	ホームページなどを通じて相談窓口について情報提供する	広報、ホームページにて相談窓口の情報提供を行う。	毎月1日号の広報やホームページ、DV防止啓発パネル展にて相談窓口の情報提供を行った。	相談を必要とする方に窓口の情報が届くよう、周知先や周知方法の検討が必要。	相談事業を継続するとともに、必要な方がより多く相談を受けられるよう、周知方法の検討を行う。	921301	男女共同参画推進事業	同和・人権推進課

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担 当
633	相談を受ける職務関係 者にハラスメント被害 についての相談場所の 情報提供を行う	相談窓口につい ての案内、情報提 供を的確に行う。	随時、相談窓口の案内、情報提供の実施。 市広報紙や自治会回 覧による相談窓口の周知 等を実施。	求める情報をよりの確 に提供するため、今後 も努める。	引き続き、 相談窓口 についての案内、情 報の的確な提供に 努める。			市民相談課
		相談を受ける他の 所属との情報共有 等の連携を行う。	職務関係者に直接で はないが、男女共同参 画情報紙「com-com」 において、いわゆるパ タニティハラスメントに 関する特集記事にあわ せて、スワンホールや 市民相談課で行う相談 窓口を含む情報を掲載 し、配布を行った。	他所属と情報共有等の 連携の継続が必要。	相談を受け る他所 属と情報 共有等の 連携を継 続して行 う。	921301	男女共同参画計画 推進事業	同和・人権推進課
		相談を受ける職務 関係者にハラスメ ント被害についての 相談場所の情報 提供を行う	労働相談事業のチラシ を市内の公共施設に配 付し、チラシには女性 児童センターでのセク ハラ・チャレンジ相談日 も掲載した。6,9,12,2月 に自治会回覧を行っ た。	女性が相談しやすい環 境について検討する必 要がある。	労働相談 事業のチ ラシを市 内の公共 施設に配 付し、 6,9,12,2月 に市民相 談課と共 同で自治 会回覧を 行う。	324106 324103	労働相談事業 若者のための就労 相談事業	商工労働課

④ハラスメント防止の啓発を行う

641	ハラスメントに関する 雇用管理上の配慮など について関係機関と連 携しながら、事業主・ 労働者双方へ啓発する	パネル展等におい て、啓発を行う。	6月の男女共同参画啓 発パネル展及び11月 のDV防止啓発パネル 展において、啓発資料 の展示を行った。	事業主・労働者へ情報 がより効果的に届くよ う、啓発機会の確保と 周知方法の検討が必要。 。	パネル展 の啓発を 引き続き行 うとともに、 商工労働 課と連携 し、啓発機 会の確保 に努める。	921301 921302	男女共同参画推進 事業 DV対策事業	同和・人権推進課
		相談を受ける職務 関係者にハラスメ ント被害についての 相談場所の情報 提供を行う	労働相談事業のチラシ を市内の公共施設に配 付し、チラシには女性 児童センターでのセク ハラ・チャレンジ相談日 も掲載した。6,9,12,2月 に自治会回覧を行っ た。	女性が相談しやすい環 境について検討する必 要がある。	労働相談 事業のチ ラシを市 内の公共 施設に配 付し、 6,9,12,2月 に市民相 談課と共 同で自治 会回覧を 行う。	324106 324103	労働相談事業 若者のための就労 相談事業	商工労働課
642	セクシュアル・ハラス メント防止について地域 で活動する団体や自 治会に啓発する	機会を捉えてハラ スメント防止への 啓発を地域等で進 めていく。	地域等で啓発する機会 がなかった。	地域等で啓発する機会 がなかった。	引き続き、 機会を捉 えて地域 等で啓発 を進めて いく。			まちづくり推進課

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		男女共同参画情 報紙「com-com」 について、自治会 回覧を行う。	いわゆるパタニティハ ラスメントをテーマとした 「com-com」第20号に おいて、セクシュアル・ ハラスメントを含む社会 にある様々なハラスメン トの記事を掲載し、自 治会回覧を行った。	市民の方へ情報がより 効果的に届くよう、啓発 機会の確保と周知方法 の検討が必要。	引き続き、 ホーム ページの 内容を検 討し修正 を行う。	921305	男女共同参画情報 紙発行事業	同和・ 人権推 進課
		セクシュアル・ハラ スメントに関する資 料の展示を行う。	啓発資料について、女 性交流サロンに配架を 行った。	より多くの市民に周知・ 啓発を行う必要がある。	啓発資料 について、 女性交流 サロンと働 く女性の家 に配架を 行う。	921307	女性・児童センター 管理運営事業 それってデートDVな んじゃない？	同和・人権推 進課 (※拠点施設)
		公民館登録グ ループへの学習 機会の提供。	公民館登録グループに 人権講座等案内をし、 参加していただいた。	公民館講座への参加 意識の高揚。	積極的な 学習情報 の提供。			公民館
		職員研修として、 年に1回人権研修 を実施する。	29年度はメンタルヘル ス研修を実施する。	有給休暇取得促進や 時間外労働抑制を進 める。	人権研修 を予定(内 容未定)	—	職員研修	伊丹市 社会福祉 協議会
643	妊産婦へのハラスメン トや職場におけるハラ スメントなど、言動に よる様々なハラスメン ト防止に向けての啓発 を行う	パネル展等におい て、啓発を行う。	6月の男女共同参画啓 発パネル展において、 啓発資料の展示を行っ た。	市民の方へ情報がより 効果的に届くよう、啓発 機会の確保と周知方法 の検討が必要。	パネル展 の啓発を 引き続き行 う。	921301	男女共同参画計画 推進事業	同和・ 人権推 進課
643	妊産婦へのハラスメン トや職場におけるハラ スメントなど、言動に よる様々なハラスメン ト防止に向けての啓発 を行う	妊産婦へのハラス メントや職場にお けるハラスメントな ど、言動による 様々なハラスメン ト防止に向けての啓 発を行う	市内の中小企業・事業 所に対して、伊丹市中 小企業勤労者福祉共 済機関紙において、随 時啓発記事を掲載し、 周知を図った。	浸透の度合いを深める ために、啓発記事の内 容や啓発手法につい てさらに検討を要する。	伊丹市中 小企業勤 労者福祉 共済機関 紙におい て、年3回 以上の啓 発記事を 掲載する。		伊丹市中小企業勤 労者福祉共済 機関紙発行(市内約 350社、2450人)	商工労働課

3 性暴力を防止する

⑤性暴力・リベンジポルノ・ストーカー行為などへの防止について啓発する

651	売買春や児童買春など 性を商品化する行為や 性犯罪、リベンジポル ノ、ストーカー行為な どについて、人権尊重 の視点に立った啓発を 行う	パネル展等におい て、啓発を行う。	11月のDV防止啓発パ ネル展において、啓発 資料の展示を行った。	市民の方へ情報がより 効果的に届くよう、啓発 機会の確保と周知方法 の検討が必要。	パネル展 の啓発を 引き続き行 う。	921301	男女共同参画計画 推進事業	同和・ 人権推 進課
652	全国にある性暴力被害 者の支援を行うセン ターの情報を職務関係 者へ提供する	情報収集に努め る。	県等が主催する研修に 職員を派遣し、情報収 集を行った。	職務関係者へ提供す るための更なる情報収 集が必要。	引き続き情 報収集に 努めると ともに、ホ ムページ へのリンク 等の掲載 を行う。	921301	男女共同参画計画 推進事業	同和・ 人権推 進課

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担 当
652	全国にある性暴力被害者の支援を行うセンターの情報を職務関係者へ提供する	DVに係る委員会での検討事項を院内グループウェアで共有する。	随時	全職員に対する情報の共有化	継続。		市立伊丹病院	伊丹病院

⑥子どもへの性暴力の防止のために啓発する

661	子どもの虐待に関する相談体制の充実に取り組む	支援プランの作成や支援の有効性を確認する際に、児童虐待防止の取組に精通した有識者からの助言や指導を得ることで、相談体制の更なる充実を図る。	スーパーバイザーを12回招聘し、困難事例について助言や指導を受け、職員のスキルアップに努めた。	引き続き、スーパーバイザーによる助言・指導が必要である。	支援プランの作成や支援の有効性を確認する際に、児童虐待防止の取組に精通した有識者からの助言や指導を得ることで、相談体制の更なる充実を図る。			こども家庭課
662	要保護児童対策地域協議会において、子どもの性暴力被害について早期発見・早期対応する	虐待の早期発見・早期対応に努め、困難な事例については、スーパーバイザーを招聘し、専門家の意見を取り入れて対応する体制を構築していく。	スーパーバイザーからの助言により、困難事例への具体的な対応方法が理解でき役立てることができた。	引き続き、スーパーバイザーによる助言・指導が必要である。	虐待の早期発見・早期対応に努め、困難な事例については、スーパーバイザーを招聘し、専門家の意見を取り入れて対応する体制を構築していく。	211101	児童虐待防止事業 (伊丹市要保護児童対策地域協議会)	こども家庭課
663	学校や地域と連携し、子どもへの犯罪を防ぐためのパトロールなどを実施する	人による見守り活動を継続することで、子どもへの犯罪を防ぐ。	青色回転灯装備公用車による防犯パトロールを定期的の実施し(102回)、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少した。(H28年12月末1,488件→H29年12月末1,152件)	安全・安心見守りネットワークが整備され、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少傾向にあることから、事業形態の見直しが必要である。	青色回転灯装備公用車による防犯パトロールを随時(月2回程度)実施する。	213202	安全パトロール事業	都市安全企画課
		学校や関係機関および地域の青少年育成団体等と連携して、地域ぐるみの愛護活動をすすめる。	少年補導委員(135名)の街頭補導実施回数は1,549回、街頭補導従事延べ人数は5,847人である。	少年補導委員による効果的な声かけ。	少年補導委員による年間を通して計画的な街頭補導を実施する。	213104	青少年街頭補導事業	少年愛護セン
664	子どもたちが暴力や犯罪に巻き込まれないようにするための学習(CAP講習など)を行う	市内小学校3年生を対象にワークショップを実施する。	全校で実施した。	ニーズに応じた内容の検討。	継続して実施する。	223205	子どもの安全対策推進事業	保健体育課

基本目標7 男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する

①防災における政策・方針決定の場への性別による偏りをなくす

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
711	伊丹市の防災会議（避難所の計画も含む）に関連する会議の女性委員の割合30%を目標に取り組む	防災会議における女性委員の割合の増加を図り、男女共同参画の視点にたった防災計画を策定する。	防災会議において、男女共同参画の視点を盛り込むため、その必要性について議論した。	防災会議には、充職の委員も多く、やむを得ない場合がある。	防災会議において、男女共同参画の視点にたった防災施策の更なる議論を深める。			危機管理室

2 災害時において女性に配慮した対策を充実する

②地域防災計画において男女共同参画に必要な施策を盛り込む

721	地域防災計画で妊産婦・乳児のための避難場所を設置する	平成29年度伊丹市地域防災計画の修正において、妊産婦・乳児のための取り組みについて、明記する。	平成29年度伊丹市地域防災計画の修正において、妊産婦・乳児のための避難場所について、明記した。	平成29年度伊丹市地域防災計画の修正で明記した内容を訓練等を通じて周知していく必要がある。	平成30年度のHUG訓練や出前講座を通じて、その必要性を周知する。	111105	地域防災計画・水防計画	危機管理室
-----	----------------------------	---	---	---	-----------------------------------	--------	-------------	-------

③各種防災マニュアルに男女共同参画の視点が反映されるよう支援する

731	避難所運営マニュアルや地域の防災マニュアルにおいて男女共同参画の視点が反映されるよう情報提供する	本マニュアルを防災訓練等に活用することで、活用の幅を更に広げ、情報提供する。	本マニュアルを、平成29年度伊丹市総合防災訓練で活用することで、情報提供を図った。	本訓練だけの周知ではなく、継続して行うことが必要である。	平成30年度のHUG訓練や出前講座を通じて、その必要性を周知する。			危機管理室
		機会を捉えて地域等で男女共同参画への視点の重要性を啓発していく。	地域の防災訓練等で取り組んでいる。		既に地域の防災訓練等で取り入れられている。			りま 推 進 課
		地域防災計画の修正依頼時に、男女共同参画の視点からの配慮がされているかについて、確認・情報提供を行う。	地域防災計画の修正依頼時に、当課の担当だけでなく、全体においても男女共同参画の視点が反映されるよう確認し、修正依頼を行った。 国の「防災・復興における男女共同参画の推進について」の通知に関して、危機管理室に情報提供を行った。	全職員に防災における男女共同参画の視点が行き渡るよう、情報提供の継続が必要。	引き続き情報の収集と提供に努める。			同和・人権推進課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
732	避難所運営マニュアル において男女共同参画 に関する以下の点につ いて明記する ・性別に偏らない適性 な役割分担 ・男女双方をリーダー とする ・女性へのトイレや更衣 に関する配慮 ・掲示物の内容の取り 決め ・DV被害者への配慮	避難所運営マニ ュアルにおいて男女 共同参画に関する 以下の点について 明記したマニ ュアルの周知を図る。 (明記事項) ・性別に偏らない 適性な役割分担 ・男女双方をリー ダーとする ・女性へのトイレや 更衣に関する配慮 ・掲示物の内容の 取り決め ・DV被害者への 配慮	左記事項を明記したマ ニュアルを市HPにて 公表した。 併せて、防災マップ& 市民べんり帳の改定に 伴い、本マニュアルの 基本方針を明記し、全 戸配布することで、市 民周知を図った。	周知について、継続性 を持って取り組む必要 があると感じた。	継続して、 市HPに公 表し、問 い合わせ等 には、丁寧 に対応して いく。			危機管理室

④避難所運営時において男女共同参画の視点が反映されるよう支援する

741	避難所運営マニュアル における男女共同参画 の視点の配慮が守られ よう避難所運営者と ともに考える	本マニュアルを本 市総合防災訓練 の避難所・開設運 営訓練で活用し、 運営者となる市民 と男女共同参画の 視点に配慮した避 難所運営を図る。	本マニュアルを平成29 年度本市総合防災訓 練の避難所・開設運 営訓練で活用するこ とで、運営者となる避難 所運営委員会委員(市 民)と男女共同参画の 視点から避難所運営に ついて考えた。	本訓練だけの活用では なく、継続して活用す ることが必要である。	平成30年 度のHUG 訓練や出 前講座を 通じて、そ の必要性 を周知す る。			危機管理室
742	妊産婦・乳児など避難 所での生活に困難を生 じる人に対し、専用の 避難場所の情報を提供 する	妊産婦・乳児など 避難所での生活 に困難を生じる人 に対し、専用の避 難場所となる福祉 避難室の情報を 提供する。	平成29年度伊丹市総 合防災訓練で、妊産 婦・乳児など避難所 での生活に困難を生 じる人のため、福祉 避難室を設置し、情 報掲示板にて情報を 提供した。	本訓練だけの取り組み ではなく、継続して行 うことが必要である。	平成30年 度のHUG 訓練や出 前講座を 通じて、そ の必要性 を周知す る。			危機管理室

⑤男女共同参画の拠点施設において災害に対する支援を行う

751	平常時から、災害時の 女性の不安や悩み、暴 力に対する相談窓口 や予防方法について情 報提供する	窓口開設に備え、 女性防災リーダー 養成講座を開催 する。	災害時に女性たちが 数々の困難を抱えたこ とから、避難所の運営 等、意思決定の場にお ける女性の参画に関 する啓発講座を開催 した。	女性の不安や悩みの ニーズと課題解決を目 指した学習の機会の提 供をする。	女性を対 象にリー ダー養成 講座を引 き続き開 催すると ともに、 講座内 容を男性 も含め 広く利 用者等 に広報 する。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 女性防災リー ダー養成講 座	同和・人権推進課（※拠点施設）
752	災害時には女性のため の相談窓口を開設する	窓口開設に備え、 女性防災リーダー 養成講座を開催 する。	災害時に女性たちが 数々の困難を抱えたこ とから、避難所の運営 等、意思決定の場にお ける女性の参画に関 する啓発講座を開催 した。	女性の不安や悩みの ニーズと課題解決を目 指した学習の機会の提 供をする。	女性を対 象にリー ダー養成 講座を引 き続き開 催すると ともに、 講座内 容を男性 も含め 広く利 用者等 に広報 する。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業 女性防災リー ダー養成講 座	同和・人権推進課（※拠点施設）

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
-----------	-------	-------------------------	-----------------------------	---	---------------------------------	-----------------	-----	----

3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを支援する

⑥災害に携わる女性の割合を増やす

761	女性の消防団員数を維持しつつ、採用について働きかけを行う	女性消防団員の活動を市民にアピールするとともに、消防団員の定数を維持するため、女性を含めた消防団員の入団促進に関する取り組みの実施。	市内ショッピングモールで開催されるイベントに参加し、女性団員の活動を周知できた。また、各分団に対して団員勧誘時に活用するための入団促進に関する資料等を配布した。(女性団員1名が退団したが、分団の紹介により女性団員1名を新規採用したもの。)	女性を含めた消防団員の活動をより広範囲に市民に周知するため、更なる効果的な啓発活動の実施の検討。	年度内に新規入団者を確保し、消防団員の条例定数を充足させる。			消防局
762	地域の災害に関する女性リーダーを育成する	地域防災の担い手となる女性防災士に、防災ワークショップに参画していただき、女性リーダーの育成を図る。	本市防災ワークショップに女性防災士に参画いただき、市民の防災啓発の向上を図った。	女性リーダーの育成を図るため、本市の補助制度の周知拡大を図ること。	本市の補助制度の周知を、市内イベント等で行う。			危機管理室
		女性の視点(目線)で防災を考え女性のリーダーシップの必要性和意思決定の場に参画できる取組の重要性を自覚し、防災の向上力と防災意識の高揚を目指す。	講師のこれまでの災害支援の体験を聞き、災害時になぜ女性の視点が必要なのか、女性が声を上げることがどうして大切なのか、意思決定の過程に参加できる人材を育てることの重要性を理解する講座を開催した。稲野自治会・連合婦人会との連携で、防災フェアの1イベントとして開催。	意識向上のためには、男性参加も必要。	女性を対象にリーダー養成講座を引き続き開催するとともに、講座内容を男性も含め広く利用者に広報する。	921307	女性・児童センター管理運営事業 女性防災リーダー養成講座	同和・人権推進課(※拠点施設)

⑦災害時に必要な備えについて啓発する

771	自助の必要性について、特に女性や子育て世代、妊産婦などに、情報提供する	自助の必要性について、女性や子育て世代、妊産婦などに、幅広く情報提供するため、防災啓発コーナーで情報提供を継続する。	自助の必要性について、女性や子育て世代、妊産婦などに、幅広く情報提供するため、防災啓発コーナーで情報提供を行った。	周知について、継続性を持って取り組む必要があると感じた。	自助の必要性について防災啓発コーナーでの周知を今後も継続していく。また、コミュニティFMでの周知を新たに行う。			危機管理室
-----	-------------------------------------	--	---	------------------------------	---	--	--	-------

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		女性や子育て世 代、妊婦が災害弱 者とならない、女 性の目線を取りい れた防災対策の 講座を開催する。	講師のこれまでの災害 支援の体験を聞き、災 害時になぜ女性の視 点が必要なのか、女性 が声を上げることがど うして大切なのか、意思 決定の過程に参加で き、責任とともに行動で きる人材を育てることの 重要性を理解する講座 を開催した。稲野自治 会・連合婦人会との連 携で、防災フェアの1イ ベントとして開催。	意識向上のためには、 男性参加も必要。	女性を対象に防災 対策の講座を引き 続き開催するとも に、講座内容を男性も 含め広く利用者等に 広報する。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業	同和・人権推進課（※拠点施設）
772	女性や子育て世代、親 が就労している子ど も、妊産婦などの避難 について、地域におけ る共助の必要性を情報 提供する	共助の必要性につ いて、女性や子 育て世代、妊産婦 など、幅広く情報 提供するため、防 災啓発コーナーで 情報提供を継続 する。	共助の必要性につ いて、女性や子 育て世代、妊産婦 など、幅広く情 報提供するため、防 災啓発コーナーで情 報提供を継続した。	周知について、継続性 を持って取り組む必要 があると感じた。	共助の必要 性について防災 啓発コー ナーでの 周知を今 後も継続し ていく。 また、コミュ ニティFM での周知 を新たに 行う。			危機管理室
		女性や子育て世 代、妊婦が災害弱 者とならない、女 性の目線を取りい れた防災対策の 講座を開催する。	講師のこれまでの災害 支援の体験を聞き、災 害時になぜ女性の視 点が必要なのか、女性 が声を上げることがど うして大切なのか、意思 決定の過程に参加で き、責任とともに行動で きる人材を育てることの 重要性を理解する講座 を開催した。稲野自治 会・連合婦人会との連 携で、防災フェアの1イ ベントとして開催。	意識向上のためには、 男性参加も必要。	女性を対象に防災 対策の講座を引き 続き開催するとも に、講座内容を男性も 含め広く利用者等に 広報する。	921307	女性・児童セ ンター管理運 営事業	同和・人権推進課（※拠点施設）

⑨職員に対し災害の取り組みにおける男女共同参画の視点の必要性を啓発する

781	主要な担当課や部局と 企画の段階から連携す る ・訓練（地域防災訓 練、庁内防災訓練） ・出前講座	男女共同参画の 視点を盛り込んだ 避難所運営マニ ュアルを避難所運営 ゲーム（HUG訓 練）に活用し、活 用の幅を更に上げ ることで、実行性を 高める取組を行 う。	本マニュアルを避難所 運営ゲーム（HUG訓 練）に活用し、活用 の幅を拡げることで、実行 性を高める取組を行っ た。	避難所運営ゲーム（H UG訓練）での継続した 活用が必要と感じた。	4か年で実 施する避 難所運営 ゲーム（H UG訓練） で本マニ ュアルを継 続して活 用する。	111101	自主防災活 動支援事業	危機管理室
		国の通知等の有 効な情報につ いて、危機管理室に 情報提供を行う。	国の「防災・復興にお ける男女共同参画の推 進について」の通知に 関して、危機管理室に 情報提供を行った。	全職員に防災における 男女共同参画の視点 が行き渡るよう、危機管 理室と連携した情報提 供が必要。	引き続き情 報の収集 と危機管 理室との 連携に努 める。	921301	男女共同参 画計画推進 事業	同和・ 課人権推進

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
782	災害時や復興時の男女 共同参画の視点につい て職員に対して研修を 実施する	平成29年度伊丹 市総合防災訓練 を本マニュアルを 活用して実施する にあたり、避難所 運営を担う職員に 事前に周知する。	避難所・開設運営訓練 を担う職員に本マニ ュアルを周知すること で、啓発を行った。	本マニュアルを継続し て周知することが必要 と感じた。	今回の総 合防災訓 練を実施 する際は、 本マニ ュアルの活 用を図り、実 施に際して は職員に 周知を図 る。			危機 管理 室
782	災害時や復興時の男女 共同参画の視点につい て職員に対して研修を 実施する	国の通知等、職員 研修に有効な情 報について、危機 管理室に情報提 供を行う。	主催の研修は実施でき なかったが、国の「防 災・復興における男女 共同参画の推進につ いて」の通知に関して、 危機管理室に情報提 供を行った。	全職員に防災における 男女共同参画の視点 が行き渡るよう、危機 管理室と連携した情報 提供が必要。	引き続き情 報の収集 と危機管 理室との 連携に努 める。	921301	男女共同参 画計画推進 事業	同和・ 課人権 推進

基本目標8 連携と協働により計画を推進する

1 庁外と連携や協働により計画を推進する

①市民や様々な団体などと連携・協働する

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
811	PTA・自治会・NPO・子育てサークル・登録グループなど地域活動に関わる様々な団体や人々との連携・協働により、地域における男女共同参画について啓発する	機会を捉えて地域における男女共同参画への啓発を進めていく。	市民まちづくりプラザでは、NPO、ボランティアについて活動紹介し、活躍できることを周知した。また、地域コミュニティの基盤強化の取組みの中で誰もが参画し、活躍できる地域づくりを進めてきた。	周知、啓発を行ってはいるが、引き続き継続的なフォローが必要である。	引き続き、活動の支援と周知を適宜実施する。			まちづくり推進課
		男女共同参画に関する出前講座を実施する。	東中学校PTAの他、地域の団体等に対し、まちづくり出前講座を4回実施した。また、国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、関係団体と連携しDV・デートDV防止の街頭啓発活動を行った。	地域における啓発機会の確保。	地域における啓発機会の確保に努める。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
		①②市民企画として多様なグループとの連携・協働による男女共同参画の推進を図る講座を実施する。 ③④ミモザの日や登録グループ発表会などの主要イベントに男女共同参画推進を目的としたグループの活動成果発表の場の提供を行う。	①大学生の企画により、就活を向かえるにあたって、印象的で好感もてるメイク術を取得し、自信をもつ講座を実施。受講者は外見の変化だけでなく心理的にもプラス効果を感じて、自分に自信をつけることができた。企画した女子学生は、働くという就職にむけての意識をもち、チラシ作成や広報も担当してリーダーとしての役割を学ぶよい機会になった。 ②ジェンダー平等の基礎知識と性差の歴史、平和な社会のためには何が大切であるかを考える市民企画講座を実施した。 ③「ミモザの日」のイベントを各グループの代表者からなる実行委員会形式で実施。グループの連携・協力のもと、アイデアを出し合い多彩な内容で実施できた。記念講演「知られていない外国人女性労働の現場」では、外国人女性労働の不安定な地位や夫からの暴力の実態、今後の外国人受け入れについてグローバルな視点での報告を、多くの参加者が聞く機会とすることができた。 ④イベントは毎年大勢の人でにぎわい、男女共同参画についての意識を市民に広めることができた。	①②男女共同参画により関連の深いテーマの応募が少なかった。 ③④イベントの開催運営にあたり男女共同参画の意義や必要性をいかに参加者に伝えるかが課題。	①②市民企画講座にあたり、登録グループへの積極的な働きかけを行う。	921307	女性・児童センター管理運営事業 ①就活メイク ②作られる性差と平和の関係 ③国際女性デーin伊丹いたみミモザの日 ④登録グループ発表会	同和・人権推進課（※拠点施設）
		民生委員児童委員の方に対し、引き続き伊丹市男女共同参画研修への参加を検討する。	民生委員児童委員に、同和・人権推進課が主催する研修会への参加を要請した。伊丹市男女共同参画研修「様々なセクシュアリティについて知る・考える」研修で得た知識を各々の民生委員の活動に活かしている。	継続して学習することによる更なる理解が必要。	民生委員児童委員に対し、男女共同参画に関する研修会への参加を促し、理解の促進と啓発を図る。	131103	民生児童委員等活動委託事業	地域・高年福祉課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		ボランティア交流会を実施する。 たみとものわ(上記1-7)を実施する。 ボランティア登録グループ連絡会議を実施する。 いたみボランティアまつりを開催支援する。	ボランティア交流会:年3回延べ51人参加する。 たみとものわ:年5回実施する。 登録ボランティアグループ連絡会議:年2回延べ67人参加する。 いたみボランティアまつり:約300人参加する。	ボランティア活動に登録し活動する人が減少している。	前年度同様に実施する。	—	ボランティア交流会 たみとものわ ボランティア登録連絡会 いたみボランティアまつり 開催支援	伊丹市社会福祉協議会
812	市民や団体と協働していくために男女共同参画推進委員会を設置する	男女共同参画推進委員会を設置する。	男女共同参画推進委員会を設置。会議を6回開催し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画機能の拠点施設についての意見交換を行った。	より多くの市民や推進委員会の関係団体に、男女共同参画意識の浸透を図るため、継続した取組が必要。	男女共同参画推進委員会を設置する。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課

2 庁内推進体制を充実する

②事業主として「事業主行動計画」に基づく取組を実施する

821	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律並びに、次世代育成支援対策法に基づく特定事業主行動計画に示した目標達成のため、計画に基づく取り組みを実施するとともに、指標の実績値を公表する	特定事業主行動計画に示した目標を達成するため、採用募集時や人事異動等で対応を図っていく。	職員自身に管理職への昇任への意識付けを研修等を通じて行うとともに、試験対象者を各所属部長に通知し、対象者に奨励を図った。	管理職登用については昇任試験の結果をもとに公平・公正に取り扱う必要があるため、登用率の向上につながらない場合がある。	引続き、管理職への昇任について意識付けを行う。			人事研修課
822	女性の採用や、昇任への意欲喚起など女性の活躍推進に向けた取り組みを実施する	採用に係る募集や説明会において、女性が活躍できる職場であることを紹介し、多くの方に応募してもらえるよう努める。また、管理職への昇任への意識付けを行っていく。	職員採用試験説明会において女性職員からの説明を行い、女性が活躍できる職場であることを紹介した。また、管理職の昇任への意識付けにおいてもキャリアデザイン研修等を実施し、職員自身のキャリアプランについて考える機会を設けた。	職種により応募者の絶対数に偏りがあるため、女性の職域拡大が困難な場合がある。	引続き、採用に係る募集および説明会で本市女性職員の女性の活躍を紹介し、受験者に応募してもらえるように努める。			人事研修課
		各校園において、各々の実態や、業務遂行の効率を考慮し、男女の性差に偏ることなく、より適材適所の配置が進むよう校園長会や所属長ヒアリング等において指導していく。	女性中堅教員へ総合教育センター主催のミドルリーダー養成研修講座への参加を校園長から助言指導することで、参加者割合を保ち、次期校園経営の担い手としての自覚を促すことができた。(H24年度は24名、H25年度は24名、H26年度は21名、H27年度は18名、H28 13名、H29年度22名)	管理職候補の人材が不足する中、女性中堅教員のミドルリーダー養成研修講座への参加者割合を保ち次期女性管理職・リーダーとしての意識付けをより一層進めていく必要がある。	各校園において、各々の実態や、業務遂行の効率を考慮し、男女の性差に偏ることなく、より適材適所の配置が進むよう校園長会や所属長ヒアリング等において指導していく。			職員課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		学校園運営に主体的に参画する人材育成をねらった研修を行う。	ミドルリーダー養成研修を12回実施した。体系的なカリキュラムを実施し、ミドルリーダーの資質向上を図ることができた。また、参加者の30%程度にあたる女性教員の参加があった。	学校園運営に主体的に参画する人材育成をねらった研修を今後も継続する必要がある。	学校運営に主体的に参画できる管理職登用に向け、ミドルリーダーを育成するための研修会を実施する。			総合教育センター

③庁内の連携体制を強化する

831	伊丹市男女共同参画推進本部を中心とし、庁内の連携のもと、着実な計画の推進を行う	男女共同参画推進本部会議、幹事会を開催する。市民オンブードからの指摘事項については、関係課へ情報提供を実施するなど、庁内で連携した推進体制の強化に努める。	10月に幹事会、11月に推進本部会議を開催し、市民オンブードより報告書に関する意見が出された。これまでの指摘事項については、引き続き情報提供や協議による連携に努めた。	新任配属者等への第2期計画の周知。	引き続き情報提供や協議による連携に努める。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
832	市の行政文書や広報番組の放送は、市の「男女平等に関する表現指針」に則って行う。また、必要に応じて同指針を見直す	6月に実施した平成29年度のPTA広報担当者向けの出前講座で「刊行物等作成にあたっての男女平等に関する表現指針」の一部を抜粋し、男女平等に関する表現方法を説明する	・出前講座でPTA広報担当者に対し、男女平等に関する表現方法を説明 ・「刊行物等作成にあたっての男女平等に関する表現指針」を参考に、男女平等に関する表現を意識した紙面作りを心掛けた	職員の異動もあるため、広報課職員全員で「男女平等に関する表現指針」に則った記事・番組作成に努める	PTA広報担当者向けの出前講座で「刊行物等作成にあたっての男女平等に関する表現指針」の一部を抜粋し、男女平等に関する表現方法を説明する			広報課
		指針見直しに関する情報収集を行う。・他課からの照会についての的確に助言できるよう、これまでの情報を整理し、担当課職員の研鑽・情報共有に努める。	他市の表現指針について、一部情報収集を行い、担当課職員の更なる研鑽・情報共有に努めることができた。刊行物等の表現に関する他課からの照会について、課内で検討を行い助言を行った。	情報収集が不十分で表現指針の見直しまでには至らなかった。また、表現指針に則って各所属がチェック・修正できる仕組みの徹底が必要。	表現指針の見直しに必要な情報の収集を行う。関係課と連携し、表現指針の見直しを行う。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
833	各課の事業において、男女共同参画の視点が盛り込まれているか確認するため、各課に男女共同参画リーダーを配置する	男女共同参画リーダーの配置について、課内で検討を行う。	計画担当課の所属長を対象とする研修会において、男女共同参画リーダー配置の予定について告知を行った。リーダーの配置について、課内で検討を行った。	リーダーの有効な配置のあり方と内規整備について、関係課と十分な検討と協議が必要。	リーダーの有効な配置のあり方と内規整備について、関係課と十分な検討と協議を行う。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
834	職員研修において、男女の固定的な役割分担意識の見直しやハラスメント・暴力・男女平等について階層や職種などに対応した研修を実施する	研修効果を高めるためには意見交換を行うことが肝要であるため、引き続き職場人権研修内で職員間の意見交換が活発に行われるように所属長へ実施を依頼する。	組織全体で人権問題に関する理解を深め、職員一人ひとりが人権尊重の視点にたったまちづくりを推進していけるよう、嘱託職員、臨時職員も含めた所属職員全員を対象に職場人権研修を実施するよう全所属長に依頼した。	所属職員数の多い職場では、全員が意見・感想等を出し合うことが難しく、短い時間での意見交換となる場合が多い。	引き続き、職員間で意見を出し合い、効果的な研修を実施していく。			人事研修課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
		職員を対象とした研修を実施する。	8月に計画担当課の所属長を対象に研修を実施し、第2期計画の説明を行った。 2月に認可保育所の保育士等268名を対象にDV防止セミナーを開催した。	公務の都合上、日程や参加職員数が限られる中で、より多くの職員に研修内容を周知するため、階層や職種の選定、周知方法に工夫が必要。	研修企画時に課内で十分な検討を行った上で、研修を実施する。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
835	市の指定管理者や委託事業者などに対して、積極的に男女共同参画についての出前講座や資料などの情報を提供する	指定管理者へ情報提供を行う。	女性・児童センターの指定管理者へ、情報提供を密に行った。 他課所管の指定管理者で、男女共同参画推進委員の推薦団体に對し、情報提供を行い、主催の研修に参加いただくことができた。	当課と関連の薄い委託事業者へ情報が届くよう、積極的な働きかけが必要。	出前講座の内容や啓発資料の配架先について、検討を行う。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課

④計画の進捗状況を調査する

841	進捗状況について毎年1回各課で自己点検を行う	第2期計画の進捗状況について、自己点検を行う。	第2期計画の進捗状況について、課内での自己点検と情報共有を行った。	課内全体で定期的な自己点検が必要。	定例の課内会議にあわせて、課内全体で自己点検を行う。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
842	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	オンブードより課題として提言されているものについて、解決を図るよう引き続き各課と調整を行う。	オンブードより課題として提言されているものについて、解決を図るよう引き続き各課と調整を行った。	各課の新任配属者等への周知徹底。	当課への提言について、積極的な反映に努めるとともに、他課に関する提言について、引き続き協議・調整を行う。	921309	男女共同参画施策市民オンブードによる進捗状況調査	同和・人権推進課
		イベントや講座企画時に、課題として提言されているものについて解決を図れるよう検討する。	職員全員の意識向上のため、男女共同参画社会実現のための研修に参加した。 国際女性デーin伊丹いたみモザの日に於いてオンブード報告会を実施した。	課題解決のための人材育成が必要である。	引き続き、イベントや講座企画時に、課題として提言されているものについて解決を図れるよう検討する。	921307	女性・児童センター管理運営事業	同和・人権推進課（※拠点施設）
843	男女平等や男女共同参画に関する市民の意識や実態などについて平成32年度に調査を行う	平成32年度実施について、課内で情報共有を行う。	平成32年度実施について、課内で情報共有を行った。	平成32年度実施に向けて、前回調査の課題や留意点の整理が必要。	課内で検討を行う。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主な 取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
844	入札資格審査申請と同時に各事業所における男女共同参画の推進状況、女性の役員率などについてのアンケートを実施するとともに、入札時の評価方法について調査研究する	追加登録の年であったが、アンケートを実施する。	追加登録の年であったが、アンケートを実施した。	アンケートの実施は、入札資格審査申請とは無関係のため任意の形でしか回答を求められないこと。また、指名基準とは無関係であるにも拘らず、回答内容によって指名に影響があるとの疑念を業者に持たせかねないこと。	アンケートは、同和・人権推進課作成のものを契約・検査課の入札参加資格申請時に申請を希望する業者に任意提出させている。業者の負担感を減らせるよう、より回答し易いアンケートを検討する。また、入札時の評価方法については引き続き調査する。			契約・検査課
		国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に伴う関連情報等、入札時の評価方法に関する情報収集と関係課との情報共有を進める。	国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に伴う関連情報等、入札時の評価方法に関する情報提供を行った。追加の入札参加登録の申請があり、アンケートを実施した。	事業主アンケートについて、回答率向上のための工夫を検討する必要がある。	近隣市等先進事例の情報収集及び情報提供に努める。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
845	職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を行う	課主催の研修時にアンケートを実施する。	当課主催の職員研修時に、固定的性別役割分担意識への賛否に関する質問を含むアンケートを実施した。	アンケート結果をふまえた研修の実施。	引き続きアンケートを実施し、性別や年代・階層等による傾向把握に努める。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課
		男女共同参加に関する意識調査について、人権教育室人権教育担当と連携し、検討していく。	実施していない。	男女共同参加に関する意識調査について、人権教育室人権教育担当と連携し、検討していく必要がある。	男女共同参加に関する意識調査について、人権教育室人権教育担当と連携し、検討していく。			職員課
		各種研修会において、事後アンケートに男女共同参画の視点を入れる。	実施できず	男女共同参画をテーマにした研修等を企画しなければ、アンケート調査も困難である。	教員対象に男女共同参画を意識した研修を実施し、アンケート調査を行う。	921102	伊丹市人権・同和教育研究協議会	人権教育室

⑤県や近隣自治体と連携する

851	男女共同参画の推進に関して、法制度の整備・充実などについて国や県に要望する	法制度に関する情報収集に努める。	国や県への要望に至るケースはなかったが、法制度に関する情報収集に努めた。	法制度や、国・県・近隣市の動向に関する情報の把握が必要。	引き続き、情報収集に努める。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・推進・人権
-----	---------------------------------------	------------------	--------------------------------------	------------------------------	----------------	--------	--------------	----------

通番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度の 目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
852	近隣市の先進事例などの情報を収集し、連携を行う	先進事例などの情報収集を行う。	女性活躍推進法や男女共同参画推進の拠点施設について、先進事例の情報収集を行った。	連携の方法を検討するための情報の収集・整理が必要。	引き続き、情報収集に努める。	921301	男女共同参画計画推進事業	同和・人権推進課

3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する

⑥男女共同参画の拠点機能の充実を図る

861	女性の不安や悩み、様々な暴力に対して相談機能を充実する	それぞれが抱える問題解決の為に悩み相談を実施する。	フェミカンや法律相談など様々な相談を利用できる機会を提供した。	フェミニストカウンセリングや法律相談は、キャンセル待ちが多いことが課題である。	引き続き女性の悩みに対応できる相談事業を実施する。	921307	女性・児童センター管理運営事業 女性のためのなやみ相談	同和・人権推進課 (※拠点施設)
862	男女共同参画の視点を持った人材発掘・育成などの講座やグループ活動の支援、情報提供を実施する	①②③登録グループ等男女共同参画社会を推進するための研修機会の提供を行う。	①②③啓発事業としてたくさんの参加者があり、男女共同参画の視点を学ぶ機会を多くの人に提供することができた。	男女共同参画についての理解を深める学びの機会を充実。	①②③登録グループとして、男女共同参画についての理解を深める学びの機会を充実。	921307	女性・児童センター管理運営事業 ①呼称から考える男女共同参画 ②男らしさ女らしさの心理学～メディアが及ぼす影響～ ③DVD上映会(ワークライフバランス)	同和・人権推進課 (※拠点施設)
863	男女共同参画に関する図書や視聴覚教材の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化する	女性交流サロン所蔵の図書について、毎月テーマを決め働く女性の家のロビーに展示する。男女共同参画に関する図書コーナーで利用者にに向けて啓発した。	交流サロンの存在を知らせることで、講座への参加へとつなげることができた。	より多くの方に男女共同参画に関する講座への理解と図書活用を促す工夫が必要。	引き続きフェミカン利用者や講座受講者に関連本を紹介し、利用者に男女共同参画に関する図書活用を促す。	921307	女性・児童センター管理運営事業 平成29年度本の企画展	同和・人権推進課 (※拠点施設)
864	指定管理者としての自己点検評価を毎年、市に提出する	毎年行政評価に基づき関連事業の報告を実施。	指定管理施設管理運営状況報告書を利用者満足度アンケートと共に同和・人権推進課に提出した。	利用者満足度アンケートの対象が重ならないような配布の工夫が必要。	今後も利用者満足度アンケートを参考に自己点検評価を行い、管理運営事業を実施する。アンケートの実施にあたっては調査対象を考慮して質問票の配布を行う。	921307	女性・児童センター管理運営事業 指定管理施設運営状況報告書	同和・人権推進課 (※拠点施設)
865	平常時から、災害時の女性の不安や悩み、暴力に対しての相談窓口や予防方法について情報提供する(再掲)	窓口開設に備え、女性防災リーダー養成講座を開催する。	災害時に女性たちが数々の困難を抱えたことから、避難所の運営等、意思決定の場における女性の参画に関する啓発講座を開催した。	女性の不安や悩みのニーズと課題解決を目指す学習の機会の提供をする。	女性を対象にリーダー養成講座を引き続き開催するとともに、講座内容を男性も含め広く利用者等に広報する。	921307	女性・児童センター管理運営事業 女性防災リーダー養成講座	同和・人権推進課 (※拠点施設)

通 番 No.	具体的施策	平成29(2017)年度 の目標・プラン	平成29(2017)年度の主 な取り組み及び成果	平成29(2017)年度の取 り組みを振り返り、課題 と思われること。	平成 30(2018) 年度の目 標・プラン	行政評 価コー ド	事業名	担当
866	災害時には女性のための相談窓口を開設する（再掲）	窓口開設に備え、女性防災リーダー養成講座を開催する。	災害時に女性たちが数々の困難を抱えたことから、避難所の運営等、意思決定の場における女性の参画に関する啓発講座を開催した。	女性の不安や悩みのニーズと課題解決を目指した学習の機会の提供をする。	女性を対象にリーダー養成講座を引き続き開催するとともに、講座内容を男性も含め広く利用者等に広報する。	921307	女性・児童センター管理運営事業	同和・人権推進課（※拠点施設）

数値目標

* の目標数値は次回市民意識調査時に把握、それ以外の項目は毎年度目標数値達成を目指す

項目		性質	計画当初 (27年度)	29年度分 報告	目標数値 (33年度)	担 当
Ⅰ性別に関わりなくともに活躍できるまち	市民意識調査における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）	↑	42.7%	—	50%*	同和・人権推進課
	市民意識調査における「雇用の機会や職場での賃金・待遇」における男女の地位が平等だと考える割合	↑	8.7%	—	30%*	同和・人権推進課
	「いたみ女性チャレンジひろば」年間利用者数	↑	1,133 人	674 人	1,300 人	同和・人権推進課
	女性・児童センター登録グループ数	↑	71 グループ	81 グループ	85 グループ	同和・人権推進課
	市政やまちづくりに関わる女性の人材育成のための講座の実施回数	↑	1 回	1 回	1 回以上 ／年度	同和・人権推進課
	自治会長に占める女性の割合	↑	19.8%	18%	20%	まちづくり推進課
	審議会などに占める女性委員の割合	↑	33.6% (H28.4.1現在)	30.1% (H30.4.1現在)	40%	同和・人権推進課
	女性のいない審議会等数	↓	8 (H28.4.1現在)	5 (H30.4.1現在)	0 件	同和・人権推進課
Ⅱだれもが自分らしく暮らし つつけられるまち	教育・保育に携わる人が男女共同参画についての研修を受講する回数	↑	—	1 回	1 回以上 ／年度	学校指導課 総合教育センター 人権教育室 保育課
	中高生における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）	↑	参考値① (50.8%)	—	60%*	学校指導課 人権教育室
	女性のための法律相談の相談件数	↑	56 件	53 件	72 件	同和・人権推進課
	市民意識調査における「全体として男女の地位」が平等だと考える割合	↑	16.3%	—	25%*	同和・人権推進課
Ⅲ性別に関わりなく、だれも が安全で安心できるまち	「伊丹市DV相談室」の相談件数	↑	706 件	873 件	800 件	同和・人権推進課
	交際相手からいづれかの暴力を受けたことが「ある」と回答した10代の割合	↓	参考値② (11.5%)	—	0%*	同和・人権推進課
	市民意識調査におけるセクハラ被害にあったことが「ある」と回答した割合	↓	9.1%	—	5%*	同和・人権推進課
	男女共同参画の視点による防災講座の実施回数	↑	1 回	1 回	1 回／年度	同和・人権推進課
Ⅳ計画の着実な推進	市民や様々な団体に対し男女共同参画を啓発した回数	↑	—	8 回	2 回／年度	同和・人権推進課
	採用者における技術職員の女性割合（※）	↑	33.3%	26.3%	現在の水準 維持	人事研修課
	課長相当職以上に占める女性の割合（※）	↑	20%	21.6%	20%以上の 水準維持	人事研修課
	係長相当職以上に占める女性の割合（※）	↑	32.5%	33.9%	32.5%以上の水 準維持	人事研修課
	男性職員の育児休業取得率（※）	↑	8.3% (H26年度)	8.3%	5%以上を維持 し、H32年度末 までに13%以 上	人事研修課
	育児参加休暇の取得率（※）	↑	28.3% (H26年度)	37.5%	H32年度末ま でに35%以上	人事研修課
	男女共同参画に関する職員研修の受講者の理解度割合 （大変理解が深まったの回答割合）	↑	49% (H28年度)	7.7%	60%	同和・人権推進課
	拠点施設の講座などの参加者数	↑	3,997 人	3,558 人	4,400 人	同和・人権推進課

参考値①：平成27年度市民意識調査における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する10代の割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）

参考値②：市民意識調査における配偶者や交際相手からいづれかの暴力を受けたことが「ある」と回答した10代の割合

（※）：伊丹市特定事業主行動計画（68ページ参照）における数値目標

平成 30（2018）年度 ヒアリング実施経過等

平成30(2018)年度

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード活動記録

- 5／30（水） オンブード打ち合わせ …市役所 7F 会議室
- 6／26（火） オンブード打ち合わせ …防災センター 3F 会議室
- 7／10（火） オンブードヒアリング打ち合わせ …防災センター 3F 会議室
- 7／31（火） オンブードヒアリング打ち合わせ …総合教育センター 3F 会議室
- 8／ 3（金） オンブードヒアリング打ち合わせ …防災センター 3F 会議室
- 8／10（金） オンブードヒアリング打ち合わせ …公民館 講義室 C
- 8／17（金） オンブードヒアリング打ち合わせ …公民館 講義室 C
- 8／28（火） オンブードヒアリング打ち合わせ …総合教育センター 3F 会議室
- 9／ 7（金） オンブードヒアリング打ち合わせ …市役所 7F 会議室
＜各ヒヤリング詳細 平成30（2018）年度ヒアリング実施経過参照＞
- 9／11（火）～10／16（火） 報告書案作成
- 9／11（火） オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…市役所 7F 会議室
- 9／18（火） オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…防災センター 3F 会議室
- 9／25（火） オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…防災センター 3F 会議室
- 10／ 2（火） オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…上下水道局 3F 会議室
- 10／24（水） 伊丹市男女共同参画推進本部幹事会 …総合教育センター 2F 講座室
- 11／ 2（月） 伊丹市男女共同参画推進本部会議 …企画会議室
- 伊丹市男女共同参画推進委員会での意見交換
- 男女共同参画施策市民オンブード報告会
- 3／ 4（日） いたみミモザの日 …女性・児童センター（予定）

平成30(2018)年度ヒアリング実施経過

日 程	開始時刻	対象所属	ヒアリング出席者				時 間
8月10日(金)	13:00	学校指導課	学校指導課長 廣重 久美子	主査 門脇 陽一	—	—	90分間
	14:30	人事研修課	人事研修課長 平井 賢一	久代 浩平	—	—	60分間
8月17日(金)	13:00	自立相談課	生活支援室長 兼自立相談課長 松尾 勝浩	主査 森川 隆彦	—	—	60分間
	14:30	まちづくり推進課	まちづくり推進課長 小宮 正照	宗廣 知樹	—	—	60分間
8月28日(火)	10:00	社会福祉協議会	清原 嘉彦	坂田 一明	清水 健一	上森 愛美	120分間
		地域・高年福祉課	地域・高年福祉課 長濱田 雄生	主査 中村 真一	—	—	
		介護保険課	介護保険課長 田中 康之	副主幹 千葉 純子	—	—	
9月7日(金)	9:30	同和・人権推進課 (女性・児童センター分含む)	同和・人権 推進課長 松本 好彦	副主幹 山田 雅規	主査 筒井 好子	—	120分間

資料

伊丹市特定事業主行動計画

伊丹市特定事業主行動計画

伊 丹 市 長
伊 丹 市 議 会 議 長
伊 丹 市 選 挙 管 理 委 員 会
伊 丹 市 代 表 監 査 委 員
伊 丹 市 農 業 委 員 会
伊 丹 市 公 平 委 員 会 委 員 長
伊 丹 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会
伊 丹 市 教 育 委 員 会
伊 丹 市 消 防 局 長
伊 丹 市 自 動 車 運 送 事 業 管 理 者
伊 丹 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者
伊 丹 病 院 事 業 管 理 者
伊 丹 市 モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 管 理 者

伊丹市特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、伊丹市長、伊丹市議会議員、伊丹市選挙管理委員会、伊丹市代表監査委員、伊丹市農業委員会、伊丹市公平委員会、伊丹市固定資産評価審査委員会、伊丹市教育委員会、伊丹市消防局長、伊丹市上下水道事業管理者、伊丹市自動車運送事業管理者、伊丹病院事業管理者及び伊丹市モーターボート競走事業管理者（以下「各任命権者」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性の職業生活における活躍に関する状況の把握と分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、各任命権者の部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する以下の項目の状況把握を行った。具体的な数値については、参考資料として後掲（P. 5～）している。

《把握した項目》

- （1）採用試験受験者の女性割合／女性職員の採用割合
- （2）職種別女性比率
- （3）管理職の女性割合（平成27年4月1日時点）、及び各役職段階に占める女性職員の割合
- （4）継続勤務年数の男女差（平成27年4月1日時点）
- （5）男女別の育休取得率・平均取得日数
- （6）男性の配偶者出産休暇等の取得率・平均取得日数
- （7）超過勤務の状況（時間外手当が支給されない職員を除く）

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と取り組み

【1】採用関係

○女性職員の割合が相対的に低い技術職員について、平成32年度末まで現在の水準を維持する。

⇒ 採用試験説明会において、女性職員による説明を実施します。

⇒ ホームページ等で、女性の活躍を紹介するページを作成し公表します。

※消防職員は、国勢調査（平成22年）の女性割合（1.8%）を上回っているため、現在の水準維持を目標とする。

※技術職員は、職務内容によって男女の偏りがあるが、各職種における人数が少数であり、個別の数値は変動が大きいことから、全体での目標設定とし、現在の水準維持を目標とする。

【2】配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

○課長相当職以上に占める女性の割合を、現在の20%以上の水準を継続する。

○係長相当職以上に占める女性の割合を、現在の32.5%以上の水準を継続するとともに、平成32年度末までに35%以上にする。

⇒ 女性管理職との意見交換会を実施します。

⇒ 職員広報にて、昇任意欲の向上に資する情報を発信します。

※第4次男女共同参画基本計画にて示されている成果目標を達成することを目指すこととする。

【3】継続就業及び仕事と家庭の両立関係

○男性の育児休業取得率を、毎年5%以上を維持するとともに、平成32年度末までに13%以上にする。

○育児参加休暇の取得率を、平成32年度末までに35%以上にする。

⇒ 職員広報にて、定期的に育児に関する情報を提供し、対象者及びその所属職員の育児に関する理解度を高めます。

(参考資料)

女性の職業生活における活躍に関する状況の把握

(1) 採用試験受験者の女性割合／女性職員の採用割合

職名		事務職員		技術職員		消防職員		教育職員 (幼稚園教諭)	
区分	性別	人数	女性割合	人数	女性割合	人数	女性割合	人数	女性割合
受験申込	男性	497	30.8%	78	21.2%	95	2.1%	3	93.8%
	女性	221		21		2		45	
採用者	男性	15	51.6%	6	33.3%	7	0.0%	0	100.0%
	女性	16		3		0		4	

※申込者数は平成 26 年度実施試験分、採用者は平成 27 年 4 月 1 日付採用

※医療職員は、随時採用しており、区分が明確ではないため省略している。

※教育職員は、市教育委員会が直接採用試験を実施している職に限っている。

(2) 職種別女性比率（平成 27 年 4 月 1 日時点）

職名	性別	人数	女性割合
事務職員	男性	443	46.2%
	女性	380	
技術職員	男性	158	21.4%
	女性	43	
医療職員	男性	111	76.1%
	女性	353	
教育職員	男性	49	61.7%
	女性	79	
消防職員	男性	194	4.4%
	女性	9	
技能職員	男性	230	11.9%
	女性	31	
合計	男性	1185	43.0%
	女性	895	

(3) 管理職の女性割合、及び各役職段階に占める女性職員の割合
(平成27年4月1日時点)

全体	男	女	計	女性割合			
理事級	1	0	1		15.6%	20.0%	32.5%
部長級	33	3	36	8.3%			
次長級	58	14	72	19.4%			
課長級	88	28	116	24.1%			
副主幹級	52	46	98	46.9%			
主査級	171	103	274	37.6%			
副主査級	16	31	47	66.0%			
主任級	152	72	224	32.1%			
主任待遇	13	130	143	90.9%			
一般職	601	468	1,069	43.8%			
計	1,185	894	2,080	43.0%			

(4) 継続勤務年数の男女差 (平成27年4月1日時点)

職名	事務職員			技術職員			医療職員		
性別	人数	女性割合	平均勤続	人数	女性割合	平均勤続	人数	女性割合	平均勤続
男	443	46.2%	16.92	159	21.3%	19.77	111	76.1%	10.29
女	380		13.87	43		11.63	353		12.03

職名	消防職員			教育職員			技能職員		
性別	人数	女性割合	平均勤続	人数	女性割合	平均勤続	人数	女性割合	平均勤続
男	194	4.4%	14.17	49	61.7%	7.88	230	11.9%	16.79
女	9		10.56	79		11.87	31		16.06

(5) 男女別の育休取得率・平均取得日数（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

職名	性別	出産人数	育休申請日数	申請人数	平均取得日数	取得割合
事務職員	男性	24	180	2	90.0	8.3%
	女性	21	10010	20	500.5	95.2%
技術職員	男性	8	365	1	365.0	12.5%
	女性	3	1229	3	409.7	100.0%
医療職員	男性	3				0.0%
	女性	12	6367	12	530.6	100.0%
消防職員	男性	17				0.0%
	女性	1	207	1	207.0	100.0%
教育職員	男性	1	86	1	86.0	100.0%
	女性	0				
技能職員	男性	7	574	1	574.0	14.3%
	女性	1	683	1	683.0	100.0%
合 計	男性	60	1205	5	241.0	8.3%
	女性	38	17813	37	481.4	97.4%

※期間中に、新たに育児休業を取得した職員のみを対象としている。

(6) 男性の配偶者出産休暇等の取得率・平均取得日数
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

①育児参加休暇取得状況

職名	合計取得日数	取得人数	平均取得日数	取得割合
事務職員	22.1	8	2.8	33.3%
技術職員	13.5	3	4.5	37.5%
医療職員		0		
消防職員		0		
教育職員		0		
技能職員	28.0	6	4.7	85.7%
合 計	63.6	17	3.7	28.3%

※取得割合は、(5) の出産人数に対し、出産補助休暇を取得した人数の割合。

②出産補助休暇取得状況

職名	合計日数	人数	平均取得	取得割合
事務職員	34.0	15	2.3	62.5%
技術職員	15.0	7	2.1	87.5%
医療職員		0		
消防職員	25.5	14	1.8	82.4%
教育職員		0		
技能職員	17.0	6	2.8	85.7%
合 計	91.5	42	2.2	70.0%

※取得割合は、（５）の出産人数に対し、出産補助休暇を取得した人数の割合。

（７）超過勤務の状況（時間外手当が支給されない職員を除く）

（平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日）

性別	対象 人数	平均超勤時間													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
男	953	20.1	24.8	18.8	20.8	18.7	23.6	23.1	23.5	27.4	26.7	20.1	22.9	270.6	22.5
女	804	18.0	18.3	17.6	18.1	15.7	16.2	18.3	18.0	19.1	19.5	17.0	19.2	215.1	17.9
計	1,757	19.2	21.9	18.3	19.6	17.3	20.2	20.9	21.0	23.6	23.4	18.7	21.2	245.2	20.4

①女性職員の採用割合・受験者の女性割合

	女性職員の採用割合	受験者の女性割合
事務職員	68.4%	41.8%
技術職員	30.8%	26.0%
医療職員	59.5%	82.5%
教育職員	100%	63.5%
消防職員	0%	1.6%

②継続勤務年数

男	15.7年
女	13.6年

③平均超過勤務時間・年次休暇の取得率

	平均超過勤務時間	年次休暇の取得率
市長部局	15.3時間	57.9%
教育委員会	23.3時間	50.7%
消防局	20.2時間	3.6%
交通局	28.4時間	100%
上下水道局	9.9時間	63.7%
伊丹病院	11.6時間	67%
ポートレス事業局	12.7時間	51.4%

④管理職の女性割合・各役職段階の職員の女性割合

管理職の女性割合(主査級以上)	33.8%
次長級以上の女性割合	17.9%
課長級の女性割合	24.6%
副主幹級の女性割合	45.7%

⑤職員の女性割合

事務職員	45.1%
技術職員	26.3%
医療職員	76.8%
教育職員	58.1%
消防職員	4.3%
技能職員	7.3%

⑥男女別の育休取得率

	男性	女性
市長部局	10.5%	100%
教育委員会	0%	100%
消防局	0%	100%
交通局	50%	対象者なし
上下水道局	40%	100%
伊丹病院	0%	100%
ポートレス事業局	0%	対象者なし
全体	13.2%	100%

⑦男性の配偶者出産休暇の取得率

45.6%

⑧中途採用の男女別実績(平成28年度)

男性	女性
9人	9人

⑨約10年度前に採用した職員の継続任用割合

	男	就労者	退職者	割合	女	就労者	退職者	割合
平成18年度	37	27	10	73.0%	38	17	21	44.7%
平成19年度	47	33	14	70.2%	50	23	27	46.0%
平成20年度	49	35	14	71.4%	45	29	16	64.4%
全体	133	95	38	71.4%	133	69	64	51.9%

【職種別求人・求職の状況 ハローワーク伊丹 受理分】

(平成30年4月分)

職 業	1 フルタイム					2 パートタイム				
	有効 求職者数	有効 求人数	有効 求人倍率	求職 希望賃金 (千円)	求人 平均賃金 (千円)	有効 求職者数	有効 求人数	有効 求人倍率	求職 希望賃金 (十円)	求人 平均賃金 (十円)
職 業 計	3,448	2,338	0.68	227	231	2,176	1,908	0.88	99	112
A 管理的職業	16	7	0.44	205	306	3	0	0.00	100	0
B 専門的・技術的職業	551	748	1.36	270	241	274	435	1.59	117	143
B 7 開発技術者	30	38	1.27	290	255	6	1	0.17	113	125
B 8 製造技術者	83	6	0.07	211	275	17	0	0.00	107	0
B 9 建築・土木・測量技術者	39	54	1.38	283	288	12	0	0.00	111	0
1 0 情報処理・通信技術者	47	18	0.38	261	259	8	1	0.13	180	100
1 1 その他の技術者	2	0	0.00	450	0	2	1	0.50	87	0
1 2 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	5	22	4.40	300	400	12	15	1.25	154	200
1 3 保健師、助産師、看護師	62	223	3.60	256	268	59	116	1.97	145	166
1 4 医療技術者	13	141	10.85	288	256	14	58	4.14	136	181
1 5 栄養士、その他の保健医療	38	17	0.45	211	225	11	14	1.27	93	133
1 6 社会福祉の専門的職業	87	205	2.36	189	215	76	188	2.47	102	116
2 2 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	45	4	0.09	261	260	7	2	0.29	90	0
05 06 17～21 23 24 その他の専門的職業	100	20	0.20	365	193	50	39	0.78	107	104
C 事務的職業	996	159	0.16	203	204	569	168	0.30	97	98
2 5 一般事務の職業	825	107	0.13	196	201	508	121	0.24	96	99
2 6 会計事務の職業	45	9	0.20	289	201	18	6	0.33	95	108
2 7 生産関連事務の職業	24	12	0.50	262	211	12	26	2.17	115	0
2 8 営業・販売関連事務の職業	85	26	0.31	216	230	26	10	0.38	100	93
2 9 外勤事務の職業	2	0	0.00	190	0	0	0	0.00	0	0
3 0 運輸・郵便事務の職業	9	5	0.56	250	225	0	5	999.89	0	88
3 1 事務用機器操作の職業	6	0	0.00	0	0	5	0	0.00	100	0
D 販売の職業	310	125	0.40	246	237	150	97	0.65	92	101
3 2 商品販売の職業	142	21	0.15	223	185	135	96	0.71	92	101
3 3 販売類似の職業	6	5	0.83	267	265	1	1	1.00	0	0
3 4 営業の職業	162	99	0.61	264	244	14	0	0.00	90	0
E サービスの職業	308	439	1.43	200	200	270	735	2.72	94	109
3 5 家庭生活支援サービスの職業	1	0	0.00	200	0	1	0	0.00	0	0
3 6 介護サービスの職業	111	296	2.67	191	204	76	424	5.58	96	110
3 7 看護助手、歯科助手、その他の保健医療サービス	20	57	2.85	188	183	15	38	2.53	92	104
3 8 生活衛生サービスの職業	23	40	1.74	206	222	18	117	6.50	108	103
3 9 飲食調理の職業	64	22	0.34	223	232	63	61	0.97	90	94
4 0 接客・給仕の職業	43	10	0.23	188	209	39	46	1.18	96	107
4 1 居住施設・ビル等の管理の職業	19	2	0.11	174	0	27	9	0.33	92	124
4 2 その他のサービスの職業	27	12	0.44	236	144	31	40	1.29	90	158
F 保安の職業	28	56	2.00	166	194	13	69	5.31	95	117
G 農林漁業の職業	8	1	0.13	225	263	4	11	2.75	85	131
H 生産工程の職業	223	333	1.49	224	242	59	77	1.31	98	97
6 0 生産設備制御・監視の職業（金属）	3	1	0.33	0	0	1	0	0.00	0	0
6 0 生産設備制御・監視の職業（金属を除く）	7	15	2.14	277	160	4	0	0.00	87	0
6 1 生産設備制御・監視の職業（機械組立）	5	1	0.20	225	0	5	0	0.00	88	0
6 2 金属材料製造・金属加工・金属溶接・溶融の職業	49	98	2.00	240	243	7	7	1.00	90	112
6 4 製品製造・加工処理の職業	57	47	0.82	204	184	21	30	1.43	104	93
6 7 機械組立の職業	33	24	0.73	210	201	5	27	5.40	88	88
6 0 機械整備・修理の職業	16	93	5.81	225	292	3	5	1.67	110	0
6 1 製品検査の職業（金属）	3	1	0.33	175	0	2	2	1.00	100	0
6 2 製品検査の職業（金属を除く）	10	2	0.20	0	0	4	0	0.00	97	0
6 3 機械検査の職業	3	23	7.67	0	288	4	1	0.25	113	0
6 4 生産関連・生産類似の職業	37	28	0.76	226	235	3	5	1.67	0	0
I 輸送・機械運転の職業	142	154	1.08	229	247	31	86	2.77	133	95
6 5 鉄道運転の職業	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0
6 6 自動車運転の職業	95	140	1.47	240	249	25	85	3.40	93	93
6 7 船舶・航空機運転の職業	0	0	0.00	0	0	1	0	0.00	500	0
6 8 その他の輸送の職業	16	3	0.19	206	208	2	1	0.50	0	125
6 9 定置・産設備機械運転の職業	31	11	0.35	206	0	3	0	0.00	85	0
J 建設・採掘の職業	46	178	3.87	261	280	8	6	0.75	127	141
7 0 建設躯体工事の職業	0	33	898.89	0	0	1	0	0.00	90	0
7 1 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	23	39	1.70	235	274	0	0	0.00	0	0
7 2 電気工事の職業	14	33	2.36	290	316	2	2	1.00	140	156
7 3 土木の職業	9	69	7.67	300	286	5	4	0.80	131	125
7 4 採掘の職業	0	4	999.99	0	0	0	0	0.00	0	0
K 運輸・運搬・包装等の職業	458	138	0.30	220	222	469	225	0.48	90	96
7 5 運搬の職業	81	89	1.10	237	226	29	32	1.10	90	98
7 6 清掃の職業	59	35	0.59	157	224	86	112	1.30	88	98
7 7 包装の職業	2	1	0.50	0	160	7	13	1.86	80	86
7 8 その他の運輸・運搬・包装等の職業	316	13	0.04	223	201	347	68	0.20	91	94
I T 関連職業合計	136	74	0.54	258	260	28	10	0.36	121	113
福祉関連職業合計	231	784	3.39	213	224	161	721	4.48	117	126
（うち介護関係）	155	426	2.75	188	208	94	558	5.94	98	112
分類不能の職業	362	0	0.00	218	0	326	0	0.00	90	0

(注1) I T 関連職業合計＝072、082、10、224-01・02、246-02、311、312、313、512、573、574-01、576、581、583、602-02・03、643、723、724 の合計

福祉関連職業合計＝13、144、145、146、161、162、169、351、36 の合計（うち介護関係）＝162、169、351、36 の合計

(注2) 求職希望賃金欄・求人平均賃金欄の「0」は、当月中に「新規求職」・「新規求人」の受理が無かったため、「0」と表示しています。

【職種別求人・求職の状況 ハローワーク伊丹 受理分】

(平成30年5月分)

職 業	1 フルタイム					2 パートタイム				
	有効 求職者数	有効 求人数	有効 求人倍率	求職 希望賃金 (千円)	求人 平均賃金 (千円)	有効 求職者数	有効 求人数	有効 求人倍率	求職 希望賃金 (千円)	求人 平均賃金 (千円)
職 業 計	3,406	2,040	0.60	214	233	2,184	1,725	0.79	98	114
A 管理的職業	13	3	0.23	277	310	1	0	0.00	0	0
B 専門的・技術的職業	533	547	1.03	238	246	280	369	1.32	118	155
07 開発技術者	30	37	1.23	305	273	6	1	0.17	150	0
08 製造技術者	80	3	0.04	231	255	16	0	0.00	125	0
09 建築・土木・測量技術者	39	50	1.28	254	314	12	0	0.00	0	0
10 情報処理・通信技術者	50	20	0.40	244	284	7	1	0.14	0	0
11 その他の技術者	2	0	0.00	0	0	2	0	0.00	0	205
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	7	18	2.57	325	312	11	12	1.09	180	178
13 保健師、助産師、看護師	68	133	1.96	264	247	86	118	1.82	148	176
14 医療技術者	14	83	5.93	250	248	14	54	3.86	105	184
15 栄養士、その他の保健医療	36	14	0.39	190	162	10	7	0.70	0	120
16 社会福祉の専門的職業	73	166	2.27	181	201	76	160	2.11	99	112
22 美術家、デザイナー、写真家、映像彫形者	39	5	0.13	278	275	10	4	0.40	93	85
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	95	18	0.19	220	231	52	10	0.19	94	116
C 事務的職業	1,003	144	0.14	198	208	578	150	0.26	93	96
25 一般事務の職業	835	85	0.10	191	190	522	122	0.23	93	94
26 会計事務の職業	42	9	0.21	216	215	17	5	0.29	102	105
27 生産関連事務の職業	27	12	0.44	200	240	10	8	0.80	0	90
28 営業・販売関連事務の職業	81	32	0.40	241	218	22	10	0.45	98	108
29 外勤事務の職業	2	1	0.50	0	174	2	0	0.00	93	0
30 運輸・郵便事務の職業	11	5	0.45	245	275	0	3	999.99	0	0
31 事務用機器操作の職業	5	0	0.00	175	0	5	2	0.40	0	116
D 販売の職業	310	136	0.44	240	220	149	105	0.70	93	101
32 商品販売の職業	149	32	0.21	211	208	132	101	0.77	93	103
33 販売類似の職業	6	3	0.50	250	0	2	1	0.50	85	0
34 営業の職業	155	101	0.65	272	232	15	3	0.20	92	91
E サービスの職業	289	378	1.31	199	199	275	706	2.57	92	107
35 家庭生活支援サービスの職業	1	0	0.00	0	0	1	0	0.00	0	0
36 介護サービスの職業	103	205	1.99	191	199	89	385	4.33	94	112
37 看護助手、歯科助手、その他の保健医療サービス	26	58	2.23	187	178	12	40	3.33	91	94
38 生活衛生サービスの職業	21	39	1.86	220	235	18	132	7.33	94	103
39 飲食調理の職業	48	24	0.50	198	216	71	68	0.96	90	96
40 接客・給仕の職業	43	10	0.23	224	365	39	42	1.08	91	108
41 居住施設・ビル等の管理の職業	20	2	0.10	180	0	18	6	0.33	95	85
42 その他のサービスの職業	27	40	1.48	223	175	27	33	1.22	92	126
F 保安の職業	24	50	2.08	150	191	16	56	3.50	88	108
G 農林漁業の職業	11	3	0.27	192	182	4	6	1.50	0	105
H 生産工程の職業	238	334	1.42	222	250	64	73	1.14	145	100
49 生産設備制御・監視の職業（金属）	5	0	0.00	200	0	0	0	0.00	0	0
50 生産設備制御・監視の職業（金属を除く）	8	15	1.88	250	195	3	0	0.00	0	0
51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）	7	0	0.00	175	0	5	0	0.00	0	0
52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	49	102	2.08	234	260	6	8	1.33	0	95
54 製品製造・加工処理の職業	58	53	0.91	217	205	27	37	1.37	90	89
57 機械組立の職業	37	24	0.65	211	184	5	17	3.40	0	0
60 機械整備・修理の職業	16	96	6.00	247	316	4	6	1.50	448	113
61 製品検査の職業（金属）	5	0	0.00	265	0	1	0	0.00	0	0
62 製品検査の職業（金属を除く）	11	1	0.09	190	0	3	1	0.33	0	90
63 機械検査の職業	4	25	6.25	170	238	4	0	0.00	0	0
64 生産関連・生産類似の職業	36	18	0.50	217	262	6	4	0.67	103	135
I 輸送・機械運転の職業	136	140	1.03	253	250	32	63	1.97	95	106
65 鉄道運転の職業	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0
66 自動車運転の職業	93	123	1.32	255	273	25	58	2.32	98	100
67 船舶・航空機運転の職業	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0
68 その他の輸送の職業	16	7	0.44	275	218	3	2	0.67	85	110
69 位置・建設機械運転の職業	27	10	0.37	233	223	4	3	0.75	85	167
J 建設・採掘の職業	43	176	4.09	214	286	10	6	0.60	173	0
70 建設躯体工事の職業	0	30	999.99	0	335	1	0	0.00	100	0
71 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	24	55	2.29	206	279	1	0	0.00	270	0
72 電気工事の職業	11	25	2.27	200	276	3	2	0.67	150	0
73 土木の職業	8	62	7.75	233	278	5	4	0.80	0	0
74 採掘の職業	0	4	999.99	0	0	0	0	0.00	0	0
K 運搬・清掃・包装等の職業	462	129	0.28	203	212	455	191	0.42	91	94
75 運搬の職業	75	81	1.08	229	211	33	26	0.79	92	92
76 清掃の職業	63	23	0.37	185	230	76	96	1.26	87	93
77 包装の職業	5	1	0.20	200	0	4	13	3.25	0	99
78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	319	24	0.08	197	212	342	56	0.16	92	96
L T 関連職業合計	139	69	0.49	241	251	31	13	0.42	122	112
福祉関連職業合計	215	507	2.36	218	221	184	644	3.50	116	138
（うち介護関係）	134	294	2.19	193	201	110	484	4.40	95	112
分類不能の職業	346	0	0.00	195	0	320	0	0.00	90	0

(注1) L T 関連職業合計＝072、082、10、224-01・02、246-02、311、312、313、512、573、574-01、576、581、583、802-02・03、843、723、724 の合計

福祉関連職業合計＝13、144、145、146、161、162、169、351、36 の合計（うち介護関係）＝162、169、351、36 の合計

(注2) 求職希望賃金欄・求人平均賃金欄の「0」は、当月中に「新規求職」・「新規求人」の受理が無かったため、「0」と表示しています。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱

(目的)

第1条 伊丹市男女共同参画計画（以下「計画」という。）及び男女共同参画に関する施策について市民の立場から独自に調査し、意見の表明を行うことにより、本市における女性差別の解消及び男女共同参画社会の推進を図り、男女平等の社会を実現することを目的として、伊丹市男女共同参画施策市民オンブード（以下「市民オンブード」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民オンブードの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の調査に関する事。
- (2) 本市の男女共同参画に関する施策のうち、自己の発意に基づき取り上げた施策の調査に関する事。
- (3) 本市の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査に関する事。
- (4) その他市長が特に委嘱する事項

2 市民オンブードは、個々に独立した存在として前項の職務を行う。

(職務の対象としない事項)

第3条 市民オンブードは、次に掲げる事項については、その職務の対象としない。

- (1) 議会に関する事項及び議会の議決に関する事項
- (2) 市職員の勤務条件、身分等に関する事項
- (3) 市民オンブードの身分等に関する事項

(責務)

第4条 市民オンブードは、男女共同参画に関する施策の監視役として、公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。

2 市民オンブードは、その地位を政治的目的のために利用してはならない。

3 市民オンブードは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市民オンブードの職務の遂行を尊重し、積極的に協力しなければならない。

(組織)

第6条 市民オンブードの定数は、3人とする。

2 市民オンブードは、地方自治及び男女共同参画の推進に優れた識見を有する者とする。

3 市民オンブードは、前項の条件を満たす者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が選考のうえ、委嘱する。

(1) 公募により応募した者

(2) 学識経験者

4 市民オンブードは、その職務の遂行にあたっては、協議により行うものとする。

(任期)

第7条 市民オンブードの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、任期途中で市民オンブードに異動があった場合等、市長が必要と認める場合はこの期間をこえる任期とすることができる。

2 市民オンブードは、再任を妨げない。

(解任)

第8条 市長は、市民オンブードが次のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) その他市民オンブードにふさわしくない行為があると認めるとき。

(兼職等の禁止)

第9条 市民オンブードは、次の職を兼ねることができない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第2条に定める選挙による職

(2) 政党その他政治団体の役員

(3) もっぱらその事業が本市との請負に委ねられている企業その他の団体の役員

(調査)

第10条 市民オンブードは、調査のため必要があるときは、市の関係機関に対し説明を求め、関連する文書その他の資料を閲覧し、若しくは提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 市民オンブードは、第2条第1号から第3号までに基づく調査を行う場合は、市の関係機関に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(調査報告書の作成等)

第11条 市民オンブードは、毎年度、決算が議決により認定された後に、当該決算対象年度における計画の進捗状況に関する調査報告書を作成し、意見を付して市長に提出しなければならない。

2 前項の意見表明を受けた市の機関は、その意見を尊重しなければならない。

3 市民オンブードは、報告書及び意見の作成に当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(庶務)

第12条 市民オンブードの庶務は、市民自治部共生推進室同和・人権推進課が行う。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民オンブードの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

【 発 行 】

伊丹市市民自治部共生推進室同和・人権推進課

〒664-8503

兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL : 072-784-8146

FAX : 072-780-3519

E-mail : dowajinken@city.itami.lg.jp